https://rodosoken.com/

No.128

労働総研クォータリー

ISSN 0918-7618

2023 秋 季号

特集 1

「戦争国家づくり」に突き進む日本 ――労働運動はどう立ち向かうか

大軍拡・「死の商人」国家づくりはゆるさない――財界・軍需産業の要望に焦点を当てて　石川 康宏
戦争への道を阻止するために　「戦争法」廃止の共闘から学ぶこと　小田川 義和
生協労連「憲法闘争」のとりくみ　櫻井 美子
全労働における憲法擁護、平和と民主主義を守るとりくみ　津川 剛
横田基地フィールドワーク、撤去運動の闘い――歴史と現在　津川 正洋
四谷姉妹が考える憲法９条をいかした安保３文書（安全保障政策）　四谷姉妹

特集 2

海外の労働運動・労働事情

近年の米国労働運動の高揚から考える　布施 恵輔
スペイン「ライダー法」制定の背景を考える――「偽装」に対抗する積極的な労働法・労働行政　脇田 滋

RODO SOKEN

編集・発行　一般社団法人 労働運動総合研究所

発売　本の泉社

https://rodosoken.com/

労働総研ブックレット No.11

The Japan Research Institute of Labour Movement RODO SOKEN Booklet ／編集 ： 労働運動総合研究所

財界戦略とアベノミクス

——内部留保はどう使われる

藤田　宏 著

序　章　アベノミクスと財界戦略
第１章　バブル崩壊後の財界戦略——『新時代の「日本的経営」』と「新型経営」
第２章　財界・大企業の搾取強化の新段階——付加価値の企業配分の増大
第３章　「新型経営」下で急膨張する内部留保
第４章　財テク重視の「新・新型経営」による新たな資本蓄積方式
第５章　「新・新型経営」とアベノミクス
終　章　内部留保は国民経済の障害——内部留保を経済の好循環の糧に

ISBN：978-4-7807-1215-5　C0036　A5判・64 ページ・定価 600 円（＋税）

『労働総研ブックレット』No.1～10も好評発売中

全てA5判／No.1～8：定価 571円（＋税）／No.9：定価 800円（＋税）／No.10：定価 550円（＋税）

No.1 フランス、イギリス 働くルールと生活保障の最新事情
—日本が学ぶことを探す旅 72頁
労働総研仏英調査団 編

No.2 大震災と日本の社会保障
—被災地から労働・生活・地域の再建を考える 64頁
日野秀逸 著

No.3 公契約適正化運動のすすめ
—発展方向と可能性を探る 64頁
伊藤圭一・斎藤寛生・原冨 悟 著

No.4 TPPと労働者、労働組合 64頁
萩原伸次郎 著

No.5 地域循環型経済への挑戦 64頁
松丸和夫・吉田敬一・中島康浩 著

No.6 最低生計費調査とナショナルミニマム
—健康で文化的な生活保障 64頁
金澤誠一 著

No.7 ブラック企業と就活・働く権利
—青年に希望を悪質企業を見分ける確かな眼 72頁
生熊茂実・鹿田勝一 著

No.8 労働時間の短縮で日本社会を変えよう 64頁
斉藤隆夫 監修・労働総合運動研究所 編

No.9 アベノ改憲の真実
—平和と人権、暮らしを襲う濁流 104頁
坂本　修 著

No.10 人間らしい働き方とジェンダー平等の実現へ
—労働組合の役割ととりくみ 64頁
労働総研女性労働研究部会 編

本の泉社
21世紀を生きる人と社会に役立ち、感動を共有できる本づくり
お求めはお近くの書店または本の泉社へ　TEL:03-5810-1581
〒112-0005 東京都文京区水道2-10-9 板倉ビル2階　FAX:03-5810-1582
HP：http://www.honnoizumi.co.jp/ 郵便振替：00130-6-137225
単行本の出版のご相談をお受けいたします. お気軽にご連絡ください.

Issue in 2023 Autumn　季刊

『労働総研クォータリー』No.128　2023年秋季号

目　次

特集1　「戦争国家づくり」に突き進む日本 労働運動はどう立ち向かうか

● 大軍拡・「死の商人」国家づくりはゆるさない――財界・軍需産業の要望に焦点を当てて
……石川 康宏　2

● 戦争への道を阻止するために　「戦争法」廃止の共闘から学ぶこと
……小田川 義和　16

● 生協労連「憲法闘争」のとりくみ ……櫻井 美子　22

● 全労働における憲法擁護、平和と民主主義を守るとりくみ ……津川　剛　27

● 横田基地フィールドワーク、撤去運動の闘い――歴史と現在 ……津川 正洋　31

● 四谷姉妹が考える憲法９条をいかした安保３文書（安全保障政策）　四谷姉妹　36

特集2　海外の労働運動・労働事情

● 近年の米国労働運動の高揚から考える ……布施 恵輔　40

● スペイン「ライダー法」制定の背景を考える
――「偽装」に対抗する積極的な労働法・労働行政 ……脇田　滋　47

〈労働戦線NOW〉

● 連合大会で芳野会長続投、問われる自民との距離感や闘争力
――24春闘で「スト」視野の連合産別も、全労連は「職場闘争」強化、
軍拡阻止・野党共闘も焦点
……青山　悠　58

《特集１》「戦争国家づくり」に突き進む日本
――労働運動はどう立ち向かうか

大軍拡・「死の商人」国家づくりはゆるさない
――財界・軍需産業の要望に焦点を当てて

石川 康宏

1 戦争になれば狭い日本は焼け野原

「安保３文書」の閣議決定（2022 年 12 月 16 日）をきっかけに、日本の軍拡が急加速している。2015 年成立の「戦争法」にくわえて安保政策の「実践面」での転換を目的とした３文書の路線は、「敵基地攻撃能力」の保有に向けて長射程ミサイルなど攻撃型兵器の拡充を最優先に、必要な軍事費を５年で２倍に増やすとした。このような急速で巨大な軍拡は、日本に対する周辺各国の警戒心を強め、際限のない軍拡競争を新たに引き起こす。それは軍事連携強化を確認した米日韓の首脳会談（８月 18 日）直後に、北朝鮮が海軍への戦術核兵器の配備を発表するなど、すでに現実のものとなっている。

また「台湾有事」を煽りながら日本政府が「敵」と想定する中国は、軍事費で日本の 6.63 倍、GDP（国内総生産）で日本の 4.72 倍、人口は 10 倍以上、長射程ミサイルの数はアメリカを上回り、核兵器も 400 発以上の保有である。そのような大国との軍拡競争に本気で突入すれば、先に崩壊するのは日本社会の方である[1)]。

それでも「戦争になったらどうする」という声が聞かれる。だが戦争になれば「敵も味方も焼け野原」である。ウクライナの現状を見ればわかるように、頭の上からミサイルが降る。攻撃対象は自衛隊基地および在日米軍基地と関連施設が中心で、その範囲は沖縄から北海道までの日本全土となる。全国の自衛隊基地の「強靱化」にすでに５年で４兆円の予算が付けられているが、それは全土が戦場となることを政府自身が想定しているからである。

くわえて日本には使用済み核燃料を冷却プールに大量に収めた原発が全国にある。そのいくつかにミサイルが命中すれば、空からミサイルの降る戦時下に数百万、場合によっては数千万の人間が数百キロもの避難を余儀なくされる。この避難に戦時下の自衛隊による「救助」はほぼ期待できない。さらに戦争が長引けば、エネルギー自給率 10％、食糧自給率 38％の現状では、暑さ寒さで多くが死に、３人家族の２人が餓死する他にない。海外からの種子や肥料、飼料の輸入が途絶すれば、日本の食糧自給率は 10％程度まで低下して、生き残るのは 10 人に１人となっていく[2)]。実際にはエネルギーも食糧も自衛隊が優先的に確保することで、市民への補給はさらに少ないものとなるだろう。政府は有事には花農家に米や芋をつくら

https://rodosoken.com/

せるなどをまじめに検討しているようだが、笑えないブラック・ジョークとしか思えない[3]。

これが「もし戦争になったら」の日本の姿である。日本はとても戦争に耐えられる社会ではない。「戦争になったらどうする」などとのん気なことを言っている場合ではないのである。いま必要なことは「戦争の準備」ではなく、いかに戦争を回避するかという「平和の準備」に他ならない。中国や北朝鮮とも交流と対話を通じ、相互の信頼を積み上げる努力を大急ぎで行うべきである。

アジアには、東アジアの全域に「平和の共同」を広げることを展望したASEAN諸国の努力がある。それはアメリカも中国も無視することのできない大きな流れをつくっている。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」（憲法第9条）、ASEANの呼びかけに応えて、これに積極的に合流していくべきである。日本の労働組合運動にも、平和と安心を求める多くの市民を激励し、共同を広げる役割が期待されている[4]。

以下では、いよいよ殺傷兵器をふくむ武器輸出を解禁し「死の商人」国家に向かおうとする岸田政権の動きを、戦後の軍需産業復活の歴史にもふれながら、財界・軍需産業からの要望に焦点をあてて検討してみたい。

2　戦後軍需産業の復活と「資本の論理」

アメリカの軍需産業や政府の世界的な軍事戦略を大前提にして、こうした破滅的な道を日本の政府と社会に進ませる最大の推進力となっているのが日本の軍需産業および日本経済団体連合会（日本経団連）を最上位の意思決定機関とする財界団体である。

資本主義の社会では、ミサイルなど戦争に必要な武器――海外の軍隊が「武器」と呼ぶものを自衛隊は「装備」と呼ぶが――も一定の価格をもって売買される商品で、これを生産、販売するのは軍需産業（個別には軍需資本）であり、その軍需資本の目的は経済的利益の最大化の実現である。軍需産業の活動もまた「資本の論理」に貫かれており、政府の安保・軍事戦略へのはたらきかけも最大限の利潤追求を推進力としたものとなる。

1964年に経団連が発行した『防衛生産委員会十年史』には、これを自ら告白する文章がいくつも書き込まれている。「市場の拡大を追及するということは、いわば企業の本能的欲求とも称すべきものである。特に防衛生産面においては、需要が限定され、経営上の合理的な経済規模と需要との調整について常に頭を悩まされる場合が少なくなく、その隘路打開が企業経営者にとっては重要な一つの課題であった」等々[5]。

[米軍特需による軍需産業の復活]

「資本の論理」にもとづく日本軍需産業の活動の原型を、まず戦後の解体の危機からの復活の過程に見ておきたい。1946年に発足した経済団体連合会（経団連）が、朝鮮戦争による「米軍特需」に対応するため、「アメリカとの話し合いのもと」1952年に防衛生産委員会（現在の日本経団連・防衛産業委員会の前身）を立ち上げたのが、戦後における軍需産業の公然たる復活の始まりとなった。いわゆる朝鮮特需は52年から57年までに総額520億円を超え（52年の日本政府の一般会計予算は約8,500億円だった）、初年の52年だけで大阪機工に4.2インチ迫撃砲528門、小松製作所と大阪金属工業に81ミリ迫撃砲弾63万発、小松製作所に4.2インチ迫撃砲弾36万発、日平産業に81ミリ迫撃砲用照明弾3万2,000発、小松製作所に発煙弾7万発などが発注された。この時「兵器関係18社が投資した設備資金は」54年末までの短期間に40億2,500万円に達したという[6]。

1955年に防衛生産委員会と日本兵器工業会（53

https://rodosoken.com/

年発足）の共催で、神戸製鋼所の105ミリ榴弾と小松製作所の4.2インチ迫撃砲弾の米軍への納入がそれぞれ100万発に達したことを祝賀する式典とパーティが開かれた。米軍関係者も参加したこの場で、神戸製鋼所の浅田長平社長は次のように米軍への最上級の感謝の言葉を述べている。

「我々は戦前及び戦時中、砲弾及び各種兵器製造の経験はもっておりましたが、アメリカのスペック及び図面による砲弾製造は初めてのこと」「幸い米軍当局の懇切なる御指導とご鞭撻により」「生産を順次軌道に乗せることができました」「米国極東軍司令部兵器局長リンド准将より感謝状を頂戴致しましたことは……忘れることの出来ない名誉と喜びでございました」[7]。

同じ催しで、小松製作所の河合良成社長も「私共はこの事業に従事したことに聊かの後悔も持たないばかりか、日本にとって莫大な輸出産業を完成したのであります」と胸を張った[8]。

わずか７年前まで米軍と闘う武器をつくった同じ資本が、いまは日本を敗戦に追いやった米軍の注文に嬉々として応じていく。資本の目的はあくまで経済的利益の実現であり、それをもたらす者が誰であれ、また実現の方法がどのようであれ、資本は手段を選ばない。

[国内市場の創出に向けた「防衛力」拡大の要求]

同時に、経団連は朝鮮戦争による「特需」が終結した後の安定的な「需要」を創出するため、日本自身の「防衛力」増強を強く求めていった。「兵器工業は」「常に防衛力との関連においてバランスのとれた発達が根本的な条件となっており」「特に戦後、兵器の生産体系が解体せられてしまっていることを考えると、その健全な再建をはかるには、どうしてもはじめから計画性を持って段階的かつ秩序的に進めてゆかなければならない。そこで防衛生産委員会が最初に手をつけた問題は、兵器の計画生産に必要な防衛生産の規模測定に関する研究であった」[9]。

この研究の成果として、日本の軍事力の利用による自らの負担軽減を考えていた米軍の思惑にも乗って作成されたのが、近い将来の日本の「防衛力」に関する1953年の「経団連試案」である。「試案」はこれを「陸上兵力　15個師団およびその他部隊　30万人」「海上兵力　艦艇29万トン　７万人」「航空兵力　航空機3,750機　13万人」と想定した。その上でこれを６年で整備するには毎年4,800億円の経費が必要だと見積もり、しかし、これを日本側だけで負担するのは困難だとして、臆面もなく総額１兆2,690億円をアメリカに依存するとした[10][11]。

こうした動きの中、翌1954年には陸海空の自衛隊が創設され、57年に岸信介内閣が「第１次防衛力整備計画」を閣議決定する。58年からの３年で、まずは陸上自衛官18万人、海上自衛隊艦艇12万4,000トン、航空自衛隊航空機1,300機とすることなどが掲げられた。これに対するアメリカ側の反応は、同月の岸訪米による日米共同声明に「米国は日本の防衛整備計画に歓迎の辞を表した」と示された。さらに61年には「第２次防衛力整備計画」がつくられるが、アメリカからの軍事援助が「無償から有償へ」転換したこともあって、そこでは「近代的装備の国産化」が大きな課題となった。

日本の軍需産業は自前の巨大「防衛力」の形成を求め、それによって巨大な市場と安定的な利益確保の途を開いたわけである[12]。

[海外への武器市場の拡大をめざして]

さらに財界は経済的利益のさらなる拡大に向け、海外に新たな市場を求めていく。武器輸出の動きである。

経団連は「自衛隊の平時の必要補給率だけを対

https://rodosoken.com/

象として防衛生産を考えると、民間企業としては経済的に成り立ちがたいものが現われてくる」として「当時のアメリカ極東軍司令部等から特別に資料の提供を求め、主として東南アジア市場について組織的な調査」を続けていった[13]。

しかし「東南アジア諸国は総じて経済開発の初期の段階にある。いわゆる低開発地域であって、対外支払能力一つをとって考えても、この地域に対する市場開拓は余程積極的にこれを推し進める体制が整っていないかぎり甚だ困難である」[14]。

そこで「改めて総合的な立場から輸出市場開拓の問題点を洗い、隘路打開の途を検討する」ために、1959 年防衛生産委員会の内部に「市場対策委員会」を設置する。そこでの検討の結果「まず採り上げなければならない輸出阻害要因は……機密ないし政治的問題等に関連する政府の態度という点にしぼられ」、「(政府は) 市場開拓に積極的に手をかし、いささかなりとも防衛生産の基礎の強化をはかることによって装備の改善に資するという視野の広い態度を打ち出すことが必要であるとの結論に到達した」。

62 年に総理や関係大臣、自民党政務調査会等に届けられた「兵器輸出に関する意見書」は、上のような見地にもとづくものだった[15]。

しかし、これは財界の思うような成果にはつながらなかった。先に紹介した 1955 年の祝賀式典で小松製作所の河合社長は「特に、共産主義者の煽動を受けた民衆は、私共を目して『死の商人』と呼び、銀行家は私共の事業に融資することを遅疑した」と述べている[16]。実際にも 54 年末までの兵器関係 18 社による設備投資に占める自己資本比率は 73.6%で、工業総投資の 40%よりはるかに高いものとなっており、「当時特需産業がいかに金融機関から敬遠され市中金融が困難であったかを物語」るものとなっていた[17]。

「死の商人」を許さぬ強い世論に圧(お)され、その後、日本政府は 1967 年に「共産圏」や「国際紛争の当事国あるいはそのおそれのある国」には武器輸出をしないと表明し、76 年には、これら以外の地域についても憲法等の精神に則り「『武器』の輸出を慎む」とする武器輸出 3 原則を明らかにする。

以上、簡単に振り返っただけでも、なりふり構わぬ「米軍特需」への依存、巨大な市場と利益の安定的な確保に向けた「防衛力」増強の要請、海外市場の獲得に向けた動きなど、戦後日本の軍需産業の短期間での復活がきわめて露骨な「資本の論理」を推進力として行われたことがよくわかる[18]。

3　日本経団連の要望に応えた「軍需産業支援法」

政府の安保政策に対する軍需産業の強い影響力は、その後、半世紀を経た今日も変わっていない。それは、2023 年 6 月、第 211 国会で可決、成立した「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」(10 月 1 日施行) にもよく現われている。いわゆる「防衛生産基盤強化法」あるいは「軍需産業支援法」のことである[19]。

[軍需産業への税金投入]

同法第 1 条は、この法律の目的を次のようにまとめている。「我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっている」。

ここでの「装備品等」は自衛隊の武器、船舶、航空機、食糧その他を指すとされている (第 2 条)。

そこで「⑴装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及び⑵これに資する装備

https://rodosoken.com/

移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、⑶装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに⑷装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定めることとする」（第１条。カッコ数字は石川）。

上の⑴は、防衛省の認定を受けた事業者（軍需資本）に対する直接的な財政支援を内容としている。同法第４条にもとづき、それが行われるのは、①武器製造等に必要な原材料や部品の供給を確保するため、②製造効率化に向けた新設備導入のため、③資本のサイバーセキュリティ強化のため、④事業継続が困難となった資本から事業を「譲り受け」あるいは「新たに開始」するためなどの場合とされている。

⑵は、海外への武器輸出（政府や自衛隊はこれを「装備移転」と呼ぶ）に関する財政支援である。同法第９条は、事業者が輸出先の求める「仕様と性能」の「調整」に応じる場合に、これを支援するとなっている。

⑶は、防衛省と契約する事業者への秘密保全体制強化の求めであり、これは製造現場ではたらく労働者の人権を防衛機密の名で不当に制限する可能性をもつものとなっている。

⑷は、上のような支援によっても十分な武器生産等が確保できない場合にこの施設あるいは設備を丸ごと買い取り（第29条）、その上で当該事業者（資本）あるいは同種の生産を行う別の事業者に運営を委託する（第30条）というものである。戦前日本で陸海軍が所有した軍需工場＝「工廠」の復活を思わせる内容である。

⑴⑵⑷はいずれも民間軍需産業を政府が税の投入によって支えるもので、「軍需産業支援法」との批判的な略称はきわめて適切なものである。参院本会議でこれに賛成したのは自民、公明、立民、維新、国民などであり、反対したのは共産、れいわ、参院会派「沖縄の風」だった。

[経済と安保が一体のビジネス]

重要なことは、これもまた経済的利益の最大化を求める「財界の要求を丸呑みするものになっていることである」[20)]。

経団連防衛産業委員会と防衛装備庁の連名で作成された文書「経団連と防衛装備庁との意見交換について」（2020年12月）は、冒頭「我が国の防衛産業基盤や技術基盤は、我が国防衛を支える大きな柱であり、これらの維持・強化は重要な課題」であると「意見交換の趣旨」について述べ、次いで19年４月の日本経団連「新たな防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画の着実な実現に向けて」や、19年10月の日本経団連と河野防衛大臣（当時）との懇談会にふれ、「11月以降、防衛装備庁と経団連防衛産業委員会との間で８回の意見交換を実施。その成果については、12月17日に防衛大臣と経団連幹部に報告され、了承」されたと、この間の「経緯」を説明する[21)]。

そして「意見交換の概要」には、「防衛装備・技術の海外移転」については「企業リスクを低減するための施策について、公的金融の利用を含め検討。その他、移転コストの官民負担の在り方についても整理」。「サプライ・チェーンの維持・強化」については「事業撤退が生じた場合の円滑な事業承継支援に向け取り組む」。「契約制度及び調達の在り方」については「経団連より利益水準の向上等を要望」など、防衛産業支援の柱がずらずらとならべられた。

補足しておけば、先の日本経団連による2019年４月の文書は、「外交・安全保障政策の中核として装備・技術政策を立案・実施し、時代に相応しい産業基盤の強化を図っていかねばならない」などとした上で、文書全体を次のように締めくくっていた。「新大綱の実現状況等に関する定期

https://rodosoken.com/

的・体系的な評価の一環として、民側の声が官側に届く仕組みを切望する。官民の関係者が定期的に対話する場を設け、新大綱・中期防の実現状況や官民協力の状況・推進策等について意見交換し認識を合わせることが、その円滑かつ着実な実現に寄与する。経団連としてもその運営に、積極的に貢献する」（下線は原文のもの）[22]。

また2019年10月30日に実施された経団連と河野防衛大臣（当時）の懇談会では、経団連の片野坂副会長が「安全保障と経済がこれまで以上に密接に絡み合い、影響し合うようになってきた」「まさに経済と安全保障を一体的に考え、ビジネスを展開していかねばならない時代が到来した」と述べており、これを受けて河野大臣は、「防衛省と経団連がこのようなかたちで会合を持つのは今回が初めてであり、官民連携の新たなスタートとしたい」と返していた。軍需産業は経済と安保が一体となった「ビジネス」であり、これを支援する政府の新たなスタートがここに切られたというのである[23]。

[武器爆買いの予算を日本の軍需産業にも]

以上のようなすり合わせの上で、日本経団連はより具体的で個別的な要望を2022年4月「防衛計画の大綱に向けた提言」に示していく[24]。

「防衛産業の現状」について、「政府独自の工廠がないわが国」では「民間の防衛関連企業が防衛装備品を生産」している。しかし「近年、防衛産業にとって厳しい環境変化が続いている。国産の防衛装備品の調達予算の横ばい傾向が続くなか、海外からの装備品調達が増加しており、2019年度は米国からのFMS（対外有償軍事援助）による装備品調達額は約7,000億円となった」[25]。「また、装備品の高度化と複雑化により、調達単価が上昇し、調達数量が減少している。こうした傾向が続けば……防衛産業は安定的な操業ができなくなり、人員規模を縮小せざるを得ない」ものとなる。

そして「防衛産業政策の具体的施策」については、「本年末の国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画［以上安保３文書のこと―石川］の改定において防衛産業の位置付けおよび防衛産業基盤の整備・強靭化の方針について明記し、わが国の防衛産業政策の一貫性を担保すべきである」「防衛産業は国防を担う重要なパートナーであると位置付け、防衛産業基盤の整備・強靭化に資する政策を体系的に実施すると表明する必要がある」と政府に迫った。

具体的な項目として示されたのは「⑴防衛生産・技術基盤の維持・強化」「⑵調達制度改革」「⑶先進的な民生技術の積極的な活用」「⑷防衛装備・技術の海外移転」「⑸防衛産業サイバーセキュリティ基準への対応」の５つである。

上の⑴には「米国から輸入する装備品のサプライチェーンに、わが国の防衛関連企業が参画し、国内での維持・整備や米国への部品供給が行えるようにすること」、「防衛装備品向け工場設備や施設を維持・確保するための企業の負担を軽減する措置として、防衛省が資産にかかる費用を負担」するとある。さらに、これには注が付されており、事例として「防衛省が設備投資をして、企業に無償で貸与すること。または、生産設備の維持費や更新費を装備品の予算に計上すること」があげられた。⑵にはあからさまな「適正な利益水準の確保」の小項目があり、⑷には「防衛計画の大綱」に「防衛装備・技術の海外移転を実施する方針を策定する旨を明記」せよとあり、⑸にも「企業に過度な負担が生じないように配慮すべき」とある。要するに、もっと多く、より確実に儲けさせろということである。こうした強い要望を受けて「安保３文書」はアメリカからの爆買いを継続しながら、同時に日本の軍需産業からの要望にも応えようとする「大軍拡＝軍事費急増」路線となった。

https://rodosoken.com/

[日本経済の軍事依存を深めていく]

なお、現代の軍需産業を論ずる際に忘れてならないのは、上の(3)が「防衛技術と民生技術の境界はなくなりつつあり、防衛装備品に適用可能な技術領域が拡大している」という点であり、同文書が「産業界全体として防衛産業基盤を強化する取り組みを推進し、関係方面への働きかけを行っていく」とした点である。

これは日本経団連が軍需産業への直接的支援を、武器の完成品を生産する狭い意味での軍需産業だけでなく、そこに生かされる多くの民生技術を持った「産業界全体」への支援ととらえていることを示しており、経済全体の軍事依存を深めていくことを、財界全体の利益拡大策と位置づけかねないきわめて危険な視角となっている[26)]。

4　殺傷武器の輸出解禁を求めて

先に見たように、日本経団連の2022年4月文書は「『防衛計画の大綱』では、政府の外交・安全保障政策に則って、防衛装備・技術の海外移転を実施する方針を策定する旨を明記すべき」と政府に迫っていた。

[海外への販路拡大をあらためて]

これに対して政府は、「国家安全保障戦略」で次のように回答した。「防衛装備品の海外への移転［武器輸出のこと―石川］は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる」。

「こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する」。「また、防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める」[27)]。

同様の文章は「防衛計画の大綱」から名称を変えた「国家防衛戦略」にも、同じく「中期防衛力整備計画」から名称を変えた「防衛力整備計画」にも盛り込まれた。「防衛力整備計画」は次のように述べている。「防衛装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である」「このため、政府が主導し、官民の一層の連携の下に装備品の適切な海外移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行っていく」。

武器輸出が安保政策として意味をもつだけでなく、「防衛産業の成長性の確保」のための「販路拡大」に「効果」を持つことまでが明記されている。これは経団連の要望以上といっていいかもしれない[28)][29)]。

[次期戦闘機の輸出を具体的に念頭にして]

武器輸出禁止ではなく輸出可能を原則とした安倍政権でさえ、殺傷武器の輸出については「『国際共同開発・生産』の場合に限り、それ以外の『同盟国等』への輸出について運用指針は、『救難、輸送、警戒、監視及び掃海』の『五類型』に制限した。つまり、殺傷武器の輸出はしないことを原則にせざるを得なかった」。「国際共同開発・生産」についても、第三国への移転には日本政府の事前同意を求めるとして、これを許可しない態度をとっていたのである[30)]。

しかし、先に見たように岸田内閣の「国家安全保障戦略」は「国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する」とした。先の安倍政権下での制限を取り払い、殺傷武器の輸出をも可能にしようというのである。自民党・公明党は、2023年4月25日に「防衛装備移転制度の見直し」に関する実務者協議を開始し、7月5日に論点整理を取りまとめた。

そこには「国際共同開発・生産した防衛装備の第三国への移転」について、パートナー国からの移転は「認める必要」があり、そうであれば「同じ装備品の完成品・部品・技術について、我が国から第三国にも直接移転できるようにする方向で議論すべきであるという意見が大宗を占めた」との文章が入った。これがイギリス・イタリアと共同開発する、現在のF2の後継となる次期戦闘機を念頭にしたものであることは、国会審議の中ですでに明らかになっている[31]。

関連して「2年半にわたり、次期戦闘機プロジェクトを統括するポストを務めて」きた防衛装備庁の射場隆昌事業監理官は、2024年にかけての共同設計作業の中で各国間の綱引きが行われる中、「機体構造の軽量化」については三菱重工業、「エンジン」についてはIHI、他に「レーダー」についても日本企業には強みがあるとして、その上で、典型的な殺傷武器であるこれを第三国に輸出する「メリット」を次のように語っている。

「イギリスとイタリアには輸出にこだわりがある。ユーロファイター［現時点での両国の主力戦闘機―石川］は700機弱のオーダーがあり、中東にも売られている。たくさん売れば売るほど単価が下がるので、産業の観点から、たくさんの機数が出ることは非常に大事だ。また、日本の戦闘機を使っている国が出れば、その国との連携は今まで考えられなかったほどに強固になる。国際安全保障環境の安定を生み出す上でも非常に重要なツールだ」[32]。

射場氏は政府の防衛官僚だが、海外市場の拡大を「産業の観点」から「非常に大事」だと日本経団連関係者と見紛うような主張を行いながら、それが多くの死傷者を生むことや各地の紛争を助長することへの懸念にはまったくふれようとしない。

また武器輸出によって輸出相手国との軍事連携が強固になるという点について、岸田内閣は23年4月に「政府安全保障能力強化支援（OSA）の実施方針」を決定している。これは「国家安全保障戦略」が「同志国との安全保障上の協力を深化させるために、開発途上国の経済社会開発などを目的としたODAとは別に、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対して、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな協力の枠組みを設ける」としたことの具体化である。政府による「同志国」の定義は曖昧で、それだけに軍需産業の利潤追求の要求により、これが際限なく拡がっていく可能性がある。

［安倍三原則の運用指針もねじ曲げて］

なお、安倍政権下での「防衛装備移転三原則の運用指針」が「国際共同開発・生産による場合を除き、完成装備品の移転を認め得るのは、基本的に、救難、輸送、警戒、監視及び掃海、いわゆる五類型に該当する場合に限定」されるとした点について、先の実務者協議は「この五類型に地雷除去や教育訓練を追加するといった動きのほか、五類型への限定を撤廃する案など」を論じている。

また「当初、現行運用指針の下では、五類型への限定によって、自衛隊法上の武器は輸出できないと見られていた」が、「実務者協議の中で、三原則の策定に携わった元内閣官房副長官補の高見澤將林氏が自衛隊法上の武器も輸出対象に入る前

https://rodosoken.com/

提で議論していた旨証言したことをきっかけに、現状でも殺傷能力のある武器の輸出は禁じられていないとの見方が出始めた」とのことである[33]。ここには安倍三原則への解釈の変更だけで、殺傷武器の輸出を可能にしてしまいかねない岸田内閣の危険な可能性が見て取れる。

5　アメリカの軍事戦略とASEANの道

以上に見た日本の財界と軍需産業および日本政府の動きは、実はそれ自身の自立した意思のみによるものではない。その活動の内容や範囲をその外部から強く方向づけているのがアメリカの軍事戦略である。その点は、軍需産業の戦後の復活過程以来変わりがない。日本の財界・軍需産業はこのアメリカの戦略を前提し、自らの経済的利益の極大化に、むしろこれを最大限に活用するものとなっている。

［リバランス政策から太平洋の統合抑止戦略へ］

「安保３文書」とその具体化を直接に方向づけたアメリカの軍事戦略は、アジア・太平洋への「リバランス」政策（2011年から）と、その後の「太平洋抑止イニシアチブ」（21年）である[34]。

2009年発足のオバマ政権は、当初、中国との協力を優先したアジア太平洋重視の姿勢をとっていたが、次第にこれを変更し、2011年には「外交・経済・（安保）戦略などの面で資源をイラクやアフガニスタンからアジア太平洋地域へ移していく『リバランス』政策を明確にし、12年公表の『国防戦略指針』は、『台頭する中国をにらみながら米国の戦略的機軸をアジアに移し、中国とリバランスを目指す』」としていった。ただし、その時点でもまだ軍事より経済が優先されていた。

しかし、16年に発表された戦略国際問題研究所（CSIS）の提言書「アジア太平洋リバランス2025」が状況を変えていく。同書は、中国が「米国の安全保障関与への信頼性に対し日常的に挑戦している」として、アメリカ政府に同盟国とのアジア戦略の連携強化などの実施を2025年までに求めていった。そこで同盟国の第一にあげられたのが日本だった。「日本はリバランス戦略において決定的である」とされ、他方で日本に不足する能力として「『反撃能力』という名の敵基地攻撃能力」と「統合防空ミサイル防衛」があげられた。

さらにバイデン政権が発足する2021年１月には「太平洋抑止イニシアチブ（PDI）」が成立する。これを準備したのは、まず超党派の国家防衛戦略委員会が18年に公表した報告書で、それは「アメリカの軍事的優位は危険な程度まで浸食された」として、インド太平洋地域での抑止力強化のための投資を促すものだった。つづいて20年に米インド太平洋軍司令官が提出した報告書は、米軍への日本の南西諸島から台湾、フィリピンにいたる打撃力の構築とともに、そこへの「増強された同盟国の地上配備兵器の参加」を求めるものとなった。その後、バイデン政権は「統合抑止力」という言葉を繰り返すようになるが、これは日本を含む同盟国との統合を重視した言葉であり、これに対応して「安保３文書」も「日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく」こと、また「南西地域の島嶼部への迅速かつ分散した機動展開能力の強化」を明記し、アメリカへの従属的一体化のさらなる深化を宣言していく。

［統合防空ミサイル防衛とは］

アメリカの求めに応じて「安保３文書」がかかげた「統合防空ミサイル防衛（IAMD）」は「敵の航空・ミサイル能力から悪影響を及ぼし得る力を無効にすることにより、米本土と米国の国益を防衛し、統合部隊を防護し、行動の自由を可能にするために行う諸能力と重層的な諸作戦の統合」

https://rodosoken.com/

と定義され、具体的な作戦として「① 敵の航空・ミサイル攻撃を未然に防止する（prevent）」「② 攻撃発起後の敵の航空機及びミサイルを破壊する（defeat）」「③ 攻撃を受けた場合、友軍の作戦への影響を最小にする（minimize）」の３つをあげたものである[35)]。見られるように、防衛されるのは「米本土と米国の国益」であり、日本など同盟国の利益ではない。

岸田政権は南西諸島から順に、全国にミサイル配備を進めてこれに自らを組み込んでいるが、その場合、指揮権は誰のものになるのかという問題が生じてくる。これについては戦略国際問題研究所（CSIS）のクリストファー・ジョンストン日本部長が「日本は米国の情報、標的設定における支援に極度に依存しなければならない」と述べ、他方で、自衛隊制服組のトップであった河野克俊前統合幕僚長は「安保３文書」閣議決定の当日に「反撃能力の行使は日米共同のオペレーションになる。日本は長射程のミサイルを持つが、それだけでは完結しない。目標情報の把握や打撃効果の判定なども必要だが、その部分の能力は不十分だ。米軍との密接な連携がカギを握る」と述べた[36)]。両者が語るように、攻撃目標の設定をアメリカ側に依存するのであれば、それは作戦全体の指揮権をアメリカが握ることと同義である[37) 38)]。米軍への従属的な一体化がますます進むということである。

［アメリカも重視せずにおれないASEANの道］

ただし、現在の東アジアにはアメリカと中国という軍事大国同士の対立と緊張があるだけではない。もうひとつの大きな流れとして、両者を含んで対立を乗り越えようとするASEANの取り組みがある。ASEANはアメリカの侵略によって東南アジア諸国が分断されたベトナム戦争終結の翌年に「締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする」（第１条）東南アジア友好協力条約（TAC）を締結した。

その後、ASEANはこれを自らと関係をもつあらゆる国との間に広げようとし、2023年９月４日に加わったセルビア、パナマ、クウェートを含めて、加盟国・機構は54となっている。ここにはASEAN諸国が主催する東アジアサミットの参加国である日本、韓国、アメリカ、中国、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、インドがすべて含まれている。ASEANと関係各国との間にとどまらず、これら各国相互にも「永久の平和」をめざす条約を広げようとするのが今日のASEANの大志である。そこへの大きな一歩としてAOIP（ASEANインド太平洋構想）の実行にASEANは進みつつある。

2023年２月に岸田首相は国会で「FOIPの推進とASEANのAOIPの推進を積極的にすすめていく」と述べた。FOIPとは「中国包囲網」の形成をねらう日米主導での「自由で開かれたインド太平洋」のことである。また８月18日の米日韓首脳会議の共同声明も「日米同盟と米韓同盟の間の戦略的連携を強化し、日米韓の安全保障協力を新たな高みへと引き上げる」「地域の挑戦、挑発及び脅威に対する三か国の対応を連携させる」と事実上の「中国包囲」を強調しながら、他方で「ASEAN中心性・一体性及びASEAN主導の地域的アーキテクチャーへの支持を全面的に再確認する」「『インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP)』の力強い実施及び主流化を支援するため、ASEANのパートナーと緊密に協力することにコミットしている」と述べずにおれなかった[39)]。

実際には、FOIPは日米豪印の４カ国（QUAD）による合同軍事演習の実施など、中国への軍事的対抗の性格を色濃くもつもので、中国を内に含

https://rodosoken.com/

んだ平和の共同を目指すAOIPとはどう考えても両立しうるものではない。その両立しない両者を両立しうるかのように描くほかない岸田首相や米日韓の対外政策には、多くの支持を得て拡がるASEANの勢いと、軍事力だけでの状況打開が展望できない米日韓路線の矛盾が現れている[40) 41)]。ミャンマーの軍事政権への対応や各国の内政などにもいろいろと課題はあるだろうが、日本の進むべき道が、アメリカの軍事戦略からの独立とASEANがめざす平和の共同づくりへの合流であることは明白である。

6　平和のためにも労働組合運動の発展のためにも

「安保３文書」による軍事費２倍化の路線が、日本経済にどのような影響を及ぼすかについては、すでに様々な検討がある。それが社会保障の一層の削減や各種の庶民増税につながること、「防衛国債」の発行により不況と物価上昇が同時進行するスタグフレーションが一層更新すること、軍需産業の肥大化と情報通信産業の組み込みによる経済全体の軍事化の進展、アメリカの経済安保戦略への一段の従属による自立性の喪失等々で、他方で、日本資本主義の現在が国際競争力の低下、財政赤字にとどまらない国際収支の悪化、国民生活の悪化と国内消費力の減少など、資本主義としてのある種の体制的危機を深めており、それが軍事態勢強化という反動的な形でこれを打開しようとする衝動を生みだす下準備となってきたのではという指摘もある[42)]。

軍需産業の動向、また日本最大の軍需資本である三菱重工業（社長の泉澤清次氏は経団連副会長、防衛産業委員会委員長）を含む日本経団連全体の軍需産業にかんする要望を見るときに、思い起こされるのは、資本主義社会の運動を論じたカール・マルクス『資本論』の次の一節である。

「自分を取り巻いている労働者世代の苦悩を否認する実に『十分な理由』をもつ資本は、その実際の運動において、人類の将来の退化や結局は食い止めることのできない人口の減少という予想によっては少しも左右されないのであって、それは地球が太陽に墜落するかもしれないということによっては少しも左右されないのと同じことである」「それだから、資本は、社会によって強制されるのでなければ、労働者の健康と寿命にたいし、なんらの顧慮も払わない」「しかし、全体としてみれば、このこともまた、個々の資本家の善意または悪意に依存するものではない。自由競争は、資本主義的生産の内在的な諸法則を、個々の資本家にたいして外的な強制法則として通用させるのである」[43)]。

直接には過度労働による労働者の「精神的、肉体的萎縮、早死」を論じた箇所だが、ここに書かれたことの内容は、資本は自由競争による「外的な強制」の下、「われらが楽しみ（利潤）を増す」という、それが社会におよぼす害悪への「苦情」を「否認する実に『十分な理由』」をもつ。「それだから」その暴走にブレーキをかけるのは「社会」による「強制」以外にない―という資本主義の暴走とその是正に関する一般的な究明でもある。

戦争の危険を厭わず、経済の軍事化を通じて「われらが楽しみ」を増そうとする軍需産業や財界の動きを食い止めるには、殺傷武器の輸出や市民生活を犠牲にした大軍拡を許さぬ合意を、「社会」が彼らに「強制」していく力をもつ他ない。解釈には幅をもちつつも憲法９条にもとづき日本を「平和国家」として維持することへの広い合意が、戦後自衛隊の海外での軍事活動に制限をかけ、また「死の商人」国家となることを否定することで結果的に軍需産業の拡大を抑制してきた。

大軍拡を通じて「われらが楽しみ」を増そうと

https://rodosoken.com/

する「資本の論理」が強まる今、「社会」はこれを制御するのに十分な力をあらためて強くしていかねばならない。

2021年度の防衛省との契約額と自民党（国民政治協会）への献金額上位は、①三菱重工業4,591億円（献金額3,300万円）、②川崎重工業2,071億円（3,000万円）、③三菱電機966億円（2,000万円）、④日本電気900億円（1,500万円）、⑤富士通757億円（1,500万円）、⑥東芝664億円（不明）、⑦IHI1,575億円（1,000万円）、⑧SUBARU417億円（1,700万円）、⑨日立製作所342億円（4,000万円）、⑩沖電気工業1,277億円（不明）、⑪小松製作所183億円（800万円）、⑫ダイキン工業181億円（520万円）となっている。献金が確認できた10社の献金合計額は1億6,620万円で、この10社で政府調達額の61％を占めた[44)]。

岸田政権に「大軍拡やめろ」の声を集中し、遠からず実施される衆議院選挙で与党自民・公明を大幅な議席減に追い込むこと、また各種要望にくわえて多額の献金によって政権を操作する先の軍事資本に対しても「死の商人はいらない」「平和産業としての発展を」と声を届ける必要がある。

要求を出発点にゆきすぎた「資本の論理」を是正し、労資の力関係を変更しようとする労働組合運動にとって、これは正面から取り組むべき本筋の課題である。いま以上に多くの労働者を武器製造の担い手とするわけにはいかず、ましてや戦争を手前にひき寄せる役割を果たす労働者とするわけにはいかない。

そのたたかいの姿を広く示すことは「平和国家・日本」の継続と発展を願う多くの世論の支持を得て、労働組合運動への「社会」の信頼と支援を拡大させるものともなっていく。日本の平和を守る上でも、労働組合運動の発展をめざす上でも、ここが踏ん張り時である。ともに力をあわせよう。

（2023年10月10日提出）

（いしかわ　やすひろ・神戸女学院大学名誉教授、労働総研会員）

1）中国と日本の軍事費やGDPの比較は国際戦略研究所（International Institute for Strategic Studies）のMilitary Balance 2023による。数値は2022年時点のもの。

2）「【農業問題を考える（上）】「日本の本当の食料自給率は10％前後にすぎない！」東大大学院 農学生命科学研究科の鈴木宣弘教授に聞く」（共同通信、2023年3月3日、https://www.kyodo.co.jp/life/2023-03-03_3756165/ ）他。

3）「有事に輸入が止まるなど国内で食料が不足する事態に備え、農林水産省が農産物の増産を農家や民間事業者に命令できる制度をつくる方向」「来年の改正をめざす『食料・農業・農村基本法』に盛り込んだうえで、強制力を伴う新法を整備する」「花農家にコメやイモをつくるよう命令したり、限られた食料がまんべんなく消費者に届くよう関係する事業者に指示したりできるようにすることを検討」。「有事に食料不足→価格統制や増産命令、強制力伴う法整備へ　政府検討」（「朝日新聞」2023年5月11日、https://digital.asahi.com/articles/ASR5B4RKPR51ULFA00S.html ）。

4）以上の諸論点については「平和を守る現実的な道――アセアンからの提起にこたえて」（全日本民主医療機関連合会『民医連医療』2023年8月号）で簡潔に述べてある。

5）経済団体連合会防衛生産委員会『防衛生産委員会十年史』1964年、151ページ。

6）同上、77、80ページ。

7）同上、81～2ページ。

8）同上、83ページ。

9）同上、89ページ。

10）同上、91ページ。

11）2023年3月31日現在で自衛官の現員は22万7,843人である。「試案」はその倍以上の規模を見込んでいた。これほどに巨大な規模が想定された背景として「試案」の作成者に多くの旧軍人が含まれたことに加え、米軍がこれを「けしかけた」ことが指摘されている。しんぶん赤旗経済部『軍事依存経済』（新日本出版社、2016年）69ページ。

12）同上、72～3ページ。

https://rodosoken.com/

13）前掲『防衛生産委員会十年史』111 ページ。

14）同上、199 ～ 200 ページ。

15）同上、201、203 ～ 5 ページ。

16）同上、83 ページ。

17）同上、80 ページ。

18）戦後日本での軍需産業の復活とその後の発展の歴史については、前掲しんぶん赤旗経済部『軍事依存経済』、津田達夫『財界―日本の支配者たち』（学習の友社、1990 年）、木原正雄『日本の軍需産業』（新日本出版社、1994 年）、藤原彰『日本軍事史』下巻・戦後編（社会批評社、2007 年）などに詳しい。2015 年の戦争法強行に向かう時期の日本政府に対する日本経団連の要望については、石川康宏「『軍事立国』化に向けた財界の要望とジレンマ」（小森陽一、山田朗、俵義文、石川康宏、内海愛子『軍事立国への野望』2015 年、かもがわ出版）等がある。

19）「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=505AC0000000054_20240613_000000000000000

20）竹内真「軍需産業支援法の成立をどうみるか」（新日本出版社『経済』2023 年 10 月号）76 ページ。本節は同論文に多くを負っている。

21）経団連防衛生産委員会・防衛装備庁「経団連と防衛装備庁との意見交換について」（2022 年 12 月）。https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/127.pdf

22）日本経団連「新たな防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画の着実な実現に向けて」（2019 年 4 月）。https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/035.html

23）「河野防衛相との懇談会を開催―わが国を取り巻く国際情勢や防衛政策・装備政策めぐり意見交換」（『週刊 経団連タイムス』2019 年 11 月 7 日 No.3430）。https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2019/1107_02.html

24）日本経団連「防衛計画の大綱に向けた提言」（2022 年 4 月）。https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/035.html

25）こうしたアメリカからの爆買いの背景には、アメリカ軍需産業からの要望がある。「安保３文書」の決定について、エマニュエル駐日大使は「戦略文書を更新しただけでなく、その裏付けとなる予算をつけた」ことを高く評価し、それが「バイデン大統領が 2023 年の早い時期に岸田総理大臣をホワイトハウスに招きたいと強く思った理由の一つだ」と述べた。ちなみに現職のアメリカ国防長官であるロイド・オースティン氏は元レイセオンの取締役であり、前国防長官のマーク・エスパー氏は元レイセオンの副社長であった。レイセオンは世界第一のミサイル企業といわれ、岸田内閣が国防総省の資料で１基約２億円のものを３～５億円で 400 発も爆買いするトマホークはレイセオン社の商品である。台湾への売却もふくめたバイデン政権による武器輸出の政策については、竹内真「米国追従の岸田大軍拡に未来はない」（日本共産党『前衛』2023 年３月号）32 ～ 4 ページを参照のこと。

26）2016 年出版の前掲しんぶん赤旗経済部『軍事依存経済』は、すでに次のように書いていた。「安倍政権が進める憲法違反の戦争をする国づくりは、経済の軍事化を必然的にともない、戦後の日本経済の土台を破壊するということでした。私たちは、この経済と軍事の両者を包括的にとらえることで、『アベノミクス』という経済政策の本質をつかむことができると考えています」。

27）「国家安全保障戦略」2022 年 12 月。https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/nss-j.pdf

28）「国家防衛戦略」2022 年 12 月。https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/strategy/pdf/strategy.pdf

29）「防衛力整備計画」2023 年 12 月。https://www.kantei.go.jp/jp/content/000120948.pdf

30）小泉大介「殺傷武器輸出の異次元の危険」（日本共産党『前衛』2023 年 10 月号）54 ページ。あわせて同論文は「武器輸出三原則」をめぐる歴史について、武器輸出を行わない相手国を定めた「佐藤三原則」（1967 年）、それ以外の国についても（つまりすべての国に対して）武器輸出を慎むとした「三木三原則」（76 年）、佐藤・三木両原則を国是として確認した衆参両院国会決議（81 年）という武器輸出の禁止が強化されていく過程から、アメリカからの圧力を受けた中曽根政権下での「例外化措置」（83 年）、野田政権下での「平和貢献･国際協力」の名のもとでの「包括的」な例外化（2011 年）、そして「三木三原則」を撤廃し、輸出できないではなく輸出できることを原則にした「安倍三原則＝防衛装備移転三原則」（14 年）と武器輸出禁止の政策が骨抜きにされていく過程までをコンパクトにまとめている（47 ～ 54 ページ）。また、前掲木原『日本の軍事産業』には 1987 年の日本商工会議所や経済団体連合会からの武器輸出規制緩和の要求（165 ～ 6 ページ）、中曽根内閣下での武器輸出三原則の空洞化（209 ～ 13 ページ）、それに先立つ「対米武器輸出について――基本的考え方」（政府見解案）の作成過程について（239 ～ 50 ページ）などの検討がある。

31）前掲小泉「殺傷武器輸出の異次元の危機」55 ページ。

32）「【最新情報】どうなる次期戦闘機？ 日英伊共同開発 担当者に直撃」（NHK 政治マガジン、2023 年 4 月 25 日）。https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/98373.html

33）以上、小槇祐輝「防衛装備移転制度の概要と見直し議論」（国立国会図書館『調査と情報―ISSUE BRIEF―』第 1242 号、2023 年 9 月 26 日）10 ページ。また、自衛隊法上の武器は「武器輸出に関する政府統一見解」において、「火器、火薬類刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」とされ（第 77 回国会衆議院予算委員会議録第 18 号 1976 年 2 月 27 日）、この見解は、現在も引き継がれている（第 211 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 7 号 5 月 11 日、土本英樹防衛装備庁長官答弁）。同 7 ページの注 30。https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12996621

https://rodosoken.com/

34）本項は主に小泉大介「『安保３文書』で極まる対米従属と軍事一体化」（日本共産党『前衛』2023 年３月号）18 ～ 23 ページによる。

35）有江浩一・山口尚彦「米国における IAMD（統合防空ミサイル防衛）に関する取組み」（『防衛研究所紀要』第 20 巻第 1 号、2017 年 12 月）40 ページ。

36）「河野克俊前統合幕僚長『専守防衛整理の契機に』」（『産経新聞』2022 年 12 月 16 日）。https://www.sankei.com/article/20221216-YFSBA3P7ZV 彦 LCXJGFNMUKVRVNPE/

37）森原公敏「現代抑止力論批判――『統合抑止』と日米の軍事的融合」（日本共産党『前衛』2023 年４月号）は、「日本が『敵基地攻撃能力』『反撃力』を取得した場合、それを米国軍事作戦にいかに統合し、米日同盟への影響をどう想定するか。米国では数年も前から、安全保障・軍事関係の研究所がさまざまな検討を行っている」と述べ、米国の軍事関連研究所 RAND での 2021 年２月の会合の様子を紹介している。

38）なお、坂口明「バイデン米政権の世界戦略と日本の安全保障」（『経済』2023 年２月号）は、緊張を高める国際情勢の下でアメリカの対応は「混乱している」として、これを「国内動向に左右され、軍需産業の言いなりになって揺れ動く米国の対外戦略」と特徴づけている。

39）日米韓首脳共同声明「キャンプ・デービッドの精神」2023 年 8 月 18 日。https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100541771.pdf

40）前掲小泉「『安保３文書』で極まる対米従属と軍事一体化」46 ページ他。

41）川田忠明「〈研究〉フィリピンの南シナ海における対中政策――憲法を生かした安全保障のために」（日本共産党『前衛』2023 年４月号）は、米比相互防衛条約によりアメリカとの軍事同盟――ただし恒常的な米軍の駐留は認められていない――を結びながらも「独立した外交政策」（フィリピン憲法）を模索するフィリピンのこの 30 年ほどの対中政策を、日本国憲法を生かした安全保障政策を探求する立場から検討している。

42）垣内亮、山田博文、友寄英隆、佐々木憲昭、金子豊弘各氏による「誌上研究会・『軍事費２倍化』は何をもたらすか」（『経済』2022 年 12 月号）が多角的な検討を行っている。また前掲竹内真「米国追従の岸田大軍拡に未来はない」は、軍事上重要な空港や港湾の防衛相のニーズに応えた整備、各省庁の研究開発への防衛庁の関与といった経済の軍事化を進める目前の課題を論じている。

43）カール・マルクス『新版資本論』第２分冊（新日本出版社、2019 年）471 ページ。

44）「軍需上位企業が自民献金 1.6 億円　21 年 10 社で調達額の６割　本紙調べ」（「しんぶん赤旗」2023 年 1 月 10 日）https://www.jcp.or.jp/akahata/aik22/2023-01-10/2023011001_01_0.html、「防衛省への納入契約高が大きい『軍事・防衛銘柄』TOP20　エアコン世界大手が作る戦車砲弾」（会社四季報オンライン編集部 2022 年 12 月 12 日）https://shikiho.toyokeizai.net/news/0/638529

https://rodosoken.com/

戦争への道を阻止するために「戦争法」廃止の共闘から学ぶこと

小田川 義和

はじめに

（１）2022 年 12 月 16 日、岸田政権は「安保３文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）を閣議決定しました。これは、2014 年７月の集団的自衛権に関する閣議決定と 2015 年９月に強行採決された「安保法制（戦争法）」を実行段階に移すもので、「日本の安全保障政策の大転換」（2023 年１月 23 日・岸田首相の施政方針演説）と政府自らが喧伝する内容です。

「安全保障政策の大転換」と言いながら岸田首相は「（安保３文書は）憲法、国際法の範囲内」と強弁しました。「専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持」（防衛省・自衛隊ホームページ、2023 年９月）と述べているように、憲法第９条２項「戦力不保持」との関係で、自衛隊の「合憲性」を「専守防衛（必要最小限度の自衛力）」に求めてきたのは政府です。専守防衛の立場を取る以上、「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器の保有は許されない」（防衛省・自衛隊のホームページ）と言い続けています。しかし、日本の領土、領空、領海をこえ、他国の首都までも射程にとらえるミサイルなどの「敵基地攻撃能力」を保有しても、なお自衛隊は専守防衛に徹していると言えるのでしょうか。

（２）政府の憲法解釈の「変更」が不可避なはずの「安保３文書」を憲法論議に頬かむりし、国民的論議も国会審議も経ずに一片の閣議で決定したことは、法治国家の根幹を揺るがす問題を含んでいます。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」た際の集団的自衛権行使にふみこんだ 2014 年閣議決定さえ超える違憲の決定です。

この国の政治は「憲法論議」なしですすみ始めている――、言い過ぎではないと思います。この点に目を向ければ、「憲法守れ」という主張だけでは岸田政権の暴走を止めるには十分ではなくなっています。

国際紛争を解決する手段としての武力行使を永久に放棄する（憲法９条１項）と主権者から命じられ、国際社会に対しても宣言した日本が、国民の生命、自由、幸福追求の権利を守るためとの口実で「武力による平和の実現」を声高に主張し、武力強化のために巨額の税金を他の政策課題に優先して投じるのは単なる政策の転換ではなく、憲法が求める「日本のかたち」の転換にほかなりません。

（３）安倍政権から 10 年以上も続くそんなクーデター的な政治への危機感の共有が、総がかり行動実行委員会（戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会）や市民連合（安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合）の運動の起点です。そして今も運動を動かす力です。その点の確認は、これからを考えるからこそ重要だと思います。

1 総がかり行動実行委員会の結成と「2015年安保闘争」

（1）連合系の平和フォーラムと全労連が参加する憲法共同センター、それに憲法擁護の運動に取り組んできた様々な市民運動が一堂に結集した総がかり行動実行委員会は、2014年12月に結成されました。結成アピールでも「（総がかり行動実行委員会は）これまで私たちの運動がなかなか超えられなかった相違点を乗り越え、戦争する国づくりをくいとめ憲法理念を実現するために大同団結する」と明記しています。

実は、総がかり行動実行委員会の結成に先立って憲法共同センターは、2014年5月に緩やかな共闘から「団体間の共同を強め、自覚的な運動を総合的、全国的に進めていく」ことを目的に改組しました。全労連などがそれぞれの分野で積極的な運動を展開することを前提に、大きな共闘への対応を「総合的」におこなうことも意図したのです。この点は、総がかり行動実行委員会の結成とその後8年余の運動継続の力になりました。

（2）総がかり行動実行委員会の取り組みが認知されたのは、2015年5月3日に横浜市の「臨港パーク」で開催した「5.3憲法集会」でした。3万人以上が参加したこの集会では、民主党、共産党、生活の党、社民党の各政党と11の団体が発言し、「共闘」を可視化しました。この集会の成功が、通常国会での「戦争法（安保法制）」案審議時の国会闘争を始める契機になりました。

2015年6月から始まったその国会闘争は、途中からシールズ（自由と民主主義のための学生緊急行動）、ママの会（安保法制に反対するママの会）、学者の会（安全保障関連法に反対する学者の会）など新しい市民運動との共闘に広がり、8月30日の「12万人国会前行動」をピークに1万人以上が参加する国会行動を延べ11回取り組み、約43万人が「戦争法反対」の声をあげました。

掛布団（新しい市民運動）と敷布団（総がかり行動実行委員会）の重層的な共同が、戦争する国に向かう危機感を持ちながらも行動参加をためらっていた市民を動かしたのです。国会周辺でのそのような運動の盛り上がりが、全国に波及しない訳がありません。全国各地で様々な運動が自主的にとりくまれ、「2015年安保闘争」と呼ぶ向きもある国民運動が展開されました。

（3）広がった共闘は戦争法成立直後に「法廃止運動」へと切り替わります。総がかり行動実行委員会は、「戦争法廃止を求める2000万人国会請願署名」を2015年秋から開始し、運動を支えました。翌年6月末までに集約された署名数は1,580万人分に達し、「戦争法を廃止する政治」を求める世論を可視化し、野党各党に共闘を迫る力ともなりました。

「市民と野党の共闘」と言えば後述する市民連合に焦点があたりますが、市民の声を可視化する様々な運動、特に大規模な署名と「路上民主主義」とも言われる草の根からの運動で「野党は共闘」の声と世論を広げた市民と団体の取り組みの評価も必要です。

2 市民連合の結成と「市民と野党の共闘」

（1）「2015年安保闘争」を共にたたかった「シールズ」、「学者の会」、「ママの会」に法学者、政治学者を中心とする市民団体の「立憲デモクラシーの会」、それに総がかり行動実行委員会で、「市民連合（安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合）」を立ち上げたのが2015年12月でした。

憲法学者の9割が憲法違反だと指摘する戦争法の強行は、平和国家としての「日本のかたち」を毀損しただけでなく、憲法にもとづく政治を行う

https://rodosoken.com/

という立憲主義と憲法に体現される主権者の意思を踏みにじる反民主主義の蛮行でした。今に続く政治の場の憲法無視の始まりともいえる「戦争法」を廃止するには、自民党政治に代わって憲法の実現をめざす勢力、立憲野党を国政の多数派にしなければなりません。市民連合はその目的を達成するために市民が政党（野党）を後押しし、市民が選挙に積極的にかかわることを呼びかけました。

「政治を変える、選挙を変える」という耳慣れないフレーズが受け入れられ、市民と野党の合同街頭宣伝、市民参加の選挙活動などが日常化していきました。市民連合は、野党と野党をつないだだけでなく、市民と野党、市民と市民をつなぐ「共闘のプラットフォーム」として存在感を高めていきました。

（２）この市民連合の動きにいち早く反応したのが「戦争させない・九条壊すな！くまもとネット」でした。熊本では、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回などの３点を共通課題に、県内の５つの野党（民主党、共産党など）と２つの労働組合（連合熊本、熊本県労連）が 2016 年参議院選挙・熊本選挙区での統一候補擁立に合意していました。同ネットと連携して、統一候補と市民連合が推薦・支援の協定に調印したのが 2016 年２月 11 日でした。

さらに、２月 19 日、５野党（民主党、共産党、維新の党、社民党、生活の党）の党首が、戦争法の廃止や国政選挙で最大限の協力などの４項目で合意します。「市民と野党の共闘」が具体的な形を持ち始めたのです。

国会内での政党間の共闘にとどまらず、国政選挙でも共通の目的をもって選挙協力を行う、それも「共産党を除く」という壁を乗り越えての協力は、「野党は共闘」の声が全国各地に広がることなしには実を結ばなかったと思います。その市民の運動にナショナルセンターの系列を超えて労働組合も参加し、地方から流れを作り出したことに留意したいと思います。現在、市民と野党の共闘は様々な困難に直面しています。その要因の一つに労働運動の分裂状況があることは事実です。この困難を乗り越えるには、国政の様々な矛盾が押し付けられる地方段階からの要求の一致点での労働組合の共闘の前進も必要です。

3　市民と野党の発展と逆流

（１）2016 年６月７日、７月の参議院選挙に向けた市民連合の「政策要望書」に野党４党（民進党、共産党、社民党、生活の党）が合意し、一人区では「市民連合」と統一候補との政策協定が結ばれていきます。政策要望は、参議院選挙で「安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復」などの政策を各党が掲げるよう市民連合が求め、これに各政党が応じるという内容でした。この合意を受け、32 の一人区で候補者調整が行われ、自公候補との「１対１」の対決構図を作り出し、11 の選挙区で野党候補が勝利します。その前の 2013 年参議院選挙での野党勝利選挙区は２でしたから、共闘の効果が明確に示されたと言えます。また、野党各党の比例得票数の合計を選挙区の統一候補の得票が上回った選挙区が 28 あり、市民と野党の共闘への有権者の期待も確認できる結果でした。

（２）2017 年の通常国会は森友学園、加計学園事件が表面化し、疑惑解明と安倍政権退陣を求める国会の内と外での共闘が前進しました。そのような中、東京都議会議員選挙で小池百合子東京都知事が率いる都民ファーストの会が都議会第一党に躍進し、民進党では代表選挙を経て党首交代が行われました。

野党からの臨時国会開催要求を３カ月間拒み続けていた安倍晋三首相（当時）が９月下旬の国会召集日の衆議院解散を突然に打ち出したその時

に、小池百合子氏が希望の党を立ち上げ、これに民進党が合流を決定するという激動がおきました。

民進党の合流決定の前日に市民連合は、「安倍政権による９条改憲反対」など７項目の政策実現を民進党、共産党、自由党、社民党に要請し、選挙区で「可能な限りの候補者調整」を求め、各党もこれに応じていました。「政党に裏切られた」との思いさえ抱く動きでした。

希望の党は民進党との合流に際し、「憲法改正と安保法制容認」を民進党議員に迫り、応じない一部議員の排除が行われ、排除された議員が立憲民主党の立ち上げに動くことになります。

（３）希望の党への民進党の合流に、連合会長が深く関与していたことが後日明らかになります。また、2017 年５月３日の憲法記念日に、改憲派の集会にメッセージを寄せた安倍首相は、「2020 年を新しい憲法が施行される年にしたい」と宣言していましたし、大阪維新の会が希望の党との候補者調整を「自主的」に行うと表明するという動きもありました

これら一連の経緯を考え合わせると、憲法９条改憲を進めるための改憲勢力による政局、「共闘つぶし」が「希望の党騒動」であったとも思えるのです。

市民連合が求める市民と野党の共闘による９条改憲阻止の共闘の成立を「保守二大政党」を標榜する勢力が恐れた動きでありました。この「分断線」は現在まで続いています。

（４）2017 年の総選挙直前に立憲民主党が結成されました。共産党の「民主主義の大義」をふまえた選挙区での「立候補取り下げ」や、市民の選挙参加の広がりもあって、立憲民主党が野党第一党となる議席数を確保します。改憲勢力が衆議院の３分の２を占めたものの、市民連合の政策要望を受け入れた政党が野党第一党となった意義は、その後の国会内での共闘の前進や「2020 年改憲施行」の野望をはね返すなかで明らかになりました。

なお、2017 年７月には、総がかり行動実行委員会と、2004 年６月に旗揚げし「９条改憲阻止」の一点での運動を続けてきた「九条の会」などが、「安倍９条改憲阻止」の署名（「3000 万人署名」）推進に共同する「市民アクション（安倍９条改憲 NO! 全国市民アクション）」を立ち上げ、９月から署名行動を開始していました。改憲の動きが新しい段階に進んだもとで、市民運動は共闘をさらに広げて対抗し始めていました。この市民運動のバージョンアップも、立憲民主党を押し上げる一助になりました。

（５）2017 年秋の臨時国会以降、立憲民主党、共産党などが国会内外での共闘を強めました。「安保法制廃止法案」、「原発ゼロ法案」、「共謀罪廃止法案」が共同で提出され、「被災者生活再建支援法」改正が進むなどの具体的な成果につなげました。2019 年参議院選挙はもとより衆参の補欠選挙や、沖縄県、新潟県、岩手県、高知県などの県知事選挙などが市民の政策要望も受け入れた市民と野党の統一候補でたたかわれ、「立憲野党対自公」という構図の選挙が各地に広がりました。

2019 年参議院選挙では、共産党の候補者の応援に立憲民主党の党首が立つなど「対等平等の共闘」を可視化する状況も生まれ、32 の一人区中 10 選挙区で勝利して参議院での改憲勢力３分の２割れに追い込みました。「2020 年改憲施行」の野望を市民と野党の共闘が押し返したのです。

4　激化した共闘つぶしの攻撃（2021 年総選挙）

（１）「市民と野党の共闘」の深化は、選挙での候補者調整だけでなく、政策面でも進みました。コロナパンデミックのもとで新自由主義の破たんがより明白になり、「過度な自己責任論から脱却

https://rodosoken.com/

し、支え合う経済と機能する政府を取り戻す」(「枝野ビジョン・支え合う社会」文藝春秋）ことが立憲民主党の綱領に盛り込まれ、「新自由主義から転換」（日本共産党「新しい日本をつくる五つの提案」）が政策の重要課題として共有されはじめました。

また、2021 年 4 月に行われた衆参の三つの補欠選挙で統一候補が全勝し、7 月の東京都議会議員選挙で立憲民主党と共産党の選挙協力が 2 人区、3 人区でも成功し、IR〈カジノ〉誘致の是非が最大の争点となった横浜市長選挙でも市民と野党の共闘候補が勝利しました。

このような共闘の前進、発展のなかで 2021 年秋の総選挙を迎えることになります。

（2）2021 年 9 月に市民連合は、「憲法にもとづく政治の回復（安保法制などの廃止を含む）」だけでなく「格差と貧困の是正」や「ジェンダー視点に基づいた自由で公正な社会の実現」などの 6 項目の政策課題を立憲民主、共産、社民、れいわに提起し、各党党首が連名で署名し、共に選挙をたたかうことに合意します。共闘の中で共通政策も進化しました。

さらに、立憲民主党と共産党は、①次の総選挙で自公政権を倒し、②新しい政権では市民連合と合意した政策の推進に協力し、共産党は合意した政策実現のために閣外から協力する、③両党で一本化した候補者の勝利に協力する、ことに合意します。

政策とその政策を実現する政権のあり方を確認して総選挙を共闘してたたかうというこれまでにない「選挙共闘」が実現したのです。

結果として、289 の選挙区中 214（74％）で両党の候補者を一本化し、132 選挙区（45.6％）で自公との一騎打ちの状況を作り出すことになりました。

（3）部分的な政策での閣外協力とはいえ、共産党を含む「政権」が誕生しかねない、そのことへの恐れと反発は並大抵ではありませんでした。「立憲共産党」、「共闘は野合」などの攻撃が一部野党も巻き込んで強められ、「共産党の力を借りて立憲民主党が政権を握れば日米同盟の信頼関係は失われてしまう」（2021 年 10 月 21 日・安倍晋三氏の演説）、「（総選挙は）自由民主主義政権か共産主義が参加する政権かの体制選択選挙」（10 月 21 日・自民党幹事長、選対委員長連名の「急告」）と言った共闘攻撃、反共キャンペーンがマスコミも巻き込んで強められました。加えて、就任間もない連合会長が「共産党の閣外協力はありえない」と発言し、「共闘つぶし」の片棒を担ぐ動きを強めました。

この選挙戦で、立憲民主党、共産とも議席を減らし、「共闘失敗論」がわきおこり、立憲民主党では代表が交代する動きとなりました。しかし、共闘した 59 の選挙区で勝利し、あと一歩の選挙区も 32 にのぼるなど、激しい共闘攻撃の中で市民と野党の共闘が一定の成果を上げたというのが実際です。仮に市民と野党の共闘が成立していなければ、さらに 30 を超えて獲得議席が減っていたとの試算も行われています。「1 人が総どり」する小選挙区制度で自公を上回る得票を得るには市民と野党の共闘は必要条件なのです。

5　ロシアのウクライナ侵略が共闘にも影響

（1）共闘失敗論に追い打ちをかけるようにおきた 2022 年 2 月のロシアのウクライナ侵略の影響も小さくありませんでした。国連安保理の常任理事国で核兵器保有国が、国連憲章や国際法を無視して先制攻撃を行う蛮行は、第二次世界大戦後の世界の平和の枠組みを揺るがしたからです。

それは同時に、戦力の不保持という憲法原則へ

の懐疑を招き、アメリカとの核兵器の共有や他国攻撃可能な武器の保有、自衛隊を「普通の軍隊」として憲法に明記する改憲策動など、武力対武力の安全保障論を勢いづかせることになりました。

（2）この状況が、「安保法制の廃止と立憲主義の回復」を一丁目一番地の課題とする市民と野党の共闘に困難を生じさせます。

2022年参議院選では、政党間の政策合意も市民連合を介した政策調整もすすまず、候補者の調整も32の選挙区のうち12選挙区にとどまり、野党の勝利も3選挙区でしかありませんでした。市民と野党の共闘への攻撃に対し、「候補者調整」自体が目的化し、攻撃をはね返す構えと運動を作り出す論議が深まらなかったことも後退の要因だったと思います。

6 憲法実現の運動で戦争する国づくりに対抗

（1）憲法は、主権者である国民多数の意思で改正可能です（憲法第96条）。したがって武力によらない平和の実現をめざす多数派を維持することなしには、9条の明文改憲阻止はもとより、解釈改憲を是正し立法による違憲状態を是正することもできません。この間の市民と野党の共闘の経緯でも明らかなように、憲法順守を政府に迫る国民的な運動を強めていくことが、共闘の基盤を固めることになります。

日本だけでなく世界の歴史を80年遡ればわかるように、民主主義と個々人の自由と尊厳をはじめとする基本的人権の実現の基盤は平和主義にあるということです。

民主主義が健全でなければ平和主義は揺らぎ、平和主義が揺らぐときに民主主義と個人の自由と尊厳が壊される、平和主義と民主主義、基本的人権は相互不可分の関係です。

（2）世界経済フォーラムが発表した2023年の日本のジェンダーギャップ指数は、世界125位と過去最低になりました。その要因が、労働参加率や賃金の男女間格差、女性管理職の少なさなど労働現場でのジェンダーギャップの大きさです。

戦前からの家父長制とも親和的な性別役割分担論が労働現場にも根深くはびこり、改善を妨げていますが、2006年時点では世界80位であった日本のジェンダーギャップ指数は徐々に低下し、特に2015年以降は急激にその順位を下げていることには留意が必要です。9条改憲だ、戦争法だ、軍拡だという「マッチョ」な政治の強まりがジェンダー平等の実現を阻害している、うがち過ぎた見方ではないと思います。

（3）身近な問題に「憲法の物差し」をあて、憲法9条をめぐるせめぎあいとの関係に視野を広げてみることで、平和の危機が基本的人権実現の危機でもあることも見えてきます。そして、平和のうちに人間らしく生き、くらす社会をめざすことを政治に負託している主権者の意思を軽視して進められる政治の危険性を知ることになります。

ジェンダーギャップ指数だけでなく、貧困率と社会保障や教育への公的負担の関係でも、法定最低賃金の水準でも、報道の自由ランキングでも、日本は決して先進国のレベルではありません。それは、自民党政治が憲法を敵視し、憲法の実現に後ろ向きだったことと無関係ではありません。

憲法を無視し敵視の姿勢を自民党以外の政党も強めている今だから、その対抗の運動として憲法の実現を政治に迫る声と運動を強める必要があると思います。戦争への道を拒否し、「憲法を実現してこんな明日に」を求める市民運動です。

その運動に労組・団体が本気にかかわり、市民と野党の共闘の再構築での役割を果たしてほしい、期待が寄せられ、役割が問われています。

（おだがわ　よしかず・憲法共同センター共同代表）

https://rodosoken.com/

生協労連「憲法闘争」のとりくみ

櫻井 美子

はじめに

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、春闘に向けて毎年「生活実感アンケート」を行っている。設問の中に「憲法９条の改定について」という項目がある。23 春闘に向けたアンケート（2022 年９～12 月実施）では、「改定すべきではない」の回答者（35.7％）は、「改定すべき」との回答者（10.5％）の約 3.5 倍となっており、圧倒している状況である。また、年齢が高い層ほど、「改定すべきでない」との回答者が増えている。しかしながら、戦争法（安保法制）強行時をピークに、ここ数年は「改定すべきでない」との回答者が減少してきている。また、時間給労働者を中心に、「わからない」との回答が目立っている。「わからな

表　憲法改定についてどう考えるか

単位：％

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
第9条を改定すべきではない	44.9	51.6	54.8	47.9	44.6	42.6	44.2	40.2	37.0	35.7
第9条を改定すべき	8.5	7.5	8.1	8.0	9.4	8.2	8.1	7.8	8.4	10.5
わからない	37.5	33.4	28.2	34.5	36.4	39.8	38.9	43.1	45.6	44.5
どちらでもない	9.1	7.5	9.0	9.6	9.5	9.4	8.7	8.9	9.1	9.4

資料：生協労連「生活実感アンケート」、各年。

図　憲法９条の改定について：月給者の年代分布

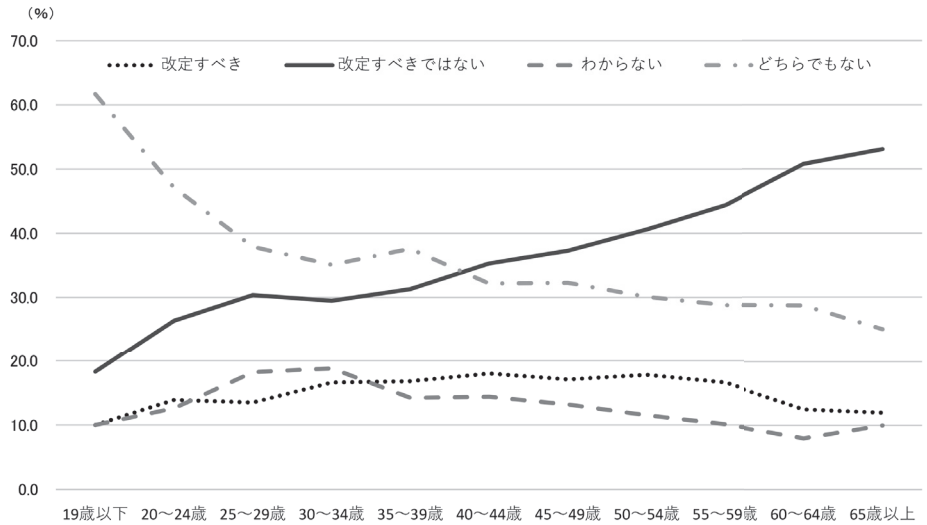

資料：生協労連「生活実感アンケート」2023 年実施

い」の回答者は、2021年以降「改定すべきでない」の回答者の割合より多くなっている。年代別に見ると、月給者では年齢とともに、「わからない」との回答者が減少しているが、時間給者でははっきりとした傾向がなかった。

生協に限ったことではないだろうが、日常生活の中で憲法を身近に感じることは少ない。唐突に、「憲法改定は必要か」と問われても、何と答えていいか「わからない」のが現状だ。生協労連では、このアンケートの結果で「わからない」の回答者が年々増えていることから、日常的に憲法に触れる機会を作ることが重要なのではないかと考えた。そこで、分会での学習を重視するとともに、非正規のなかま、若い世代に憲法9条の大切さを伝えていくとりくみをすすめることにした。

1　憲法を身近なものにするとりくみ

（1）学習

生協労連には、憲法・平和課題にとりくむ専門委員会、憲法闘争本部がある。憲法闘争本部では、「生活実感アンケート」の結果を受け、改憲を許さないとりくみとして、職場のなかまが憲法を身近に感じ、語り合うことからはじめる必要があり、そのためには、一人ひとりが憲法に関心を持ったうえで、学習をくりかえし、お互いの知識や体験を積み重ね、広めていくことが重要ではないかと話し合った。そのうえで、分会のなかまが日常的に学習にとりくむこと、身近なところにある戦跡や基地などのフィールドワークを通じ、実際に見て体験してもらうなど、憲法について考える機会を増やしていくことを提起した。

学習のとりくみとして、生協労連の機関紙「生協のなかま」では、2022年1月号～6月号まで連続特集として、憲法をテーマに「憲法が息づく社会へ」と題した紙面を作った。「生協のなかま」は、生協労連の労組員、約65,000人の手元に毎月配られる。「生協のなかま」の紙面を使った分会学習を呼びかけた。連載中にロシア政府によるウクライナ侵攻という戦争がはじまり、憲法前文をモチーフに、「戦争反対！私たちの声で平和な社会を」と呼びかける記事を掲載したところ、「戦争反対のページを読んで、武力で人類が幸せになる世界など無いと強く感じた。しっかりと声を上げて平和を守っていかないといけない」などの感想が多く寄せられた。6回の連載を通じ、「憲法を中心にすえた編集がよかった」「日本国憲法、学生の時に学んだきりで、わからないことも多かったため、面白かった」「憲法をもっとみんなで勉強する機会をもつとよいと思った」などの感想が寄せられ、職場のなかまに学習の機会を提供することができた。この連載後の「生活実感アンケート」（2023年）では、憲法9条の改定について「わからない」という回答は、1.1ポイントだが減らすことができた。

（2）フィールドワーク

生協労連では毎年、憲法闘争交流会（ピースミーティング）を開催している。コロナ禍の1年目は、残念ながら中止をした。その後は2年間、完全オンラインで開催した。オンラインの利点は、誰でもどこからでも参加できることだ。憲法闘争本部では、今まで参加しなかったなかまにも参加してもらえるように、身近な企画を考えた。1年目は、憲法闘争本部のメンバーの地元にある戦跡などを取材して動画にまとめた。2年目は、憲法闘争本部だけではなく、全国の生協労組に協力してもらい、全国にある「9条の碑」を取材し動画にまとめた。オンライン開催ということもあり、例年（現地開催）の参加者は50人ほどだが、80人を超える参加があり、参加者のすそ野が広がった。「宿泊を伴う企画は参加できないので、今回のような

https://rodosoken.com/

形式は参加しやすかった。」「この企画には初めての参加。オンラインではあったが素晴らしい講師のお話や各単組の報告を聞くことができた。一人の声が社会を動かす可能性があること、そしてまず自ら動くことの重要性や被災地や現場で見聞きしたことを、少しでも自分に近づけてとらえ、伝えることの大切さを学んだ」などの感想が寄せられ、オンラインという本当のフィールドワークではないが平和や憲法に触れることができたのではないだろうか。

また今年は、コロナ禍以降４年ぶりにリアル開催で青森県三沢市を訪れ、三沢基地周辺のフィールドワークを中心に行った。バスに乗って周辺を見て回ると、草しか生えていない空き地が広がっている。米軍基地の滑走路の延長線上に、かつてあった四川目（よかわめ）集落では、基地の騒音から逃れるために、なんと 388 戸が集団移転したのだ。「周辺住民は爆音被害で故郷を追われ、移転跡の広大な空き地がいたるところに広がっている光景に唖然とした」と参加者は話した。三沢空港は、米軍と自衛隊そして民間飛行場の三者が共同使用している。所有者は日本の防衛省で、運営者は米空軍だ。米軍の施設だけではなく、移転後の広大な空き地も日本の税金が使われている事実を、参加者は、参加者自身の目で見たのだ。２日目に行ったジャーナリストの布施祐仁さんの学習講演「日本の基地の現状と憲法」も合わせ、参加者からは「三沢基地は日本を守る基地ではなく、世界のどこにでも出撃をする最前線基地であることをはじめて知った」「９条を守る活動を広めること、多くの人に理解してもらうことが重要だと思う」などの感想が寄せられた。見て聴いて感じることができるフィールドワークの重要性をあらためて感じた。

2　大軍拡、大増税の「安保関連３文書」の閣議決定を受けて

2022 年 12 月に、岸田政権は「敵基地攻撃能力」（「反撃能力」、先制攻撃能力）の保有と、先制攻撃システムであるアメリカの統合防空ミサイル防衛（IAMD）への参加（一体化）をすすめる「安保関連３文書」の改定を、閣議決定で強行した。日本は、戦争放棄と戦力の不保持のもとで「持てない」としてきた「他国を攻撃する武力」を持とうとしているのだ。これを受けて、単に「改憲を許さないとりくみ」だけではなく「大軍拡・大増税を許さないとりくみ」を合わせておこなう必要が出てきた。しかも、スピード感をもってすすめなければならないのだ。

生協労連は、２月に「『安保関連３文書』改定の撤回を求め、大軍拡阻止・くらし優先の政治をめざす決起集会」を開催した。弁護士の伊藤真さんを講師に招き、「安保関連３文書改定」の意味、政府のねらいを学んだうえで、日本国憲法を守り活かす政治こそ、憲法９条を持つ日本政府が行うべきことなどを学習した。そして「学習と対話を運動の中心に」、との行動提起を行った。また、「生協のなかま」2023 年２月号では学習資材を提供し、「大軍拡・大増税に反対する請願署名」にとりくみ、５月 10 日までの短期間に１万 2,268 筆もの署名が寄せられた。

伊藤真さんのご協力をいただき、当日の講演会を録画した。また、憲法共同センター作成の動画などの視聴もあわせて、まずは労組役員の執行委員会などでの学習を呼びかけた。単組で独自の分会学習会開催については財政補助も行って学習を広めた。また、いくつかの単組では、理事会と共催で学習会を行うなど、安保関連３文書の改定がすすめる大軍拡や大増税についての学習が広がっ

た。この学習の広がりが、短期間の間に多くの署名が集まったことにつながったのではないかと振り返っている。

3 平和行進のとりくみ

生協労連では、毎年、全国のなかまとともに国民平和大行進に参加している。日本各地のスタートに合わせて、平和行進のリレー旗を準備し、5月6日の東京・夢の島のスタートから、8月4日に広島、8月6日の長崎へとリレー旗をつないで平和行進をする。

平和行進は、1958年に始まった。広島を出発した1人の行進は、東京に着いた時には1万人が迎えたとされる。同じ年、台湾第2次危機に際して、米軍は日本の基地から核を積んだ飛行機を飛ばそうとする作戦を立てた。しかし、アメリカ駐日大使の「それをやると在日米軍基地がいられなくなる」という報告によって核兵器の使用はできなくなった。この年の平和行進が核戦争を止めたと言っても過言ではない。いのちとくらしを守るためには、私たち一人ひとりが声を出し、行動することが求められている。それを誰もが容易に実行できるのが平和行進だ。

私は今年、4カ所の平和行進に参加した。スタート行進や終結行進では、多くの人が参加してにぎやかだ。沿道からの応援も行進を進めるために励みになる。核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界をアピールしながら歩く。平和行進は、私の地元の町にもやってくる。小さな町だが、沿道から手を振ってくれる。初めてあった人ともコールをしながら歩く。多くの人が平和行進に参加すれば、大きな世論となることは、65年前の平和行進が教えてくれた。平和を守ることは、憲法を守ることだ。

4 憲法25条と最賃運動

生協労連の運動の柱として、最低賃金のとりくみがある。生協労連の現在の組織数は約65,000人、うち40,000人余り約6割がパートなど時間給で働いる。そして地域別の最低賃金は、その時間給に大きく影響を及ぼしている。時間給者だけでなく月給者の賃金底上げのためにも、生協労連全体で「全国一律の最低賃金制度と最低賃金1,500円以上」をめざして、大きく運動を広げている。どこでくらしても生活にかかる金額は同じ、憲法25条「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の生存権を根拠としている。最賃運動は、人権闘争なのだ。

生協労連では、2008年の春闘ではじめて「どこでもだれでも時給1,000円以上」を掲げた。当時は、「時給1,000円なんて無理だ」という声が多かった。確かに道のりは遠かったが、一部の地方では、時給1,000円以上が実現している。同時に、運動に参加するなかまも増え、「憲法25条」を職場のなかまが口にするようにもなった。生協労連は、時間給で働く非正規のなかまとともに、全国での最賃運動を牽引してきた。最賃運動は、憲法闘争と結びつかないように感じる人もいるかもしれない。しかし、「憲法25条」が職場のなかまに浸透し、署名をはじめとして、地元国会議員への要請行動などの運動につながっていることは、憲法を活かす運動につながっているのだ。

5 今後のとりくみ

今、日本の針路が大転換しようとしている。政府は、「安保関連3文書」の改定を閣議決定で強行した。さらに先制攻撃できるよう南西諸島をミサイル基地化するとともに、相手国からの反撃に

備えるとして、全国の自衛隊基地の強靭化をすすめている。

アメリカと一体となった先制攻撃は、日本を含む東アジアの市民を再び戦火に巻き込むことになる。戦争に至らなくとも、５年間で 43 兆円もの軍事費増による負担が私たちに押し付けられることになり、このような針路に未来がないことは明らかだ。

憲法と平和を守るたたかいは長期に及んでいる。なかまの願いに寄り添った運動、職場を基礎に学習と交流の場づくりが必要だ。生協労連では、身近にある自衛隊基地、米軍基地、戦跡のフィールドワークを実施することを提起している。学びと交流を織り混ぜながら、職場のなかまが気軽に参加できる機会を多くつくり、憲法を守り活かす運動につなげていきたい。

さいごに

「労働組合がなぜ平和や憲法にとりくむのか」と聞かれることがある。私は、「労働組合は、労働者のくらしを守るために行動している。労働者だけでなく、その家族やくらしている地域などみんなの願いを実現するために活動する。そのためには平和でなければいけないし、日本国憲法は、私たちのくらしを国家権力から守るためにある。だから平和や憲法にとりくんでいる」と答える。

いま、その平和や憲法が危機にある。戦争は国民を守るのだろうか。戦争に加わればアメリカは私たちを守ってくれるのだろうか。軍事費の増大は私たちのくらしに影響はないのだろうか。私たち自身が日本をどんな国にしたいのか、考え行動する時なのだ。家庭、職場、地域で平和や憲法について話題にしつづけ、一人ひとりが輝く社会を未来の世界に残すために、全国のなかまと行動する時なのだ。

（さくらい　よしこ・生協労連書記次長）

全労働における憲法擁護、平和と民主主義を守るとりくみ

津川　剛

はじめに

全労働省労働組合（全労働）は旧労働省時代に設立された労働行政の労働組合で、労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）、都道府県労働局、厚生労働本省の労働部局に勤務する職員・非常勤職員で構成されています。戦後間もない1947年9月、労働省（現厚生労働省）は「労働者の福祉と職業の確保とを図り、以って経済の興隆と国民生活の安定に寄与する」（労働省設置法第1条）ことを目的に設置されました。これは、後述するように戦前の労働行政が戦争に取り込まれていった反省から、日本国憲法が規定する勤労権（第28条）や職業選択の自由（第22条）、生存権（第25条）を保障する行政をめざすとの決意表明と言えます。そして、労働行政の労働組合である全労働もその綱領で「世界で働くもの、平和を希う市民と連携し、国際平和の体制を擁護する」と掲げ、平和と民主主義、そして日本国憲法を守るたたかいに結集してきました。

1　反戦平和の誓い

全労働における平和のとりくみの一つの画期は、1975年に開催した「第3回全国分会長会議」です。この会議が広島市で開催されたこともあり、会議に参加した約1,500人の全国の分会長（分会は職場単位の組織）は、原爆慰霊碑の前で「反戦平和の誓い」を捧げました。「誓い」では、「私たちは全労働全国一千名分会長会議を、ここ原爆の地『広島』で開催しました。このことは、私たちがもっともっと反戦平和のたたかいを強めなければならないと考えているからであります。再びあなたがたが受けた苦しみと悲しみをくり返さないために、私たちは戦争に反対し、真の平和と民主主義の実現を心から願う日本と世界の民主勢力の一員として、全力をあげてたたかい抜くことを、ここに誓います」と述べ、全国の全労働組合員の平和への思いが結集しました。

2　国民平和大行進への参加

全労働はその後、1976年から核戦争阻止・核兵器廃絶・被爆者援護・連帯をめざす「国民平和大行進」へ全組織的に参加し、東日本大震災の被害や新型コロナウイルス感染症のまん延などで行進が行われなかった年・地域を除いて45年余りにわたって歩き続けています。

実際、北は北海道、南は沖縄から全国8,000㎞、全国津々浦々の組合員がその家族・知人を誘い合い、雨の日も風の日も梅雨空や炎天下をつき、被爆地広島・長崎をめざして元気に歩いてきました。また、行進に際しては全労働リレー旗を掲げるとともにリレーノートを作成し、参加者がそれぞれの思いを書きつづりながら平和を希求する心をつないでいます。あわせて、そうした声を機関紙（全労働は「機関紙・全労働」を月2回発行）

https://rodosoken.com/

で紹介するなどして、全国の組合員でも思いを分かち合っています。

一方、毎年の原水爆禁止世界大会にも、全国の仲間が多数参加しています。そして､その中では、全労働結成 30 周年を記念して植樹された広島・長崎の「全労働の樹」（広島は楠、長崎は桜／沖縄や青森にも「全労働の樹」を植樹）の下で「平和の集い」が開かれています。この「平和の集い」は広島・長崎支部の主催で行われるとともに、参加者がそれぞれの思いを語り、あるいは被爆者や平和活動にとりくんでいる方のお話を聞くなどしながら平和と民主主義を守る誓いを新たにしています(集会の最後には「平和の誓い」を全員で朗読)。

3　青年協議会のとりくみ

全労働青年協議会（当初は青年婦人協議会）は結成当初より、平和と民主主義を守る課題を運動の重要な柱に据えて活動してきました。青年婦人協議会の結成大会（1975 年）では、「平和と民主主義を守り発展させることは、情熱と正義感にあふれた行動力に富む明日を担う青年の、そして次代を生み育てる婦人の強い要求であり、真に働きがいのある職場、生きがいのある青春をおくるために重要な課題である」と議案書に掲げ、その後の様々な運動へ結実しています。

実際、国民平和大行進や原水爆禁止世界大会、3･1 ビキニデーなどには多くの青年組合員が参加し、その主力的役割を担っています。また、これに加えて、青年協議会は全国の組合員に「折鶴行動」を呼びかけ、世界大会に合わせて全国から寄せられた折鶴を広島・長崎の平和公園に献納しています。さらに、青年協議会の会議・集会（定期総会、全国代表者会議、全国青年学習交流集会等）においても憲法、平和と民主主義の大切さを学ぶ機会を取り入れており、近年では学者や弁護士、ジャーナリストなどを招いた学習を行っています。

4　先輩組合員から語り継ぐ

全労働の中にも被爆体験を持つ組合員がおり、その体験を語り継ぐことを重視してきました。こうした中、2013 年 1 月には長崎で被爆した元中央執行副委員長に取材し、その体験談を DVD にまとめる（表題は「原爆、平和、我が長崎。」）とともに、全国の組合員や外部団体に普及し、学習を進めました。この取材では、長崎支部の若い組合員がインタビューアーとして被爆者の過酷な体験を聴取するとともに、DVD 化にあたっては広島支部の役員にも協力をいただきました。

また、長崎で胎内被爆した元中央執行委員長が書籍を著し（『原爆被害者の救援活動から見た被爆の実相－ナガサキに焦点をあてて』、2012 年刊行)、これを活用した平和学習も全国で進められています。

5　憲法リーフレットの作成と学習

第２次安倍政権（2012 年 12 月～）以降、急激な勢いで「戦争をする国」づくりが進められました。実際、政権発足後の国会で国民の圧倒的反対の声を押し切り、特定秘密保護法案や国家安全保障会議設置法案を強行成立させました。このように、憲法９条をはじめとした平和憲法が破壊されかねない危機的な状況に直面する中、全労働は 2012 年９月、「戦争をする国にしない～日本国憲法を考えてみよう～」と題する独自リーフレットを作成し、組合員へ配付しながら憲法のもつ意義を広く訴えました。リーフレットではとりわけ、日本国憲法と自民党改憲草案との比較、憲法の最高法規性や基本的人権の尊重、憲法９条の持つ意義などを記述するとともに、戦時下の労働行政に

も焦点を当てました。

すなわち、第二次世界大戦中、徴兵制によって労働力が不足する一方、軍需産業の増強が求められる状況の中、国家総動員法発令下において労働基準監督官の前身である工場監督官はその機能を停止させられ、職業紹介所も「勤労動員署」に改組され、「徴用令書」（通称「白紙」）で労務徴用を行いました。リーフレットでは、このような労働行政の実態を解説しながら、実際の「徴用令書」の写真なども載せ、戦争の片棒担ぎをしない行政をめざすべきと訴えています。

なお、全労働はこの後も情勢を踏まえたリーフレットを作成・配付しながら組合員を中心とした学習を推進しており、近年ではウクライナ侵攻やビキニ被爆、日本国憲法公布などをテーマにした資料を作成しています。

6 体験型学習やオンラインツアーなどの多彩な学習

学習活動に関しては、地域における様々な戦争遺跡・遺構や平和資料館などを訪問して見聞を深めることも有効です。そのため、全労働では地方協議会（「地協」と略称、ブロック単位の組織）や支部（都道府県単位の組織）での体験型学習にも力を入れてきました。具体的に、神奈川支部では米軍横須賀基地などの見学で学習を進めるとともに、他の支部・地協でも戦争遺跡の視察等を行っています。これらのとりくみは休日に家族連れでの参加も可能にしながらレクリエーションと一体で催されることが多く、その点でも好評を博しています。

また、視聴覚に訴える手法も有効であり、主として憲法共同センターや原水爆禁止協議会、安保破棄中央実行委員会などが推奨する憲法・平和に関わる映像（DVD 等）を適宜、機関紙などで紹介し、あるいはその感想も載せながら、個人でも集団でも学習を促進してきました。また、映画やドキュメンタリーも同様で、これらについても積極的に紹介しています。

さらに、青年協議会同様、全労働の各種会議・集会でも学者や弁護士を招いての学習会やドキュメンタリー映画の放映、書籍・パンフレット・リーフレットの普及などを行っており、これは全国集会だけでなく、支部・地協段階でも意識的にとりくまれています。

一方、新型コロナウイルス感染症がまん延する下、体験型学習の実施が困難になり、視聴覚資材を集団で閲覧しての学習会なども難しくなりました。こうした中、全労働はコロナ禍で活用されていたインターネットに着想を得、本部役員が都内を中心とした戦争遺跡などを取材して映像にまとめたオンラインツアーを企画・配信しました。これは自宅にいながらにしてオリジナルな映像・解説を視聴できるものであり、こちらの評価も高かったものと感じています。

7 安全保障関連法案への対応

政府は 2014 年 7 月、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行うとともに、翌年の通常国会には安全保障関連法案が提出されました。当該法案は 10 本の束ね法案という乱暴なものであるとともに、政府の判断で自衛隊をいつでも、どこでも海外派遣するための法整備であり、まさに「戦争法案」そのものです。こうした中、様々な団体が立場の違いを乗り越えて戦争法案反対で一致してたたかう「戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会」（総がかり行動実行委員会）を中心とした国会前行動や国会包囲行動・座り込み、日比谷野外音楽堂集会などが連日のようにとりくまれ、全国各地でも盛んに集会が開かれまし

https://rodosoken.com/

た。とりわけ、８月30日の国会前集会には12万人が国会周辺を埋め尽くし、全国でもこれに呼応する集会が1,000カ所以上で開催され、全労働も中央・地方で積極的に参加しながら「戦争する国づくり反対」の声を上げました。

しかし、こうした反対世論の高まりにもかかわらず、国会では強引に審議が進められ、当該法案は９月19日未明に強行成立しました。全労働はこの時、第58回定期大会（９月17～19日、新潟県）を開催していたものの、17日、18日の両日には本部役員を国会前行動に配置し、翌日には参加した役員が大会で国会前の状況を報告しました。その上で、大会では「戦争法案の強行成立に抗議する。平和と民主主義の破壊は許さない！」の特別決議を採択し、「私たちは平和と民主主義を願う人々と連帯し、戦争におびえることなく一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざし、全力を挙げることを誓う」ことを確認しました。

8　沖縄に心を寄せて

第二次世界大戦では沖縄が戦場になり、多くの住民が命を落とすとともに、戦後は米軍支配のもと、基地のしわ寄せと事件・事故が集中し、人権侵害の状況が続いています。

こうした中､全労働青年協議会は2002年に「沖縄平和行動」にとりくみ、多くの青年が沖縄の実相を学びました。その後、全労働独自での集会・学習会は開催できていないものの、上部団体である国公労連は「国公青年セミナーin沖縄」や「沖縄支援・連帯行動」にとりくんでおり、全労働も積極的に参加者を送り出しています。あわせて、当該行動へ参加した組合員だけの経験とするのでなく、全員で学習することが不可欠であり、沖縄を取り巻く情勢を学ぶための資料（視聴覚資材を含む）を随時提供してきました。特に、沖縄県作成の『沖縄から伝えたい。米軍基地の話。』の活用も推奨し､支部･地協での学習が進められました。

さらに、全労働青年協議会では第44回定期総会（2018年10月）でフォトジャーナリストの嬉野京子さんを招き、参加者は当時の写真を交えた復帰前後の沖縄のリアルな実態に聞き入りました。2021年６月の青年協議会の全国代表者会議では、沖縄県民投票の中心となった元山仁士郎さんを招いての学習会を行いました（機関紙「全労働」にも元山さんのインタビューを掲載）。元山さんの同世代への訴えは共感を広げ、感想文でも好評でした。加えて、機関紙「全労働」では2023年新年号で沖縄支部の歴代役員へのインタビューを企画し、組合活動だけでなく、復帰前後の沖縄の様子も語っていただきました。また、機関紙には「沖縄を知ろう、カジュマルの樹の目・口・耳」と題するコラムを２年間（2021年４月～2023年３月）にわたって掲載し、ひめゆり資料館など沖縄の実相を様々な観点から解説しました（なお、機関紙では現在も「とりのめ、むしのめ」のコラムで平和や民主主義をみんなで考えるとりくみを継続しています)。

おわりに

全労働は結成から60年余りの歴史の中で「平和の全労働」の旗印を一貫して掲げ､「働くものにとって平和はいのち」と訴えてきました｡「戦争をする国」へひた走り、そのために憲法改悪に突き進む危険な状況の中、今こそ日本国憲法の基本原則である国民主権、基本的人権の尊重、そして平和主義を実現させるべく、全労働もその役割を果たしていきたいと考えています。

（つがわ　つよし・全労働書記長）

横田基地フィールドワーク、撤去運動の闘い
――歴史と現在

津川 正洋

1　三多摩格差の最大の温床　横田基地を歩いてみよう！

首都東京の多摩地域中部に位置する巨大米軍基地・横田基地の実相を理解するには基地の周りを歩くことをお勧めする。額に汗が滲む健康的な歩きで1周すると2時間54分かかった。鉄道利用ならJR八高線箱根ヶ崎駅下車。車利用なら「みずほエコパーク」の広い無料駐車場にデポして、国道16号線をめざそう。新青梅街道がクロスする交差点が出発点だ。

ストップウオッチをスタート。八王子方面に国道16号の歩道を歩く。緑の丘が見える。右に右に曲がる坂を上っていくと誘導灯が見える。300m程行くと「むさし北」の交差点が出てくる。反時計回りで横田基地をまわると横田基地の占める地理的な問題点を実感することができる。

八高線が右を走る中、バイパスと合流すると横田基地のフェンスが見えてきた。誘導灯の赤い光が不気味である。まだ人家はなくガソリンスタンドや廃業したガソリンスタンドが続いている。やがて金網で滑走路が見えていた16号との境がコンクリート製のフェンスに変わり、基地への目隠しになってきた。大型トラックがスピードを上げて走る轟音が響く。朝晩のラッシュアワー通勤帯は、たった6㎞を抜けるのに30分近くかかる。もしも片側2車線でなく片側3車線・自転車専用ラインがあったらどんなに快適であろう。2車線左端の車道を大型車の風圧にあおられて必死の形相で自転車を漕ぐサイクリストを見てそう思う。

やがて「ドン・キホーテ瑞穂店」。ここは、かつてドライブインがあった場所で横田基地が一望できる名所である。今でもこのビルの5階に上がると基地が一望できる。営業時間は午前9時から午前5時の20時間営業。ぜひ上ってみて欲しい。もう一つ眺望できる場所は瑞穂町大字石畑2355番地の六道山公園内展望塔である。午前9時から午後4時まで､西側からの基地の姿が一望できる。

ドン・キホーテ東側の建物はターミナルゲート12ゲートに隣接した東京税関立川出張所構内旅具検査場、そして東京出入国在留管理局が並ぶ。昔トイレを貸してもらえないかと立ち寄ったら断られたことがあった。「ここは米国です。日本ではない」。16号を挟んで唯一南側にある米軍横田基地のエリア「西住宅地区」と基地本体を結ぶ日本人が渡れない歩道橋がまたいでいる。そして、八高線の線路が「米国内」を走っている。そのエリアにはTOMODACHI LANESの看板を掲げたボウリングセンターがあったり、レンタカー・観光バス･ワゴン車が留められていたりする。早朝、前夜から福生の街で飲んでいたのか外国人カップルとすれ違った。

メインゲート第2ゲート辺りは横文字の看板の飲食店が立ち並ぶ。オキナワ58号沿いと似た雰囲気だ。私たちが抗議行動で要請団を送り出す時には第2ゲートを固く閉ざし、デモ隊が通り過ぎるとゲートが開く。そして、177回を数え毎月第

https://rodosoken.com/

３日曜日 13 時から実施している座り込みの会場がフレンドシップパークである。第５ゲートを過ぎ、左手の基地内は主要な管理地区である。第５空軍司令部・在日米軍司令部そして航空自衛隊航空総隊司令部がある。第５ゲートの東側にはゆったりとした中学校・高等学校校舎、そしてグラウンド・体育館が見える。

16 号と別れ、五日市街道を基地に沿って進むと「車も止まらなくてよい踏切」を渡る。線路に沿って行けるところまで行くと、線路がゲートで遮断されている。JR からの燃料運搬用引き込み線である。毎週１回ここを通るディーゼル機関車がけん引するタンクローリー貨物列車は鉄道ファンの間では貴重な写真となっている。さらに進むと、右手に小さな公園が見えてくる。福東トモダチ公園である。由来には、一番先に本国に逃げ帰ったにも関わらず、一面的にこう記されている。「この公園は誰でも仲良く遊んで交流しみんながともだちになれる施設として 2014 年１月６日にここ福東に誕生しました。公園の北側には 2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災の救援のためにトモダチ作戦を行ったアメリカ軍横田基地を望むことができます。園内には日本との永い友好を記念してアメリカが福生市に贈ったアメリカハナミズキも植えられています。この地に大きな災害が起きた際には市民の皆さんの避難場所にもなります。みなさんがともだちになっていつまでもこの公園を大切に利用してください」と。ここでもオスプレイの反対抗議集会が開催された。

この東側に「失われた街」堀向商店住居跡地の堀向児童遊園があり、横田平和まつり会場になった場所である。さらに、飛行機の離着陸路コースの真下にあたる騒音被害の一番深刻だった拝島市立第二小学校もある。朝会の時飛行機が頭上に来ると、校庭に並ぶ教職員も児童も一切ポーズ状態に陥るのだ。黙ってやり過ごし、飛行機が行き去り騒音が無くなるとポーズが解除される。その流れに着任したばかりの教職員が驚いたという。

信号を左折して西砂川バイパスに入るとすぐに 18 ゲート（通称・サウスゲート）がある。オスプレイを間近に見たのもこの辺りだった。いつもは閉鎖されている。そしてその先 90 度に折れた先が旧五日市街道だ。不自然に道路が直角に曲がり、黄色い大きな矢印看板がドライバーへの注意を喚起する。米軍横田基地ができるまでは、この地点から南下第５ゲートに真っ直ぐつながっていたのだ。基地のために街道が大きく迂回、曲げられていなければ、今日のような渋滞はなかっただろう。

またフェンスに沿って左折すると、基地内を通る片側一車線の周遊道路が見える。日本車が多い、日本と同じ左側通行である。違うのはそのあとに見た光景であった。辺りは緑が生い茂り 16 号沿いと様子が一変する。北海道の基地の様にも見える。頑張って歩くと、フェンス内に見えてくる光景が優雅そのものである。手入れの行き届いた緑の全面芝生とその奥のテラスハウスだ。プールやバーベキューグリル・木製の山小屋風の物置。道路を隔てた建売りの日本の住宅と比べるとギャップが大きい。第 17 ゲート（イーストゲート）。このエリアは「東住宅地区」と呼ばれている。病院もある。なるべくフェンス沿いの小道を迷路のように選ぶと、次々にアメリカの優雅な生活の一端を垣間見ることができる。これも思いやり予算だ。

さらにフェンスを目印に進むと車で来ては見ることのできない風景に出会えた。フェンスを隔ててアメリカと日本が混在していた。畑・耕作地が広がり基地から離れるが、やがて最後の目的地石川島播磨重工（IHI）へつながるバス通りに出てホッとする。この辺りが射撃訓練場，泡消火剤が使われた疑いのある消火訓練場、オスプレイ関連施設である。西に進むと IHI の高い建物が見えて

くる。そこを目印に信号を左折すると広い駐車場があり、基地のフェンスにぶつかる。ここから見えるレーダーの辺りが泡消火剤の訓練現場とされているところである。2022年秋は目視できたが、マスコミ報道のためか、シートで目隠しされていた。

ここから奥がIHIの関連施設である。この場所にIHIがあることに大きな政治的戦略的意味がある。1990年代から2004年3月、大手軍需産業・石川島播磨重工の思想差別事件の和解まで、何回も宣伝カーを繰り出し、三多摩の仲間と支援に足を運んだ場所である。ここから最西端までのフェンス沿いの道は反対側が手に取るよう見える幅600メートルの見通しの良い場所で、航空写真家の脚立が乱立する日もある。第20ゲート（オスプレイ施設工事用）の手前も90度に折れている。とても車幅が広く、タクシードライバーさんの休憩場所は米軍横田基地ができる前旧16号が直線で伸びていた場所である。

程なくして出発点に戻ってきた。ストップウオッチを止める。歩いた距離14.44km。時間2時間53分30秒。横田基地は3つの顔を持つ、一つ目は16号沿いの司令部のある管理部分とオキナワ58号線を沿いを連想させる若者の集まるにぎやかなストリートである。二つ目は東住宅部のような病院・テラスハウス高層住宅などの高級住宅街である。三つ目は北側オスプレイ関連施設射撃訓練場・消火訓練場。IHIの関連施設のベールに隠された部分である。

もしこの横田基地が撤去されたら、と思う。新青梅街道と国道16号線を結ぶ道路が何本もでき、多摩湖まで伸びるサイクリングロードもでき、三多摩の交通利便性が大きく向上するだろう。美術館や劇場など緑の人間性を回復する施設の建設、農作地として無限の可能性を持っている。首都東京の基地･横田基地はいらないと改めて実感した。

2　三多摩労連の闘いの歴史と現代

第1回「横田平和まつり」は1986年9月13日（土）、14日（日）に、基地被害の甚大さから移住を余儀なくされた「失われた街」堀向商店街・住宅跡の一部である堀向児童遊園を会場に行われた。

この年の4月、厚木基地訴訟が高裁で全面敗訴した。このままでは横田基地訴訟も負けるかもしれない。不当判決をはね返すためには裁判闘争だけでなく幅広い市民ぐるみの国民的運動をつくり上げなくてはならない。硬い集会でなく、地域の住民も参加できる楽しい大々的な「まつり」にしようと、横田訴訟団から三多摩労連・三多摩春闘共闘に呼びかけがあった。それが「横田平和まつり」だ。

その年は横田公害訴訟も10年を迎え、「国連国際平和年」に当たっていた。三多摩労連を軸に、三多摩全域の労働組合・婦人団体・平和団体で構成された実行委員会が結成された。第1回実行委員長に松岡英夫さん（革新統一都知事候補）に引き受けていただいた。その後、浜林正夫さん（一橋大学名誉教授）が実行委員長を務めた。スローガンは「静かな夜を返せ！」。北海道矢臼別の広大な自衛隊演習場の中に唯一残された農民と共にたたかうための「平和盆踊り大会」がヒントとなり、前夜祭で盆踊りも実施した。

雨の中にもかかわらず地元婦人会の方々が櫓の上でお揃いの浴衣で踊り、地元の住民を巻き込んだ第1回「横田平和まつり」はスタートした。翌日快晴。「雨上がりコンサート」で、三多摩中を演奏していた三多摩青年合唱団のうたごえ、シンガーソングライターの横井久美子さんや梅原司平さんが登壇し、ただ訴えるだけの舞台でなく、文化薫る一体感のある楽しい舞台となった、またテ

https://rodosoken.com/

ントエリアも配置し、東京土建西多摩支部の「ヤマメの塩焼き」や焼きそば・綿あめ・かき氷・金魚すくいなど賛同団体の 40 余りのテントが並び、子ども連れ･家族ぐるみで楽しめるものとなった。そして、同時に、頭上を低空の軍用機の爆音が響き、参加者は墜落の恐怖を実感した。

三宅島 NLP（夜間離発着訓練）基地反対運動や逗子市池子米軍住宅建設反対運動の仲間も参加し､厚木にも三宅島にも NLP はいらないとアピール､全国の基地問題でたたかう市民と連帯をした。基地反対闘争の高まりでマスコミ取材も集中、大きな反響があった。第１回目はのべ２千人が参加し大成功をおさめた。その後､「１回で終わらせるのは惜しい」と毎年秋に実施する方向を打ち出した。後半には三多摩労連役員が事務局長を務めた。また自治体首長にも賛同を呼びかけて実行委員が東奔西走した。

その成果もあり、参加者は最高時は７千人を超えた。「横田平和まつり」の成功も影響し、飛行差し止め自体は勝ち取れなかったが、横田訴訟は東京高裁でも最高裁でも「軍事公共性論」を退ける画期的判決で勝利した。横田基地の面前で住民が基地被害を直に訴え、それを楽しく工夫して日本各地の反対運動と連帯する活動に発展させていったことは、米軍横田基地と日本政府にも一定の大きな脅威を与えた。日本各地の米軍基地周辺住民を激励し沖縄嘉手納・厚木・小松での勝利につながり、アメリカをも被告とした６千人もの原告住民が結集する新たな横田基地公害裁判に発展していった。

「横田平和まつり」にピリオドを打った後、大衆的な運動として 2010 年から取り組まれたのが横田市民交流集会であった。米軍横田基地を含む米軍再編計画が持ち上がる中、2008 年に二つの団体が発足した。航空総隊司令部の横田基地への移転工事が契機となり立川・昭島市民を中心に発足した「横田基地問題を考える会」と、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」である。この二つの団体のほか、横田騒音訴訟弁護団 , 九条の会など平和問題に関心を寄せていた団体個人が集まり、「横田基地もいらない！沖縄と共に声をあげよう市民交流集会」実行委員会が誕生した。この代表の一人に三多摩労連の役員も参加し、今年（2023 年）で第 14 回目となる。

集会の名称の中に「沖縄と共に声をあげよう」を掲げている通り、毎年沖縄県民との連帯をしっかり位置づけ、集会を開いてきた。沖縄では民意に反して辺野古への新基地建設が強行され、南西諸島では自衛隊基地建設が強行され、迎撃ミサイルが配備され、さらに敵基地攻撃能力を持つ長距離ミサイルの配備が狙われている。このままでは米中の軍事衝突に巻き込まれ、「再び沖縄は捨て石にされるのでは」という不安と怒りの声が高まっている。

また、漁民・住民の反対を無視し、日米共同の巨大戦争訓練基地建設が進行している鹿児島県種子島の離島「馬毛島」問題も重大だ。一方、横田基地では米軍の対中軍事衝突に備えての基地機能強化、欠陥機オスプレイによる軍事訓練のレベルアップが進み、米中間に何かあれば戦争推進基地としてミサイル攻撃の対象になりかねない危険な基地となっている。こうした中、軍事に対して軍事で対応する大軍拡の道＝戦争する国への道は破滅への道だと、米中の対立を絶対に戦争させない道、対話による新しい平和外交を追求する運動が広がっている。三多摩にある横田基地に隣接する私たちの生活の場が、気がつかないうちに極めて危険な場になってきているという現実をリアルに把握し、平和憲法を持つ日本こそが、対立を戦争にさせない道、軍事同盟強化の道を見直し、対話による平和外交の道を探ること、このことを三多摩労連の運動方針として労働組合はもとより三多

摩中の諸団体個人に発信していきたい。

いま、発がん性の危険性が極めて高いとされるPFAS（有機フッ素化合物）による飲料水汚染が各地で大きな問題となっている。

三多摩地域におけるPFAS汚染の実態、とりわけ横田基地由来のPFAS汚染の実態を解明する上で、日米地位協定と日米合同委員会合意により日本側の調査権が米軍に握られていることが大きな障害となっている状況がある。住民の健康確保という点からも、今こそ日米地位協定の改定が必要不可欠であることを広く発信していきたい。

（つがわ　まさひろ・三多摩労連事務局長）

【参考文献】
『三多摩労連の歩み』三多摩労連、2003年7月
『横田基地　その変遷とたたかいの記録　第二版』横田基地問題を考える会、2022年10月

https://rodosoken.com/

四谷姉妹が考える憲法９条をいかした安保３文書（安全保障政策）

四谷姉妹

1　近寄りがたい憲法だけど……

憲法漫才でブレイク中の四谷姉妹です。新宿区四谷にある東京法律事務所の弁護士２人が、「阿佐ヶ谷姉妹」ならぬ「四谷姉妹」の名前で憲法漫才を披露したあとに「安保３文書」や「平和とジェンダー」などのテーマで学習会をしています。

この１年間で公演依頼は現時点で50回以上、それぞれが１人で憲法カフェなどに呼ばれることも含めると毎週のように講演していることになります。

四谷姉妹講演の参加者の感想としては、「憲法というと難しい近寄りがたいイメージがあったが、四谷姉妹ということで初めて参加した」「とてもわかりやすく、かたくなりがちな憲法の話があっというまに終わってしまうほど集中できた」「分かりやすく憲法について学ぶことができてよかった」「こういう楽しい内容なら友達を誘いたい」など好評です。

2　平和の対案「四谷姉妹が考える安全保障政策」にも反響が

講演のテーマが平和の場合、必ず「四谷姉妹の安保３文書」を紹介します。昨年閣議決定した岸田首相の「安保３文書」に対抗した私たちが考える安全保障政策です。これにも大きな反響があります（下図参照）。

（1）日本の人々の生活の安全安心を守る

まず、「国家安全保障戦略」では、日本にいる人々の現在の生活を保障する戦略です。アメリカの戦争に巻き込まれ日本が戦場になりかねない「安保３文書」は真の国家安全保障にはなりません。

際限のない軍拡を招く抑止力によるのではなく、平和外交でこそ日本の安全が守れます。日本は、食料自給率38％、エネルギー自給率約11％と戦争などにより貿易が制限されればたちまち生活が立ち行かなくなってしまいます。日本の食料・エネルギー自給率をアップするため農業や自然再生エネルギーを振興します。また原発は地震などの災害時や戦争になれば、福島の悲劇を繰り返すことになります。原発稼働延長ではなく、廃炉こそが国の安全のために急務です。そして、核兵器禁止条約を批准して非核３原則を堅持することこそが、日本の安全を守るのです。

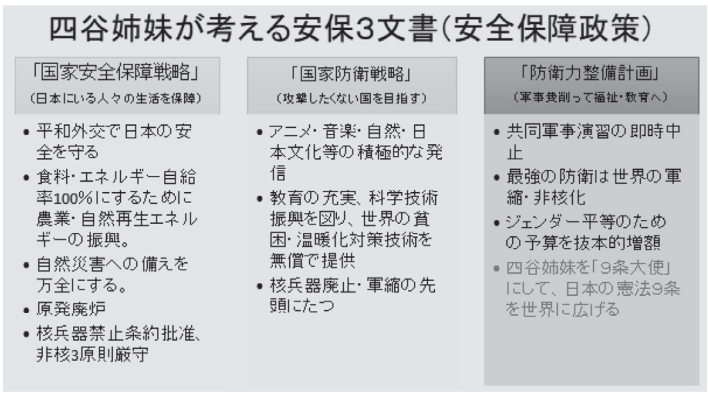

https://rodosoken.com/

（2）攻撃したくない国になる

また「国家防衛戦略」では、「攻撃したくない国」を目指します。世界中の人々から愛されているアニメや日本の文化・自然を積極的に発信します。日本を攻撃したら今大人気の「スラムダンク」や「ワン・ピース」その他の映画の続編は見られなくなるのはイヤと思ってもらいたい。

また世界が抱えている貧困や地球温暖化問題は深刻です。こうした問題を解決する技術などを無償で日本が提供して国際貢献すれば、日本を攻撃するなんて世界じゅうが困ってしまうと思うでしょう。また唯一の被爆国として核兵器廃絶と軍縮の日本がその先頭にたつ、世界から尊敬される国になることが、攻撃されない国造りになるのではないでしょうか。

（3）軍事費削って、福祉・教育・平等のための予算を

そのための「防衛力整備計画」では、軍事費を大幅に削って、上記「国家安全保障政策」を実現するため、福祉･教育や農業･自然再生エネルギー振興やジェンダー平等のための予算を大幅にアップします。

国連の 1995 年「第４回世界女性会議」や「安全保障理事会決議 1325」などでは、平和を実現するためにはジェンダー平等が必要だというジェンダー主流化の考えが浸透しています。家父長制を背景とする誤った「男らしさ、女らしさ」は女性の能力発揮を妨げています。また「男らしさ」の発想は、相手に脅威を与えて優位にたつことが相手方の攻撃を抑止するという「抑止力論」を支えています。このジェンダーバイアスを克服することは平和をすすめる大きな力になると思います。

そして、（四谷姉妹が９条大使になって）日本国憲法９条を世界に発信して、世界全体の平和を図る提案もします。

こうした提案には参加者から拍手が起こるほど好評で、ただ反対するだけでなく「対案」を出すことで展望を持てるのだと思います。

なお、この「対案」は国連が提唱している「人間の安全保障」の考えにも通底しています。

3　「四谷姉妹」誕生物語

弁護士の私たちがなぜ漫才をするのか、これにも深～い理由があります。

四谷姉妹結成は、2018 年暮れに「東京法律事務所９条の会」主催のイベントでネタ披露したのが始まりです。2015 年に憲法違反の安保法制が強行採決され次は明文改憲かという危機感を持ち、私たち弁護士は、憲法カフェや憲法紙芝居など、より広い人たちに憲法を理解してもらう活動を行っていました。

こうした活動は憲法を多くの人に知ってもらうことに役立ちましたが、改憲についての世論調査ではおおむね、３～４割の人たちが「わからない」「回答しない」という状況はあまり変わりませんでした。この「わからない」と回答している人たちに、憲法のすばらしさを伝えられないかと考えていました。

当時、お笑い芸人の「阿佐ヶ谷姉妹」さんが人気で、私たち２人ともオカッパ頭で眼鏡をかけてお笑い好き。「私たちって似てるよね」、「憲法漫才やらない？」という会話から「四谷姉妹」誕生まではトントン拍子ですすみました。

ただ、「下積み芸人」同様、当初は全く注目されず、「笑い」をとることの難しさを感じていました。

https://rodosoken.com/

4　ユーチューブで転機が

2020年はコロナ禍で、東京法律事務所９条の会の集会がオンライン開催となりました。その前座として四谷姉妹のネタを動画にとって、東京法律事務所ＨＰにアップしました。その動画が当時1,000回再生（現在は8,600回以上再生）されたのに気をよくして、日弁連の憲法動画コンテストにも応募するなど活動をほそぼそと継続していました。コンテスト結果は予想に反して落選でしたが、この動画が新聞記者の目にとまりました。

憲法記念日特集に登場してほしいというオファーを受け、ピンクのドレスで国会議事堂前まで行って撮影に臨みました。これが昨年(2022年)憲法記念日の翌日に東京新聞１面に登場することになりました。

その後、西日本新聞やファッション雑誌「SPUR」にも登場、昨年11月には熊本県民テレビにオンラインで生出演しました。

そして、各地の９条の会や母親大会、労働組合、生協などからのオファーが今も絶えません。今年１月に公演先で知り合った作曲家の協力を得て、今年の憲法日には『けんぽうの詩』をリリースしました。この動画は現時点で約2,500回再生されており、SNSの影響力を実感しています。

5　公演の内容は

漫才では、岸が食いしん坊で難しい言葉を食べ物と聞き間違う姉役で「ボケ」担当、青龍がしっかり者の妹で「ツッコミ」担当です。

「立憲主義」を姉が「リケンのシュウマイ？」、「敵基地攻撃能力」を「テッカドンとチキンのコラーゲン鍋」と聞き間違えると、妹が「食べ物じゃないです！」と突っ込んできちんと説明する、というスタイル。漫才は、昨年６月１日読売新聞夕刊『辛酸なめ子のじわじわ時事ワード』で紹介されました。「弁護士のストイックな雰囲気が、どこか阿佐ヶ谷姉妹のピュアさと通じている」「強引なボケも上品な口調なので説得力があります」とお墨付きをもらいました！

また、私が分厚い六法全書を会場に持ってきて、「六法には１番最初に日本国憲法が書いてあるけど、これは何の役に立つでしょう？①お昼寝の枕　②漬物石の代わり　③ダンベルの代わり　④みんなの暮らしと権利を守っている」。（会場から④という掛け声に応えて）「いいえ、①②③④全部ですよ〜、憲法っていろいろ役に立つんですよ」とボケたり、「ご当地自慢（公演するご当地で話題になっていることや特産品など）」を事前に調べ、「軍事費11兆円は、（茨城の）干し芋の年間生産量200億円の550年分よ！」「どひゃー」などと笑いをとっています。

漫才ネタは10分程度で、その他「四谷姉妹誕生秘話」「ジェンダーコント」などを披露したあと、「安保３文書って？」「ジェンダーと平和」などのテーマでお話しします。

6　楽しんで、巻き込んで

最近は、より幅広い層へのアプローチの仕方を学びたいというテーマでの講演依頼もあります。

私たちには、なんとか憲法を守りたいという必死の思いもありますが、それでは息切れしてしまいます。また、受け手側にとっては「重い」「押しつけがましい」と感じることもあるでしょう。

そもそも憲法と言えば『３Ｋ＝固い、関係ない、興味ない』が一般的な印象でしょう。これをどう乗り越えていくかは大きな課題です。

そこで、思いついたのは、自分たちが好きなことを楽しんでやってみよう、ということでした。

https://rodosoken.com/

（ただ実際にやってみると、笑いをとるのはとても難しくたいへんでした）。

また、ネタ動画を取るときに東京法律事務所の若手弁護士・事務局にも声かけして、意見を聞いてネタを書き直しました。『けんぽうの詩』のMV動画を作成したときは、「恋するフォーチュンクッキー」を参考にして（？）振付を考え、若手のみなさんにバックダンサーをお願いするなど、周りを巻き込んで楽しくやることにしています（四谷姉妹で検索してユーチューブで見てください！）。

私たちが楽しそうにしていることで、それを見る人も楽しい気持ちになったり、一緒にやってもいいかなと思ってもらえたりするのではないでしょうか。

運動を広げるには訴える内容が「正しい」「共感が得られる」ことも必要ですが、まずは「興味を持ってもらう」「知ってもらう」ことがなければ、正しさも伝わらないでしょう。

岸田大軍拡路線をストップさせるため、私たちの柔軟な発想力や発信力が求められています。

（きし　まつえ・弁護士）

（せいりゅう　みわこ・弁護士）

《特集２》海外の労働運動・労働事情

近年の米国労働運動の高揚から考える

布施 恵輔

全米自動車労組（UAW）のストライキ、米国の医療労働運動で最大の７万５千人のストライキなど、日本でも米国労働者の奮闘は大きく報道されている。確かに近年にないほどの前進的変化、高揚期を米国労働運動は経験している。９月に全労連の友好組合の全国大会に参加した経験、米国の労働運動の近年の高揚とその背景を紹介し、全労連との関わりも紹介しつつ米国労働運動の変化を考えたい。

1　９月のUE大会から見えた最新の状況

９月中旬、米電気機械無線労働組合（UE）の第78回全国大会に参加した。UEはジェネラルエレクトリックなど、電機製造業を中心に結成された組合で、1930年代に米国の民間の労働運動が前進し、労働組合結成の流れの中で誕生した組合。ジェネラルエレクトリックの他、ウェスチングハウスなど主要電機製造企業に組織を作り運動を進めた。第二次世界大戦後、反共主義旋風の中で多くの労働組合執行部から進歩的なたたかう労働運動を目指す幹部が追放される。UEも分裂攻撃にあうが、たたかう路線を堅持し当時の産別会議（CIO）から除名されている。全体として労使協調で保守的な米国の労働運動の中で、独自の路線で運動をしてきた。

UE大会では、今米国の労働運動の高揚の中心的役割をUEが果たしていることがわかった。第78回UE大会のスローガンは「Building Strike Power＝ストライキを打つパワーの構築」だ。UEでは４年前にジェネラルエレクトリックからアウトソースされたWabtec社で70日間のストライキを終えたばかり。鉄道用電気機関車を主力製品としているWabtec社は、アウトソーシング時にこれまでジェネラルエレクトリックで半世紀以上にわたって協約化されてきた事項のいくつかを骨抜きにする代わりに、従業員の雇用を守るという約束をしていた。しかし賃上げ交渉は進まず、協約化されていた職場の紛争処理メカニズムも機能しないことから、本来協約改定時以外はしないはずのストライキ実施に踏み切る。

６月中旬から約1,400人の組合員が70日間のストライキを打ち、経営側に賃上げを含む新しい協約を締結させた。大会では、ストライキのパワー構築というワークショップで詳細な報告を聞くことができた。ストの最中は周囲７キロにもなる広大な工場の六つの主要ゲートを24時間交代で封鎖。1,400人の組合員で交代制とし、常に地元の他の労組、宗教者や他のコミュニティー団体などの支援を受けながら、参加者の食事も出しての大規模な闘争だ。賃金補償を原則的にはしないのがUE本部の考え方だが、Wabtecを組織する

506 支部では約 6 割にあたる賃金を保障し、特に健康保険などの費用は負担している。UE の全国本部や地区のオルグの支援も受けるが、組合員の中で執行委員会の他にストライキに関係するピケ配置、食事配給、メディア対応、財政支援、地域との連絡窓口、文化担当などのグループを作り、組合員全員が何らかの役割を果たすストライキにしている。日常的に地域のコミュニティーで貧困・困難家庭の支援、退役軍人会への寄付など地域との繋がりが深いことも地域の支援を得られやすい要因だ。組合会館近くの住宅火災で焼け出された家族を、一時組合会館に避難してもらうなどの支援もしている。

このような、職場の組合員が主人公でストライキが打てるパワーを構築しているこの UE の 506 支部は、原則的な運動を日頃から積み重ねている。その証拠にスト破りは組合員の中から 5 人のみで、支部組合員の 1 %に満たない。20 年ぶりの長期ストライキを打ち抜ける職場の力、戦略と地域との連携がもたらした勝利だということがわかる。506 支部のスコット委員長は、全労連がストライキ支援メッセージと経営への要請文書を送付したことを覚えており、国際連帯セッションでの挨拶の後に固い握手を交わし、「全労連のたたかいは私達のたたかい。次はこちらが支援する」と力強く語っていた。この UE506 支部の歴史とたたかいは「Union Power; The United Electrical Workers in Erie, Pennsylvania（James Young 著）」が詳しい。

2　組織化で大きく前進

UE 定期大会のテーマは「ストライキを打つパワーの構築」。2 年前の前回大会以降、組合員を 2 万 4 千人拡大し、UE が今組織を急速に伸ばしていることがわかった。大会の組織化に関する決議委員会での議論や、全体会での組織化報告などを興味深く聞き多くのことを学んだ。UE は前大会以降の 2 年間でノースカロライナ州の公務職場、法律事務所など新結成の 4 組合に加え、大学院生組合が 9 組合結成され、合計 2 万 4 千人の新入組合員が組織化されている。人数的には圧倒的に大学院生労組が占め、ニューメキシコ州立大、同市立大学、マサチューセッツ工科大学、ミネソタ州立大学、ノースイースタン大学、ジョンズ・ホプキンス大学、シカゴ大学、ダートマス大学、スタンフォード大学で合計約 2 万人の組織化となる。一番重要なのは worker led organizing（労働者主導の組織化）。最近協約を勝ち取ったマサチューセッツ工科大学だけでなく、ミネソタ州立大学やスタンフォード大学の例も詳細に報告があった。

特にミネソタ州立大学では 2005 年に UE が一度認証投票で敗北している。他の組合も挑戦してきたがなかなか攻撃が厳しく、ミネソタ州の公務員法の障壁もあって組織化できてこなかった。しかし 21 年から UE が再び着手して、今回は院生自身の中で活動家、リーダーを探し、運動を作って自ら広げていく。05 年の組織化では 11 人のスタッフオルグが張り付いたが、今回はもっと少なかった。常時いる外部オルグは 1 人か数人という状況で、4 千人近い院生を対象に組織化に成功している。基本は労働者の中に組織を構築して、労働者自身が運動をしていくこと。どの大学でもこの基本は同じだが、大学により攻撃、法律など少しずつバックグラウンドが異なるので、細かく見るとやり方が異なる。

ミネソタ州立大学の場合、05 年にはリーダーを見つけることはできたが、横に広がりを作りきれなかったと報告されていた。それが今回どう変わったのか。昨年末からのカリフォルニア州立大学での 4 万 8 千人が参加した院生労働組合のスト

ライキで、３割から多い人では５割の賃上げを勝ち取ったことが全米の大学院生の確信になっている。物価高騰で生活費が高騰して生活が目に見えて苦しく、高い学位を取得しても働き口がない閉塞感を打開したいなど大学院生労働者の要求の高まりが背景にある。

９月のレイバーデーに合わせて発表されたAFL-CIOによる調査でも、青年層の組合支持率が88％に上るなど、日本とは条件の違いはあるが、それを活かしている「労働者が主人公の組織化」をもっと深く掘り下げたい。UEのマーク・マインスター組織局長は、若者のエネルギーが溢れていて、流れができている。UEは多くの成功事例を持っており、労働者主導の組織化は大学院生労組で最も成功していると述べていた。カール・ローゼン議長も、労働者が主人公の組織化モデルはアマゾンやスタバでももちろんそうだが、相手（経営者）が悪すぎて成果を出せていない面がある。UEの大学院生の組織化が全米で今一番成功している事例なのではないかと語っていた。

大会の議長あいさつや組織化報告の中でも「The moment is upon us＝今がその時」という言葉が多く聞かれた。その時が来るまでずっと力をため、今真剣に組織化に踏み出し成果を上げているUEの運動には多くの学ぶ点がある。

3　米国労働運動の近年の高揚

直近の米国労働運動の高揚の一端をUE大会の様子から紹介したが、この10年余の間に起こった米国の労働運動の前進は、それ以前と異なっており、紹介したようなUEの前進はその実例の一つと言える。

UEと並んで近年交流を深めているレイバーノーツという労働組合活動家の連携組織がある。「労働運動に運動を取り戻す」をスローガンに1979年以来、ニュース発行、労働者教育、交流集会の開催などで、労使協調の組合が圧倒的な米国の労働運動の中で、職場から組合民主主義を徹底し、組合員自身が運動を作っていく闘う労働運動を目指す活動家の教育訓練・交流の場となってきた。全米自動車労組（UAW）や運輸関係を組織するチームスターズなどの民主化運動をしていたグループを中心に、教員、自治体、医療、製造業、郵便などさまざまな産別、労働組合の活動家が参加している。ちなみにUEは全国産別で当初から全面的にレイバーノーツに参加している。

レイバーノーツは２年に１回程度大会という全国交流集会を開催している。この10年余りで参加者は数百人規模だったものが、昨年2022年の大会時には4,000人が参加する大規模な交流集会になっている。その過程を裏付けるように米国労働組合運動が少しずつ活発化し、前進を始めた組織が増えている。

産業、組合の運動の歴史などの違いがあり、一直線に発展したわけではない。しかし2010年にシカゴ教員組合（CTU）が労使協調の執行部から改革派執行部に代わり、2012年に数十年ぶりになるストライキを成功させて要求を前進させたことは一つの転換点になった。このことが全米の教員組合の活動家の交流を進め、「シカゴに学べ」と経験を学び、トラブルメーカーズスクールなどで自らの組織の中でも活動家を増やしていく。そのことがマサチューセッツ教員組合での改革派委員長（バーバラ・マデローニ氏）の誕生や、2018年にウェストバージニア州で始まった南部の保守的な州での教員組合の連続したストライキの成功につながる。2018年の教員ストの過程は「Red State Revolt（Eric Blanc著）」が詳しいが、ストを禁止され労働条件決定への関与が制約された南部の教員たちが立ち上がった運動は全米に大きな衝撃を与える。この年の連邦労働省の統計ではス

トライキ参加者数が約37万5千人とされるが、そのうち30万人強が教員であった。

その動きは民間にも広がり、コロナパンデミックで労働組合の活動に制約が加わった時期を経て2022年秋には「ストライキの10月＝Striketober」という造語が主要マスコミに登場するまで、民間の組合にもストライキが広がる。コーンフレークのケロッグ社、農機具メーカー老舗のジョン・ディア社など、老舗企業の労働組合が協約改定時に経営側からの賃上げ提案に不満を爆発させストライキに至る事例が増えてきた。既存の組合だけでなく、メディア関係を組織するジャーナリストギルドによる新しい組合の組織化、Googleやアップルなど従来はなかなか組合が組織化されてこなかったIT企業にも労働組合結成の動きが広がる。

米国の労働運動は第一次世界大戦前後の産別会議（CIO）を中心とした、民間部門の組織化が大きく前進した時期の高揚。そして戦後マッカーシズムを経て公民権運動、ベトナム反戦運動と重なる時期に進んだ公務分野の組織化での高揚がある。今回の前進を「第3の高揚」とする言い方も見られるようになる。

4 高揚を象徴するスターバックス、アマゾンの新結成

その第3の高揚を象徴しているのが、2021年12月にスターバックスで初めて労働組合が結成され今も増え続けていること。また2022年4月にはニューヨーク市のアマゾン配送センターで労働組合が結成されたことだ。両社はこれまで徹底的に組合づくりを敵視してきただけに、労働組合の結成には大きな意味がある。

通販大手のアマゾンは、米国内の配送センターには全く労働組合がなかった。しかし22年の4月1日に、ニューヨーク市のスタテン島にある配送センター（JFK8）で組合認証投票が行われ、投票権のある労働者約8,300人のうち、労働組合結成に賛成が2,654票、反対が2,131票で組合側が勝利した。これにより全米で初めてアマゾンの職場の一つが組織化された。

今回の勝利の1年前、米国南部アラバマ州ベッセマーにあるアマゾンの倉庫での組合認証投票は、全米注視のもとで行われ、反対1,798票、賛成738票で組合結成が否決されている。この選挙ではバイデン大統領も公式に支援を表明するなど、非常に注目されたが、アマゾンの徹底的な組合潰しキャンペーンで労働組合結成は否決された。その後ベッセマーでは組合側の異議申し立てにより会社側の介入が認定されたことにより再投票が実施され、その時も僅差で反対票が上回るが、その10倍以上の疑問票があった。その後の全国労使関係委員会や裁判所の裁定でも結果が覆っていない。

アマゾンが前述のように激しく組合結成を妨害していることは、ベッセマーの経験からも明らかだった。ニューヨークのJFK8の組織化では、外部の労組の支援も受けていたもののクリス・スモールズ委員長を中心とした職場の労働者たちの徹底的な対話と組織化の働きかけで、8,000人以上の職場での認証選挙に勝利している。スモールズ委員長は、レイバーノーツ大会のスピーチの中で「ジェフ・ベソス会長に、俺を解雇したことを後悔させてやる」と述べた。感染防護措置が不十分だったことに抗議の声を上げたことで解雇された彼が、労働組合の組織化の基本に忠実に職場分析、リーダーチームの結成、徹底的な対話と宣伝を繰り広げた結果の勝利だった。

一方のスターバックスでは、昨年12月から急速に組織化が進み、現在は360以上の店舗を組織化し、約9,000人が組織化されている。この組

織化キャンペーンを進めているスターバックス・ワーカーズ・ユナイテッド（Starbucks Workers United、STWU）は、国際サービス従業員労組（SEIU）に加盟している。21年８月に初めて選挙申請され、最初のうちは少しずつ申請が進み、2021年末までに合計14店舗での申請があった。年が明けて22年に入ると、認証選挙の申請は大きく加速。１月１日から５月21日までの間に、STWUは合計263の申請を提出しており、１日平均1.9件の申請になった。５月末までの分析で、認証選挙が実施された89店舗のうち77店舗で勝利しており、勝率は87％になる。この89の認証選挙の票数を分析すると、有効投票のうち78％は労組結成に賛成している。その後協約交渉をめぐる経営側とのやりとり、解雇を含む不当労働行為が発生し一時期よりも労組結成のスピードは鈍化しているが、堅調に新結成を続けスターバックス経営側に一括の協約交渉を迫って運動を続けている。

スターバックスは全米に約9,000の店舗があるとされるが、一つひとつは数十人から多くて100人ほどのバリスタと呼ばれる労働者が働いている。スタバは日本でもそうだが社会貢献を重視し、障がい者やLGBTQの労働者を積極的に雇用し、環境に配慮していることなどを前面に押し出してブランドイメージを作っている。しかし実際の労働現場は長時間労働で低賃金、きつい労働であることもよく知られている。その現実を変えることが労働組合で可能という認識が広がり、組合を作りたいという動きが全米各地で起こっている。レイバーノーツ大会でのワークショップでは、STWUに相談や支援を求めてくる段階で既に職場の労働者のリスト化、職場マッピング、一対一の対話などの組織化の基本を済ませている場合も増えていると聞いた。ここからわかるのは、労働者自身が組織化の方法を労働運動以外の社会運動などの経験から応用して、労働者自身が職場で労働組合を組織化しようという動きが起きているということだ。

5　今欲しいのは労働組合＝They Want a Union!

アマゾン、スターバックスの組織化も、またこの間組織化が進んでいるアップルストアやIT、メデイア関係、博物館や美術館、大学院生労働組合の組織化に共通する点として、Z世代とも呼ばれる青年が組織化の中心を担っていることがある。ミレニアル、Z世代と呼ばれる現在10代から40歳くらいまでの層は、リーマンショックで全米の１千万世帯以上が自宅を失った時に子ども時代を過ごし、最近では気候危機、LGBTQなどの性的少数者の問題、銃規制、ブラック・ライブズ・マター（BLM）など、社会的な運動が米国社会に大きく影響している時に成長してきた世代だ。そして圧倒的な格差と貧困に直面し、大学進学率が過去最高にもかかわらず見合った仕事につけないという、一定程度共通した背景、社会的経験を持っている。その彼らが職場で運動に立ち上がっていることが特徴と言える。

前述のように最近の世論調査では、米国人の労働組合に対する見方は、組織率が最も高かった1960年代以来最も好意的になっている。そして労組支持は若者の間でさらに高い。圧倒的な職場の労働者の怒りを背景に、組織化モデルを労働者自身が活用しながら組織化が進んでいる。

従来ユニオンジョブと呼ばれ、組合組織率が高く一定の労働条件を獲得していた製造業（自動車、鉄鋼、電機など）の雇用が、グローバル化と新自由主義政策によって米国国内から失われ、サービス業に米国の就労人口が大きくシフトした。新しく雇用が増えた分野は一定組織率が高い分野もあ

るものの、まだまだ未組織で時給・週給労働者が多い雇用が不安定な分野だ。そしてそれらの分野は、最近注目に値する前進がみられる分野とも重なっている。

特に三つの分野、(1) サービス、小売り、物流管理（例：スターバックス、アマゾン）の、高いスキルを必要としないが低賃金の仕事、(2) 教育、介護（例：公立学校教員、看護師）など、スキル技術があっても低賃金の仕事、それに (3) 科学技術、メディア産業における高度なスキルを要し賃金は一定あるものの労組による規制が弱い仕事（例：アルファベット、ニューヨークタイムズ、マサチューセッツ工科大学院生労組など）。これらの分野で力強い労働組合組織の新しい波が起こっていることが注目に値する。

レイバーノーツ大会で、多くの青年活動家から「今求めているのは労働組合」という声を本当に多く聞いた。米国の産業構造の変化と青年の変化が、今日の組織化の前進につながっているのではないか。

6 組織化モデルの変化

米国の労働組合は 90 年代から、未組織労働者の組織に積極的に取り組む組合が増えてきた。1995 年に AFL-CIO 会長に就任したジョン・スウィーニー（SEIU 出身）のもと、ナショナルセンターで予算の 3 割を組織化に充てるという、今までの労使協調で保守的で組織化は加盟組織任せのセンターからの脱却は大きな注目を集めた。SEIU はそれまでにビル清掃や警備労働者を地域で丸ごと組織化するジャスティス・フォー・ジャニターズ・キャンペーン、介護労働者の組織化などを成功させ、80 万人の組合員を 200 万人に迫るほどまで拡大してきた。移民、女性、低賃金の労働者などを積極的に組織化してきた SEIU の経験をスウィーニーがナショナルセンターにも持ち込んだことになる。

AFL-CIO は組織化研究所を設置し、ユニオンサマーなど学生へのアプローチに取り組み、社会正義の実現を目指す若い活動家を組合に結びつけることに成功している。大学生などが貧困や地域社会の問題を解決するコミュニティーオーガナイジングを用いた社会運動をへて、労働組合で組織化に取り組んでいることは、全労連で介護労働者の組織化調査で訪問した SEIU の東、西海岸の支部の組織拡大の活動を実際に見てもよくわかった。彼らと一緒に介護労働者の個別訪問にも参加したが、綿密な計画を立て、優秀なオルグたちが昼夜を分かたず組織化に取り組む姿を目の当たりにすることができた。それらの組織化の実践で使われてきた組織化モデルは、米国の場合労働運動、公民権運動、反貧困運動など社会運動の中で一定程度共通して構築されてきた組織化モデルが労働組合で応用されている。

しかし SEIU も一時期 200 万人の間で組合員を伸ばしたものの、それ以降大規模な組織化に成功していない。2005 年には SEIU、チームスターズ、UFCW（食品商業労組）などが AFL-CIO を脱退し、「勝利のための変革（Change to Win = CTW）」を結成し、戦略的組織化に取り組むとした。その後、CTW は第二ナショナルセンターを志向したが、結局は相次ぐ加盟組織の脱退により雲散霧消した形だ。

SEIU のこの 30 年余りの経過は「Purple Power : The History and Global Impact of SEIU（Luís LM Aguiar,Joseph A. McCartin 編著）」が詳しい。SEIU は大規模な組織化に成功すると、支部を統合し大規模支部による組合運営を始めている。ニューヨーク市の警備・清掃労働者を組織化する 32BJ 支部は現在ではボストンからフロリダまでの支部を全て統合した支部となっている。

医療・介護の1199支部も以前はニューヨーク市周辺部のみだったが、現在では東海岸全域を束ねる20万人以上の支部となっている。このことで組合員との距離が生まれ、職場の組合員の中での運動の循環が起きにくいことで自ずとトップダウン型の組合運営、運動になっているという批判は多く聞かれる。

SEIUは幹部の中にも進歩的で、社会正義を目指す思考が明確な人が多く、専従活動家・オルガナイザーも極めて進歩的な人が多くいる。しかし実際の職場の組合員からの運動の組織化に必ずしも成功していないのではないか。

もちろん、全てのSEIUの支部に当てはまるはわけではない。労働者、組合員のパワーを引き出し、組合結成に至った後も、トップダウン型でない職場民主主義が徹底されたボトムアップ型の組織と運動ができているのかがポイントではないか。

7　現在の変化の特徴を裏付ける組織化のモデル

この１年あまり、圧倒的な職場の労働者の怒りを背景に、組織化モデルを労働者自身が活用しながら組織化が進んでいる。一概には言えないが、少なくとも労働者自身が立ち上がって、組織化を進めるこの間の成功事例が、優秀な専従オルグ集団による組織化キャンペーンとは異なっている。

レイバーノーツの組織化の訓練手法は、ブラジルの教育学者パウロ・フレイレの大衆教育理論に基礎を置き、専門家（経験者、組合役員など）が全てを仕切るのではなく、職場の組合員の知識と経験を引き出すこと。徹底的な相互の尊敬と敬意をもとに、一対一から集団での対話を繰り返していくことで職場の組合員の立ち上がり、運動へのコミットメントにつなげていく手法だ。22年12月に全労連を訪問したレイバーノーツのバーバラ・マデローニ氏は、「民主的なプロセスを通じ、徹底的に互いに敬意を払い、私たちが求める世界を展望してたたかうことで、すでに私たちは勝利しているのです。資本主義が私たちに押し付けるのとは正反対の経験を労働組合で作り出すのです。（中略）新自由主義は、それを自然で避け難いものだと迫ってきます。私たちの組織化は、それ自身が資本主義の必然性と対峙することなのです。それがどのように自己を、互いを、教師としての仕事、コミュニティーを認識するための新しいスペースを作り出すのです。だからこそ、たたかえば勝利するのです。（民主教育研究所での講演テキストより抜粋）」と述べている。

このような、職場からの民主的な討論と運動構築の循環を引き出すことができる運動の循環の確立と、それを可能にするオルガナイザーの要請が日本の運動にも急務だ。

全労連では、コミュニティオーガナイジングの手法を取り入れ、関係構築、対話、キャンペーンづくりを実践的に学ぶ“ゆにおんきゃんぷ”（略称・ゆにきゃん）を実施している。基礎理論学習から実践的トレーニングまで、学習教育体系の整理、見直しも進めている。多忙化と組合員減少により組合活動に困難を抱える組織が増える中で、組織と運動を活性化し要求を実現できる組織をつくる挑戦と考えている。米国では「青年の要求の強さ」とそれに応える労働組合の存在は現在の運動の高揚を作り出している。職場の労働組合の運動、組織運営における民主主義の確立は、職場と地域社会、その国と世界における民主主義の確立につながる。日本の運動もそれに学びたい。

（ふせ　けいすけ・全労連事務局次長・国際局長）

https://rodosoken.com/

スペイン「ライダー法」制定の背景を考える
――「偽装」に対抗する積極的な労働法・労働行政

脇田　滋

はじめに

スペインの労働人権をめぐって、近年、興味深い情報が数多く届くようになった。とくに、2020年9月のプラットフォーム労働（以下、「プラットフォーム」を「PF」と略）をめぐって二輪車配達員の労働者性を認めた最高裁判決と、それに続いて行われた「政労使協議」での合意を背景にして世界で初めて成立した2021年9月の「ライダー法（Ley de riders）」である。この法律は、同年12月のEU委員会「PF労働指令案」に大きな影響を与えることになった[1)]。その詳しい経過と背景を知りたいと強く思うようになったが、日本ではメディアによる短い報道以外に詳しい情報がなく、また、近年、スペインのPF労働や非正規雇用労働者の権利運動に関連する研究文献がきわめて少ないことに気がついた[2)]。

筆者自身は、スペイン労働運動に関心はあったが、1988年9月、マドリッドで開催された「第12回 国際労働法・社会保障学会（ISLSSL）」に参加はしたが、スペインに長期滞在した経験もない。幸い、退職して時間だけはあるのでスペイン語の勉強をしながら、当面、主にWebを通じて入手した英語やイタリア語の情報を手がかりに、徐々に関連知識を蓄積することにした。その意味で本稿は、初歩的な「研究ノート」に過ぎないが、注目すべき動きを示すスペイン労働法の一面を「ライダー法」を手がかりに紹介することにしたい[3)]。

1　スペインの労働状況をめぐる背景

（1）フランコ独裁政権下の労働

スペインは、1939年の内戦後のフランコ独裁政権が、労働組合を禁止し、経営者と労働者に加入を義務づける「垂直組合（Sindicatos Verticales）」が作られた。自由な組合運動や団体交渉は姿を消し、代わりに政府が賃金を決定し、政令で公示した。しかし、労働者の不満が自然発生的なストライキで爆発する一方、共産党（PCE）やカトリック系労働者グループが、垂直組合に潜入して活動を始めた。そして、当局と条件改善交渉を進める「委員会」が結成され、非公然であるが、労働運動が広がった。この「委員会」が、事実上、労働組合として拡大し、ストやデモを実施した。その結果、多くの制限はあったが、1958年に団体交渉法を制定させるまでになった。これが、現在の最大労組「労働者委員会」（Comisiones Obreras、略称「CCOO」）の起源となった[4)]。

（2）1978年民主憲法と労働組合

1975年のフランコ死後、即位した国王カルロス1世は民主化を積極的に進め、1977年の自由選挙を経て、1978年に新憲法が制定された。新憲法は、スペインが「法の支配に服し、自由、正義、平等および政治的多元主義を法秩序の最高価値として標榜する社会的かつ民主的国家」である

とし、国民主権、議会制君主制を宣言した（第１条）。市民の権利･義務とともに､労働に関しては、すべてのスペイン人が「労働の義務と権利」「職業選択の自由」「十分な報酬」を有するとし、「労働者憲章法」制定を予定している（第 35 条）。また、労使の団体交渉権、争議権（第 37 条）、雇用、職業訓練、安全衛生、休息（第 40 条）、社会保障（第 41 条）など、多くの労働・社会的人権規定を定めている。

この憲法制定を含むスペインの民主化移行期に、スペイン社会労働党（PSOE）と緊密な関係をもつ「労働総同盟（UGT）」と、スペイン共産党（PSE）に接近した「労働者委員会（CCOO）」が大規模な二大ナショナルセンターとして誕生した。そして、この二大労組連合が、経営者団体との団体交渉・労働協約を中心に集団的労働関係を形成した。ただ、78 年憲法は、施行約 45 年を経過したが、スペイン経済の悪化、とくに高い失業率、また、EU を含む新自由主義的政策の外圧が背景になって「労働改革」が反復された。この「改革」の多くは、解雇規制緩和、非正規雇用容認、さらに団交など労働者の権利を制限する法・政策であった。また、裁判所も、こうした法・政策を容認する中で、78 年憲法の労働関連規定が実現せず、むしろ、逆方向に修正され、事実上形骸化してきたことが批判的に指摘されている[5)]。

（３）新自由主義的規制緩和の「教科書」事例

とくに、2011 年、深刻な経済不況を背景に、経営者側の猛烈な攻勢による新自由主義的危機管理が導入された。それまで行われていた政労使協議（社会的対話）が放棄されるとともに、同年の総選挙で生まれた国民党（PP）のラホイ保守政権の下で 2012 年「労働改革」法が成立し、解雇など多くの規制緩和とともに、①使用者は「経済的、技術的、競争的」根拠を示すことができる限り、労働協約を逸脱し、労働委員会との交渉なしに賃下げや労働時間の延長を行うことができる、②企業別労働協約は産業別労働協約よりも明確に優先される、③再交渉に失敗した場合の現行労働協約の自動更新は１年間に制限され、その後、新しい労働協約が締結されない限り、協約は拘束力を失うなど、使用者側に一方的に有利な法規制が導入された[6)]。

しかし、スペインは、劇的な経済衰退で EU 最悪の大量失業（2013 年、失業率 27.2％、若年失業率 57.2％）に加え、新自由主義的緊縮政策としての 2012 年「労働改革」は、スペイン社会に金融危機のコストの不公平な分配をもたらし、社会的不平等と貧困を急激に高める結果を生んだ。労働組合は、この「労働改革」に抗議して、2010 年から 2012 年にかけて３回のゼネストを行い、欧州労連（ETUC）もこれに呼応してスペイン政府に対する国際的非難が集中した。2010 年以降、スペインは、賃下げ、労働時間延長、全国労働協約と労働組合の弱体化など、「労働市場の規制緩和を目指す新自由主義的再編のために、広範な失業不安を悪用する教科書的な例」となった[7)]。

さらに、2015 年、ストライキやデモの自由を大幅に制限する、権威主義的な治安立法「市民の安全を保障する組織法（Ley Orgánica 4/2015 de Protección de la Seguridad Ciudadana)」が成立し、スペイン全土で数百人のピケ参加者が起訴される事例も出てきた。この法律は「gag law（箝口令)」としてスペイン政府に対する国際人権団体（Human Rights Watch など）からの非難が広がる一方、労働組合（CCOO と UGT）は、この法律が ILO 結社の自由条約（87 号）等に違反すると主張して ILO 結社の自由委員会（CFA）に提訴した。これに対して、CFA は、2016 年 11 月 10 日、法律を是正し、ストライキの実効的な権利を保障するように勧告した[8)]。

https://rodosoken.com/

（4）政権交代とサンチェス政権

2018年6月、EU最悪の高失業率や臨時雇用率の改善がないまま、ラホイ首相は議会で不信任され、8年間続いた権威主義的で新自由主義的な政権運営が終了した。代わって、選挙で相対多数を得た社会労働党（PSOE）のペドロ・サンチェスが政権に就いた。しかし、議会での過半数が得られず、2019年4月、さらに2019年11月と再選挙を経ても過半数は確保できなかった。2020年1月、膠着状態の中でPSOEは、左派政党UNIDAS・PODEMOSと「進歩のための連合進歩協定」[9]を結び、ようやくサンチェスを首相（第二次内閣）とする左派少数政権樹立にこぎつけた。特筆できるのは、PODEMOS所属で女性弁護士出身の有力政治家ヨランダ・ディアスが労働大臣（第二副首相）として入閣したことであった。

上記「連合進歩協定」では、とくに、2012年「労働改革」、2015年「gag law」など、保守政権の「負の遺産」を見直し、労働尊重の「労働改革」が公約として提示された。政権交代によって労働組合と使用者の「社会的対話」が復活し、2018年7月、雇用・団体交渉枠組み協約が締結され、賃上げ、自由団体交渉、政労使三者対話強化などが規定された。2020年のコロナ禍による経済危機に対して、「操業短縮手当（ERTE）」について政労使協定が締結・更新され、推定280万人の雇用が維持された。そして、ディアス大臣が主導する形で、新たな「労働改革」が進められる一方、2010年代後半から、重要な労働問題の一つとなっていた「PF労働」をめぐる政労使交渉と「ライダー法」制定への動きが開始されることになった[10]。

2　PF労働をめぐる権利闘争と「ライダー法」

（1）PF労働と労働法回避

世界では2000年代初めに、インターネットとオンライン接続の改良によって、デジタルPFを介した労働が出現し、その後、各国で急速に拡大した。スペインの正式な国家統計は存在しないが、EUでは2018年のCOLLEEM調査[11]で、労働年齢人口に占める割合でスペイン（2.6％）は、オランダ（2.7％）に次いで2番目に多かった。その総数は多くないが、スペインでもEU諸国と同様に、コロナ禍以前からGlovo, Deliveroo, Just Eeat, Uber Eeatsなどの PF企業で働く二輪車配達員などPF労働者の無権利問題が大きな注目を集めた。

問題の焦点は「雇用上の地位」をめぐる対立であった。つまり、PF企業は、PF労働者を「自営業者」と扱い、労働法や社会保障法による「労働者」としての保護を拒否した。スペインでも他の諸国と同様に、「労働者」は、労働者憲章（ET）法など労働法の適用を受け、また、社会保障法（LGSS）が強制適用される一方、使用者は、それに対応する各種義務と、社会保障については保険料納付義務を負う。これに対して、「自営業者」の場合、「自営業者憲章法（LETA）」が適用され、社会保障についてはLGSSでなく、保険料自己負担の自営業者特別制度（REAT）に加入する。基本的には、スペインも雇用分類としては、「労働者」と「自営業者」の二分法を採用している。ただし、自営業者の中でも、「主に顧客である一人の自然人または法人のために利益を得させるための経済・職業活動をする自営業者」（TRADE）は、使用者との団体交渉・協約の締結をすることができるとし、集団的権利が認められている（LETA

第 13 条）[12]。

スペインでは、「労働者」と「自営業者」の格差を縮小し、自営業者の保護を労働者の保護に近づける政策が進められてきた。その一つとして、2018 年法改正（Decreto-Ley28/2018）で、「業務上の危険」（業務上の災害・疾病）について自営業者にも加入を義務づけた。ところが、こうした改善にもかかわらず、「オンデマンド」（呼出）のパートタイム労働である PF 労働は、収入の見込みが確実でないことが理由となって、REAT の適用を受けることができない[13]。

また、安全衛生の視点からも雇用分類の重要性が指摘されている。つまり、労働者であれば、身体的完全性と職業上の危険の予防に対する権利（労働者憲章法第４条と職業上の危険防止に関する法律 Ley 31/1995）があるが、自営業者の場合は、原則として、これらの安全衛生の規定が適用されないからである[14]。

（２）画期的な 2020 年９月 25 日最高裁判決

スペインのデジタル PF 企業の大部分は、自社で働く労働者を「自営業者」として扱っていた。多国籍のデリバリー配達の PF 企業である Glovo、Deliveroo、Uber Eats なども自営業の配達員を使っていた。自営業者にする理由は、労働法と社会保障が硬直的で柔軟性に欠け、労働者の要望にも応えていないということであった。しかし、その規模が急速に増加し、また、長期間に及ぶ中で多くの弊害が現われてきた。配達員自身が独自の団結（RidersXDerechos など）を結成し、待遇改善の声を上げる一方、伝統的な労働組合（UGT と CCOO）も支援の立場を表明した。他の EU 諸国でも同様な動きがあったが、とくにスペインの特色は、労働・社会保障監督官が各地の都市で、配達員らが給与を受け取るべき雇用労働者であるのに、いわゆる「偽装自営業者（falsos autónomos）」として扱われているとして PF 企業に是正を求めたことである[15]。

配達員たちの個々の苦情や労働監督官の行動を契機に、マドリードの 500 人以上の Deliveroo 労働者を含む集団訴訟など、多くの裁判が提起された。これに対して、PF 企業は厳しい対決姿勢を示して、裁判で配達員が労働者か自営業者かの「雇用上の地位」をめぐる主張が対立することになった。これらの事例は数十件に及んだが、下級裁判所の大半は、労働者憲章法（Estatuto de los Trabajadores）が規定する、従属雇用労働者と自営業者を区別するためのいくつかの基準から、「労働者とは、使用者（自然人または法人）の組織・指揮の範囲内で、報酬に対応して自発的に業務を提供する者」という定義を根拠に配達員が労働者であると判断した。しかし、一部の第一審裁判所や、マドリードの高等裁判所（TSJ）が、PF 企業の下で働く配達運転手や Glovo の配達員の事例で、雇用労働者でなく自営業者であるとの判断を示した。事実関係が似ているにもかかわらず、相反する判決が出たので、最高裁判所に統一的な法解釈を示すように求める声が高まることになった[16]。

最高裁判所は、2020 年 9 月 25 日付の Glovo 社・配達員事件の判決（rec. 4746/2019）で、原告の配達員（ライダー）と被告の PF 企業 Glovo の関係は、自営業ではなく雇用の性格があると宣言し、分裂していた裁判所の解釈を統一する画期的な判決を下した。事案は、マドリード社会裁判所に「労働者」であることを認めることを求めてライダーが原告になって提起した個人訴訟であった。第一審判決は、ライダーが「真の自営業者」であると判示し、また、高等裁判所もこれを支持していた。しかし、最高裁判所は、原審判決を覆し、全会一致で原告は労働者であると判断した[17]。

事実関係の概要は、次の通りである。食事配達

https://rodosoken.com/

のライダーとして働いていた原告が、病気の期間を経て、Glovoから仕事の注文を停止された（原告は「黙示の解雇」と主張）。ライダーは、希望の時間帯・地域を予約し、携帯電話を起動して対応可能状態になると、注文が送られてくる。注文を受けると、配達員が顧客に直接連絡し、注文を実行しなければならない。アルゴリズムによる自動配車システムでコスト優先の配車が行われる。配達員は、注文を拒否できるが、Glovoは評価システムを導入しており、配達員を「ビギナー」「ジュニア」「シニア」に分類し、３カ月以上注文を受けない場合、格下げを決定できる。Glovoの評価システムでは、顧客の評価、効率性、ピーク時の実績の３要素に基づき、配達員が事前に予約した勤務時間帯に稼働しない場合、－0.3点のペナルティがある。配達員は、欠勤の事前連絡義務はあったが、理由は必要とされなかった。専属規定はなかったが、配達員は、配達物の損害など、適切な配達ができないことの責任を負担した。配達業務中、Glovoは、GPSによる配達員の位置把握をした。配達員は、業務のための二輪車と携帯電話を自ら用意し、費用を負担した。顧客は、配達に対して2.75ユーロをGlovoに支払い、配達員は2.50ユーロ受け取り、残りを仲介手数料としてGlovoが留保した。

最高裁判決の主な内容は次の通りである[18)]。

（1）被告Glovoは、EU機能条約（TFEU）の業務提供の自由、職業・営業の自由に影響があるとして、CJEU（欧州司法裁判所）の予備判決を求めた。しかし、最高裁は、雇用契約か否かが争点であり、法律適用に問題はないとし、また、被告が援用するCJEUの命令（Case C-692/19）も雇用従属関係の判断は国内裁判所に委ねているとして、被告の請求を退けた。

（2）従属性の判断については、「労働法ができてから今日に至るまで、従属性の要件は進化してきた」とし、この問題で先例とされる最高裁判決（1979年5月11日）は既に、「従属は絶対的な従属を意味するのではなく、会社の組織的かつ懲戒的な支配の輪（el círculo rector）への挿入に過ぎない」と述べていたとし、「ポスト工業化社会では、従属の指標はより柔軟になっており、技術革新により、サービス提供のための制御システムはデジタル化されている。新しい生産的現実の存在は、従属性（dependencia）と他人計算性（ajenidad）の指標を、その規制が適用されなければならない時代の社会的現実に適合させることが必要である」と判示した。

（3）雇用関係の判定で「従属性」と並ぶ指標である「他人計算性（＝経済的従属）」の指標として、配達員が他人のブランド名で働いている事実を明確に示していることが注目される。

（4）判決は、配達員の携帯電話や二輪車は不可欠ではなく、PF企業のシステム自体（アプリなど）が、本件サービス提供に不可欠な生産手段であると判示した。

（5）判決は、会社の「デジタル評価システム」の運用実態を詳細に検討し、労働者を監視・管理する方法としてその役割を重視している。

（6）CJEUはUberについて仲介者でなく、輸送分野のサービス提供者だと判断した（Case C-434/15）が、Glovoについても同様に、配送業者であると判示した。

（7）判決は、以上の外、①商業上の決定と②サービスの価格、支払い方法、配達員の報酬をすべて会社が行っていたこと、③会社が顧客から支払を受け、会社が配達員への報酬を支払っていたこと等を挙げている。

なお、労働者性の立証責任の転換を求める「雇用推定」については、既に、労働者憲章法自体に、「雇用推定」の文言があったが、実際には、解釈上の争いがあって十分に機能していなかった。こ

れについても Todolí-Signes 教授は、同判決が「雇用の推定」の意味を改めて確認したと解説している[19]。

この最高裁判決は、裁判官全員一致の判断であり、分裂していた法解釈を統一したという点で、きわめて重要な意味をもつ判決であった。判決理由は、きわめて詳細な内容であり、EU での議論を踏まえていること、個別の事案に限定されないで、類似した PF 企業や PF 労働に広く及ぶ考察を加えており、スペインだけでなく、少なくとも EU 全体に大きな影響を及ぼすものであった。実際、この判決は、次の「ライダー法」制定に、さらに、EU の「PF 労働指令案」（2021 年 12 月）に結びつくことになった[20]。

3　ライダー法制定

（1）社会的対話の中での合意とライダー法

2020 年 9 月、最高裁 Glovo 事件判決が出るとすぐに、政府が主導する労使関係者協議が開始された。紆余曲折を経た５カ月の交渉の末に、2021 年 3 月 10 日、政府、CCOO および UGT（労働組合）、CEOE および CEPYME（使用者団体）の三者合意が成立した。社会的対話の当事者は、①ライダーは、一定の特徴があることを条件に雇用としての地位を認めること、②企業は、労働に関してアルゴリズムが決定する「パラメータ、規則、指示」の情報を従業員代表委員会（Commité de empresa）に、知らせなければならないことの２点について合意した。そして、政府は、いわゆる「ライダー法」（2021 年 5 月 11 日の王政令法 2021 年第 9 号）を、2021 年 8 月 12 日に施行した（その後、2021 年 9 月 28 日、議会を通過して法律 2021 年第 12 号に転換）。この「ライダー法」は、①デリバリー部門のデジタル PF 労働者について、従属的雇用関係の法的推定をさだめる規定（労働者憲章法「追加条項 23」）と、②あらゆる種類の PF は、「プロファイリングを含む、労働条件、および雇用へのアクセスと維持に影響を与える可能性のある」アルゴリズムの内部機能について、（PF の）労働者の法的代理人に情報を提供することを義務づける規定（労働者憲章法第 64 条 4.1）を導入した。

（2）ライダー法の内容①　「雇用推定」規定

労働者憲章法第８条 1. は、既に、報酬と引き換えに、その受益者である他の者の危険のもとで、かつ、その管理する組織範囲内でサービスを提供する者について、従属的雇用関係があるとする「反証可能な推定」を導入していた。しかし、この「推定」規定は、事実上、活用されていなかったが、「ライダー法」は、「追加条項 23」で、配送部門（食品や小包など、あらゆる消費財や商品の配送や流通など）で働く PF 労働者に適用されることを明確にした。これによって、配送部門で活動するプラットフォーム労働者は従業員であることが推定され、限られた例外的場合（労働者憲章法第１条３項の適用除外事例など）でなければ、自営業者として分類することができない[21]。

（3）ライダー法の内容②　アルゴリズム情報の開示義務

ライダー法は、アルゴリズムの情報開示を使用者に義務付けた。労働者憲章法は、既に第 64 条で「情報と協議の権利と権限」を規定し、第１項では、従業員代表委員会（comité de empresa）は、従業員に影響する事項などについて、使用者から情報提供および協議を受ける権利を有するとし、第２項以下でその情報提供と協議の対象を詳細に規定している。

そして第４項では、その都度適切な間隔で情報提供を受ける権利を定めていたが、ライダー法は、

https://rodosoken.com/

この第４項に以下の（d）号を追加することになった。すなわち、「d）労働条件、アクセス及び雇用の維持（プロファイリングを含む。）に影響を及ぼす可能性のある意思決定に影響を及ぼす人工知能のアルゴリズム又はシステムの基礎となるパラメータ、規則及び指示について企業から知らされること」である。

この改正は、配送部門に限られず、すべての企業を対象としていることに注意する必要がある。使用者（企業）は、従業員の評価を左右するアルゴリズム（計算方法）に関する情報などを、労働者側の代表である「従業員代表委員会」に通知することが義務づけられ、従業員が自身の評価基準などを知ることができることになった。なお、スペインの従業員代表委員会は、労働者憲章法（第62条以下）で選挙手続きなどが法定された公式の職場代表経路であって、必ずしも労働組合が関与するものではない。しかし、実際上、選出代表者の大半は労働組合から推薦され、約４分の３の代表は二大労組（CCOOとUGT）の出身者である[22]。

（４）ライダー法制定以降の動向

ライダー法は、政労使の長期間にわたる合意を基に制定されたと言えるので、大きな対立や問題なく受け入れられると思われた。しかし、同法の制定をめぐって、労使の間に多様な不満や問題が残った。労働側では、二大労組（CCOOとUGT）やRidersXDerechosは、デジタルPF労働における「偽装自営業」の問題は配送部門だけでなく、部門を越えて大きく広がっていることから、「雇用推定」規定をすべての部門のPF労働者に拡大する必要性を指摘した。

他方、配送部門PF企業の間では、ライダー法施行による新たなビジネスモデルへの適応をめぐって立場の大きな違いが明らかになった。ライダー法は、宅配配達員が自営業でなく、原則として企業と労働契約関係にあるとする「雇用推定」規定の評価が分かれることになった。既存のPF企業の中でDeliverooは、スペインから撤退するという選択をした。これに対して、JustEatsは、配達員を雇用労働者として権利を保障することは、部門内の事業者がすべて同じルールの下で事業を行えるようにするものと評価してライダー法の新たな規制を歓迎した。そして、JustEatsは、二大労組（UGTとCCOO）と団体交渉を開始し、2021年12月17日に詳細な労働協約を締結することになった[23]。StuartDeliveryも将来的に労働協約を交渉することを約束している（Aranguiz, 2021）。また、Getir、Gorillas、Rocket、Dijaの４つのPF企業が、ライダー法に基づくモデルを前提に、新たに参入することになった。

これに対して、大手のGlovoとUber Eatsは、営業方法を変更したとするが、従来の自営業形式と変わらない働かせ方にこだわり、政府や労働側から批判を受けることになった[24]。

4　スペイン労働監督制度の積極的な役割

次に、「ライダー法」制定の背景の一つとなったと言えるスペイン独自の労働・社会保障監督制度について考察する。

（1）2018年ディーセント・ワークのための基本計画

スペイン政府は、2018年から2020年までの期間に実施する「ディーセント・ワークのための基本計画」を発表した。これは、労働・社会保障監督局が主体となって、具体的な75の施策と、臨時、パートタイム、偽装自営業形式労働などを規制し、労組の権利を保障することを緊急対策に挙げるなど、労働市場における不正行為や不安定雇用を撲

滅し、質の高い雇用を創出することを目的にするものであった[25]。同計画の背景の一つとしては、当時、スペイン保守政権には、EU 最悪の高い臨時雇用や失業者比率に示される経済基盤の脆弱性と深刻な経済不安とともに、2015 年「gag law」など反民主的法規制に対して、国内外から批判が高まっていたことを指摘できる。

注目されるのは、この基本計画が、「労働者の権利を回復し、雇用と労働条件の質を向上させること」を目標とし、それに近づくために、社会保障給付の持続可能性の保証を強化すること、労働市場における企業間の公正な競争を保証することを挙げていることである。そこでは、「現行の労働・社会保障規制を遵守しない企業の不正行為が、経済の持続可能性を失わせ、社会的に不公平であり、スペイン経済の競争力と生産性を低下させ、労働者の基本的権利も侵害する」深刻な要因になっているという認識があった[26]。

そして、「偽装自営業者」について計画は、監督の対象を定めるために、政府統計（EPA）を基に自営業者 304 万 2,200 人の中で「偽装自営業者」と言える者を推定している。つまり、「仕事の内容や順番に影響を与えることができない者」16 万 5,900 人（5.5％）、自営業者または協同組合員 201 万 1,600 人の中で「以前の勤務先に言われて自営業になった者」３万 2,800 人（1.6％）、「過去１年間に顧客がいないか、いてもせいぜい１社だった者」18 万 5,500 人（9.2％）、「顧客が労働時間を決めている者」22 万 2,400 人（11％）、「顧客の希望により自身だけで従業員がいない者」２万 300 人（１％）などが、実際には事業基盤を持たず、実施される活動のリスクや危険も引き受けず、企業との関係で雇用の特性を持つ「偽装自営業」の可能性がある[27]。

2021 年７月、「基本計画」３年間の実績が発表された。労働・社会保障分野の広範囲に及ぶ不正行為摘発で多くの成果が確認された。労働・社会保障監督局の介入により、32 万 3,026 件の臨時契約が無期契約に変更され、７万 2,945 件のパートタイム契約の労働日が延長された。また、賃金未払いでは、2019 年以降、労働者のために回収された金額は 295 万 802.79 ユーロに達した。

「偽装自営業」については、労働・社会保障監督局は、国税庁との相互情報交換に基づく査察行動計画を策定して多くの資源を投入して監督活動を進めた。2018 年８月～ 2020 年６月に得られた成果としては、一般社会保障制度に雇用労働者として正しく登録することで、３万 9,249 人の偽装自営業者が正規化されこと、2,404 件の違反事例が発見されたこと、社会保障費の精算額は全体で 259 万 2,190.88 ユーロとなったことが指摘されている（表１、表２）[28]。なお、PF 企業については、基本計画２年目から特別キャンペーンが実施され、社会保障関連の結果が示されている（表３）。

表１　偽装自営業者をめぐる諸結果

期間	社会保障登録者（女性）	社会保障登録者（男性）	一般社会保障登録者（合計）	法令違反（制裁）	社会保障保険料清算額（€）
2018年8月～2022年6月	12,664	26,585	39,249	2,404	259,229,190.88

https://rodosoken.com/

表２　偽装自営業の推移

期間	監督実施	正規化
2015年	3,376	1,574
2016年	2,720	1,103
2017年	7,543	1,845
2018年	9,842	18,851
2019年	14,132	19,867
2020年1月～6月	3,979	3,008

出所：INFORME FINAL DE EJECUCION DEL PLAN DIRECTOR POR UN TRABAJO DIGNO 2018,2019,2020,p.33.

表３　プラットフォームと電子商業

期間	監督実施（件）	社会保障登録者（女性）	社会保障登録者（男性）	一般社会保障登録者（合計）	法令違反（制裁）	社会保障保険料清算回収額（€）
2018年8月～2022年6月	145	1,298	8,249	9,547	461	17,059,700.15

（2）「ジェネラリスト」としての労働・社会保障監督官制度

以上のように、計画的な労働・社会保障監督の実施が、スペインが、偽装自営業、とくに前述したPF労働をめぐる最高裁判所判決や「ライダー法」を生む要因になったことは、同国の内外で共通した認識になっている。筆者は、何故、他の諸国とは違って、スペインの労働監督制度が、偽装自営業の摘発で大きな成果を上げることができたのか､その背景と理由を明らかにしたいと考えた。スペインでは、近年、100年を超えるスペイン労働監督制度の歴史や比較研究について大部な研究書が発刊されているが[30]、残念ながら入手できなかった。本稿では、入手できたいくつかの論文や情報から得られた知識を基に、同国の労働監督制度の特徴を要約的に指摘したい。

第一は、スペインの「労働・社会保障監督官」制度（略称「ITSS」）は、英米系諸国や北欧諸国に多い労働安全衛生だけを対象とする「スペシャリスト」監督官ではなく、雇用・労働条件、さらに社会保障をも対象とする「ジェネラリスト」監督官である。スペインでは1903年に「労働監督局」が設置されたが、これと別に社会保障監督機関を置く動きがあり、社会保障監督を別の省の担当とし、労働監督と区分する時期があったが、1984年の公務員改革で社会保障監督業務を吸収した「労働･社会保障監督官制度」に再統合された（法律第30号）。背景には、1960年代に労働紛争が増加し、社会労働問題のあらゆる側面に広範な権限をもつ監督の必要性が高まったことがあった。そして、1990年代以降の非正規雇用の増加の中で未登録・未納の摘発に重点を置く社会保障分野における監督活動の意義が確認され、1997年11月に「労働・社会保障監督局法（1997年法律第42号）が制定された。さらに「無申告労働」､「非正規雇用」､「社会保障詐欺」の弊害が深刻化する中で、2015年7月21日の法律第23号によって現在の「ジェネラリスト」モデルの監督官制度が確立した[31]。

第二の特徴は、スペインの監督官が、労働組合代表（二大労組傘下の組合以外を含めて労働省所属職員の８団体）を通じて政府との協議に参加している。そして､自らの労働条件改善だけでなく、労働監督をめぐる政策策定で現場からの声を反映させていることである。前述の2018年の「基本計画」だけでなく、現行の「2021-2023年計画」

では、閣議決定前の2021年７月、労働・社会保障監督のために監督官の大幅増員が必要であることを、労働省幹部に認めさせる合意があった[32]。しかし、その後、政府内で財務省が増員を認めないことから、合意が履行されないことに監督官・労働省職員の労組が強く抗議し、2023年６月26日にはストライキを実施している。政府が保守政権か左派連立政権かにかかわらず、監督官としての独立性を強く維持していることに注目することができる。

5　おわりにー最近の注目動向と課題ー

ライダー法をめぐって最近、二つの注目すべき動きがあった。一つは、2021年12月にEU委員会が提案した「PF労働指令案」が、PF企業からの執拗なロビー活動や保守政権の諸国からの抵抗で難航して、ようやく2023年２月のEU議会で可決にこぎつけた。EU理事会でも一部諸国からの「雇用推定」に対する強い異論で最終的決着が見られなかった。これに対して、原案を支持するスペインなど８カ国から書簡が出されるなどの経過があったが、2023年６月の関係閣僚会議で、「雇用推定」規定を若干後退させる内容でようやく修正案が成立した（スペイン政府は、修正案は「野心的でない」として棄権）[33]。

もう一つは、スペイン国内でのPF大手二社（GlovoとUberEats）が「ライダー法」に反対の態度をとり続け、配達員を「自営業者」として働かせ続けたことである。スペイン政府は、厳しい労働監督をすすめるとともに、法違反を改めない両者に高額の行政罰（制裁金）を科すなどの対応をとった。しかし、依然として法を遵守しない企業を前提に、2022年末の国会で刑法典が定める「労働の権利に関する罪」の規定（同法第311条）が一部改正され、「６カ月から６年の禁固刑および６カ月から12カ月の罰金刑」に処する対象として、「雇用契約以外の方式で労働者を雇用し、違法な条件を課す者、または行政上の要件や制裁に反してその労働者を維持する者」を追加した。政府は、「金で済ます」という態度をとり続けているPF二大企業に対して、この刑法規定の適用を示唆している[34]。

このように「ライダー法」が先行したPF労働への規制の動きは、2025年のILO総会での議題として予定されているが、今後も多くの反発や紆余曲折が予想される。その中で、スペインは、PF労働の弊害に対してEUの中で最も先行する労働・社会保障監督、最高裁判決、そして、ライダー法など、世界が注目する対応を示してきた。

本稿では、何故、こうした対応が可能であったのか、をテーマに考察してきた。現時点では、一つの要因として「ジェネラリスト」としての労働・社会保障監督官制度があることを強調したい。多様な非正規雇用形態、とくに「偽装自営業（偽装フリーランス）」や「PF労働」などが蔓延する中で、従来の標準的雇用を前提にして労働安全や労働時間などの法違反だけを対象とする「スペシャリスト」労働監督官では十分に対応できない。新たな労働社会の変化に対応するのに、社会保障を含めて労働関連の「不正行為」を是正するスペインの労働監督制度は、ILOがめざすディーセント・ワークの実現とも軸を一にしている。ILOは、労働法が存在しないか、労働法不遵守が蔓延する職種や産業部門を「インフォーマル経済」と規定し、その広がりの中で積極的・計画的な「労働監督」の重要性を強調している。スペインの動向は、こうしたILOの提起に誠実に応える先進例である。こうしたスペインの動向は、これまで大きな注目を集めていないが、世界から後れた日本との比較でも大いに参考になると考える。

（わきた　しげる・龍谷大学名誉教授、労働総研会員）

https://rodosoken.com/

1）脇田滋「『雇用類似の働き方』に対する各国の裁判・法規制と日本への示唆」本誌 No.126（2023 年）68-69 頁。

2）スペイン労働法については、日本スペイン法研究会他編『現代スペイン法入門』（嵯峨野書院、2010 年）、最近のスペイン労働をめぐる日本語情報としては、労働政策研究・研修機構（JILPT）関連でも意外と少なく、2020 年の日本労働弁護団「スペイン調査報告」（『季刊労働者の権利』336 号）があり、また、労働法学分野では、高橋奈々「スペインの 2012 年解雇規制改革とその後の動向」季刊労働法 279 号（2022 年）34 頁以下が注目される。

3）筆者のエッセイ「第 66 回 世界の労働動向とスペイン語学習」（https://hatarakikata.net/16256/）参照。

4）スペインの現代史については、最近のものとして立石博高『スペイン史 10 講』（岩波新書、2021 年）参照。

5）民主化体制移行後の労働をめぐる状況については、78 年スペイン憲法の労働関連規定「脱憲法化」を批判的に分析する Adoración GUAMÁN（2017）, CUARENTA AÑOS DE CONSTITUCIÓN DEL TRABAJO: HISTORIA DE UN PROCESO DECONSTITUYENTE, Ivs Fvgit, 20, 2017, pp. 183-246 参照。

6）Holm-Detlev Köhler（2021）, TRADE UNIONS IN SPAIN Structural Conditions and Current Challenges, Friedrich Ebert Stiftung（https://library.fes.de/pdf-files/bueros/madrid/17814.pdf）

7）同上、18 頁。

8）CFA「スペイン事例 No.2947 に関する 2016 年 11 月 10 日報告書 380」参照。

9）Acuerdo de Coalición Progresista para España（https://www.psoe.es/media-content/2019/12/30122019-Coalici%C3%B3n-progresista.pdf）。

10）Holm-Detlev Köhler（2021）前掲、22 頁。

11）COLLEEM は、EU 委員会が PF 労働を調べるために開発した拠点（hub）である。

12）13）Pérez Guerrero et al.（2021）Social security for Spain's platform workers _ Self-employed or employee status, International Social Security Review, Vol. 74, 3–4/2021, pp.179ss.

14）Waeyaert w., Lenaerts K., Gills D.（2022）_SPAIN _ THE 'RIDERS' LAW', NEW REGULATION ON DIGITAL PLATFORM WORK（European Agency for Safety and Health at Work）.

15）UGT, El trabajo en las plataformas digitales de reparto, 2019.

16）Adrián Todolí-Signes, Comentario a la Sentencia del Tribunal Supremo español que considera a los Riders empleados laborale, Labour & Law Issues, vol.6, no.2, 2020.

17）18）19）Adrián Todolí-Signes, 同上 .

20）Adrián Todolí-Signes, Comentario a la Sentencia del Tribunal Supremo sobre los falsos autónomos en Glovo（https://adriantodoli.com/2020/09/30/comentario-a-la-sentencia-del-tribunal-supremo-sobre-los-falsos-autonomos-en-glovo/）

21）22）Waeyaert w., Lenaerts K., Gills D._SPAIN _ THE ‘RIDERS' LAW', NEW REGULATION ON DIGITAL PLATFORM WORK（European Agency for Safety and Health at Work, 2022.

23）協定は 48 頁に及ぶ詳細な内容を定めている。

24）https://elpais.com/economia/2021-12-27/la-irrupcion-de-cuatro-nuevas-plataformas-de-reparto-sacude-el-sector-tras-la-entrada-en-vigor-de-la-ley-de-riders.html

25）26）Gobierno de España, PLAN DIRECTOR POR UN TRABAJO DIGNO 2018–2019-2020.

27）同 17 頁以下。

28）INFORME FINAL DE EJECUCIÓN DEL PLAN DIRECTOR POR UN TRABAJO DIGNO 2018, 2019, 2020, 33 頁。

29）同上、34 頁。

30）AA. VV. La Inspección de Trabajo. Regulación española y perspectiva internacional. Pamplona, Aranzadi, 2016.

31）ILLUECA BALLESTER, H., "La Inspección de Trabajo y la Seguridad Social". Revista de Derecho de la Seguridad Social, Laborum. 27（2021）, pp.215-230.

32）Informe Anual 2021 De La InspecciÓN De Trabajo Y Seguridad Social。2021 年のスペインの監督官数は、「監督官」1,000 人、「副監督官」1,051 人、合計 2,051 人で、労働者 1 万人に 1 人という ILO 基準に達していない。

33）eldiraio 2023 年 6 月 12 日「スペインが難色を示す中、27 カ国がカフェイン抜きの欧州「ライダー法」にゴーサイン」

34）eldiario2023 年 10 月 17 日「労働監督局は、労働者のプライバシー侵害の疑いでグローボ社を調査した」

労働戦線NOW

連合大会で芳野会長続投、問われる自民との距離感や闘争力

――24春闘で「スト」視野の連合産別も、全労連は「職場闘争」強化、軍拡阻止・野党共闘も焦点

青山　悠

連合は定期大会を10月5～6日に開き、芳野友子会長、清水秀行事務局長の続投を決めた。大会には岸田首相が自民党政権下の首相として16年ぶりに出席し連合に秋波を送った。新運動方針では「運動の担い手不足の打開」なども決めた。24春闘構想も論議となり「スト権行使」や「そごう・西武ストの労働界支援」も波紋を広げている。全労連は24春闘のスト拡大へ職場闘争の強化など運動のバージョンアップを重視。岸田政権の軍拡・改憲阻止や野党共闘も大きな焦点となっている。イスラエルのガザ侵攻・ジェノサイド（集団殺害）反対・停戦行動も展開されている。

■連合大会に岸田首相、政権と連合接近

岸田首相が自民党政権下の首相として16年ぶりに連合大会に出席し、連合と政権との接近を印象付けた。

岸田首相はあいさつで「春闘の賃上げは30年ぶりの高水準となり、引き続き皆さん方とコミュニケーションを密にとりながら、全力で取り組みたい」と述べた。芳野会長があいさつで触れた「政労使の意見交換会」に呼応し、連合の取り込み、野党分断とも報じられている。

また電機連合（パナソニック）の前組織内候補で連合も支援した矢田雅子元国民民主党副代表が首相補佐官に任命されたことに対して、芳野会長は「立場が変わったので、一定の距離を置きたい」としつつ、「連合の考え方には十分理解しているのではないか」と指摘。連合と国民民主、自民党政権との政策の同一性を伺わせた。

連合と自民党・政権との関係は21年の芳野会長就任以来、急接近している。自民党大会へ「出席したい」との意向を22年2月に表明し、反対されて見送りへと紛糾した。22年9月には、国論が二分され、違憲とされる安倍元首相の国葬にも連合内で異論がある中でも出席した。自民党は23年度の運動方針で「連合並びに友好的な労働組合との政策懇談を積極的に進める」と連合を明記し、連合の政治スタンスが問われている。

自民党・政権との関係や野党共闘についても「前任者から変わっていない」と発言している。しかし前任者は共産との共闘は認めていないが、選挙では「与党に漁夫の利を与えない」として、政党間で共産を含む野党間の統一候補を容認していた。芳野氏は選挙調整でも共産を否定し、連合の選挙と政治的スタンスを変えている。

■連合会長続投、自民党関係など２つの問題

連合は芳野会長の続投を決めた。対立候補はなく、8月24日の役員推薦委員会（通称、役選委員会）で推薦決定となった。役選委員長の伊藤敏行フード連合会長は、芳野氏の続投推薦について「初の女性会長として連合の注目度を高め、春闘の賃上げの環境整備、ジェンダー平等の推進を牽

引したことを評価している」と話した。ただし役選グループからは自民党との関係など「２つの問題」が指摘され、芳野氏も８月24日の定例会見で記者の質問に答えている。

第１の自民党との距離感については、「まだ足りないくらいだ。自民党を支持するとは言っていない。連合の政策理解のためにも自民党・政権と対話できる環境を引き続きめざしていきたい」との見解を表明した。

第２の芳野氏の出身単組JUKI労組委員長と連合会長との兼務については、「連合会長専任はあるべき姿であり、私は単組の事情実態（役員の成り手不足）を話している」と弁明。役選委員会の伊藤委員長は「上三役（会長、会長代行、事務局長）の役割分担」を報告した。

■問われるナショナルセンターの機能低下

連合内では、会長続投について軋みも聞かれる。有力産別幹部は「兼務はよくない」と表明。芳野氏は単組幹部から一挙に連合会長となり、産別幹部や地方連合幹部も経験していなく、組織の役割の違いがあるにもかかわらず兼務となった。これからも問題となろうと指摘した。

大会論議でも「安保３文書など、戦争が身近に迫ってきている。『平和なくして労働運動なし』。岸田政権との付き合い方の見直しが必要ではないか」（全国ユニオン）、「規制緩和など労働者の権利を後退させたのが自民党政権だ」（自治労）など、自民党との距離を見直す意見も出された。

これまで連合の歴代人事は、1994年の２代目から2005年の５代目まで会長、事務局長選挙などで「職場、地域の運動強化」「九条改憲反対」「春闘・労働運動の強化」などを掲げて対立選挙となり、連合運動に影響を与えた。

いま連合は春闘では実質賃金が確保できず、組織人員は減少し、支援政党の亀裂問題を抱えながら産別・単組優先が目立ち、運動のあり方が問われている。今後の２年、連合はナショナルセンターの機能強化へ目に見える行動が問われている。

採択された運動方針では、岸田内閣の「三位一体の労働市場改革」について、「安易な雇用の流動化や格差の拡大に陥らないか、実効性ある雇用のセーフティネットの構築につながるかなど、労働者保護の観点から慎重に見極める必要がある」にとどめている。

■運動の担い手不足打開、会長も出前対話

連合の運動方針では「運動の担い手不足の打開へ人材の確保･育成」が掲げられた。運動では「職場と地域の働く仲間の声をもとに、労働組合・連合運動への理解・共感・参画を広げていく」と提起している。

職場の活動や運動の担い手不足は古くて新しい課題である。01年には笹森清会長が組合員との「総対話活動」を始め、パートの処遇改善を強化。15年には古賀伸明会長が１年余にわたり47都道府県の総対話報告書を発表。「若い人たちの組合離れで役員の後継者がいない」など、「職場活動の停滞」の深刻さを示した。

19年には神津里季生会長も１年余の「総対話活動」報告をまとめ、「労働運動やストを知らない若い人が増えている」など、組合が直面している苦闘や連合の評価、要望などが浮き彫りとなり、「運動の宝」とされている。

芳野会長も今年から産別、地方への「出前対話活動」に取り組み、既に地方９ブッロクを終わり、構成組織では中執産別以外からスタートし、フード連合や全国ユニオン、JR連合、航空連合など13組織と対話。組合からは「職場の組合活動家不足で産別・地方へ人の派遣が困難」「大衆運動の強化を」などが出されている。

組織対応では「地域ゼネラル連合」の創設案を

決定した。産別移行を視野に（新）地域ユニオンで構成し、フリーランスの個人加盟も認めている。建設系労組は産別として連合加盟の検討を提起しているのが注目される。

■連合は５%以上要求、生活向上分なし

24 春闘構築の論議も本格化した。連合は春闘要求として、ベア３％以上、定昇２％の合計５％以上を確認した。要求に「以上」を付けるのは 15 春闘以来９年ぶり。それまでは「程度」として上下の幅を認め、大手金属労組は連合より１％低い要求を設定していた。中小は 23 春闘より 1,500 円高い 15,000 円を提起した。方針の特徴は、23 春闘の「賃金引き上げへのターニングポイント」から、「経済社会のステージ転換をはかる正念場」と位置づけていることである。

賃上げ分の内訳は 23 年度 GDP 成長 1.3%、CPI 物価 2.6％などを勘案。物価ミニマムともいえる水準であり、満額獲得しないと実質賃金はマイナスとなる。生活向上分もなく、成長成果の公正配分もなく、分配構造の歪みも課題。先進国は１～２％の実質賃金引き上げを確保しており、日本の賃金はさらに低迷することになる。

■24春闘で「スト権行使」への変化も

連合の春闘討論中央集会（10 月 30 日）では、「ストも辞さずの構えを」など、連合春闘 33 年で異例ともいえる攻めの意見が表明された。

方針討論でも「23 春闘では満額回答でも物価に追いつかない報道もあった。スト権を行使し、ストを打ち出す必要がある。また『平和無くして労働運動なし』の春闘展開も」（全国ユニオン）、「中小組合には先行大手の回答が重要となり、ベア、定昇の情開開示をしてほしい。ストを辞さない旗振りを」（自治労・全国一般）、「日銀調査で物価は生活実感で 15%上がっている。ベア３％はどうなのか。賃上げへ取引価格の適正化を」（JAM）、「集会・デモの大きな旗を振ってほしい」（私鉄）などの意見が表明された。

産別では UA ゼンセンが、生活向上分も含め連合要求を１％上回る「ベア４％基準、定昇込み６％基準」を提起し、争議権（スト権含む）行使も視野に入れた構想を定期大会で打ち出している。

芳野会長は「23 春闘は 30 年ぶりの賃上げだが、実質賃金はマイナスで推移し、連合調査でも半数の人が賃金への不満をもっている」と指摘。「24 春闘では生活向上につながる賃上げ実現へ、23 春闘を上回る賃上げが必要だ」「これまでとは異なる取り組みも検討したい」と語っている。

連合の会見でも記者から、「23 春闘では、要求以上の回答や満額回答が出されている。要求は低すぎないか」「６％なども論議したのか」「物価は３％台で上昇している。生活向上分や実質経済成長を入れないのか」「24 春闘は連合の真価が問われる。物価上昇以下の実質賃金マイナス回答には、連合方針の労働基本権にこだわり、ストも検討するのか」との問いに、「闘い方を専門委員会で論議したい」などと述べている。

連合は 93 年に春闘の闘争体制強化としてストを提起し、ゼンセン、金属など９産別が決起した。連合が 24 春闘で実質賃金確保へストを呼びかけるかが注目される。

また、金属労協が９月の大会で決めた春闘や産業政策などは連合の「産業別活動センター（仮称）」への移管について連合と調整中であり、その動向も注目される。

■駐日アメリカ大使、連合でストを語る

駐日アメリカ大使が７月の連合 2023 サマートップセミナーで世界の「スト」を語るシーンがみられた。連合セミナーでストが語られるのは極めて異例である。

エマニエル駐日アメリカ大使は、連合の芳野会長とのオープニングセッションでスピーチ。コロナ禍前後の社会の変化に触れ、フランスの年金行動やアメリカのUPSストなど世界で経済的、政治的なストがあり、混乱が生じていると指摘。エマニエル氏もシカゴ市長時代に８日間の教員ストにみまわれた体験を披露した。

いま欧米の労働運動はスト攻勢で物価見合いの賃上げと組織拡大で前進し、アメリカでは「ストがストを呼ぶ」状況となっている。自動車のビッグ３は賃上げ40％を掲げて６週間ストを続け、25％賃上げを獲得し国民の高い支持を得ている。エマニエル氏は「スト」に触れつつ、日本に対する欧米並み労働運動のメッセージといえようか。

日本のみが先進国から遅れた賃金水準。いま労働側は物価高・人手不足と政府の賃上げ政策で反転攻勢のチャンス。目減り賃金（実質賃金マイナス）阻止へ、ストを背景にした欧米並みの運動が求められている。

■西武ストと労働界支援の波紋

そごう･西武労組（UAゼンセン）が８月31日、百貨店大手では61年ぶりのストを実施した。支援は連合本部やJAMのほか、全労連、全労協、労働弁護団などに広がり、メディアも報道した。他産別でも基幹労連の大会会見で記者から「西武ストをどう思うか」など波紋は広がり、全労連の国公労連大会ではスト連帯決議も採択された。

親会社セブン＆アイが９月１日、米投資会社フォートレスへ株式譲渡し、土地をヨドバシカメラに売却するとされた。組合は事業継続と雇用保障の明確化を求めて苦渋の選択としてストに踏みきった。ストは終日実施され、組合員約4,000人（パート含む）のうち、池袋本店で働く約900人が参加した。

ゼンセンの大会では、ストの前面にゼンセンが出なかったことに対して、「我々は組合のストを全面支援してきたが、ゼンセンの動きがみえない。誰のための、何のための産別か」（高島屋）、「百貨店のみの行動でいいのか」（三越伊勢丹）、「組合員からゼンセンの姿が見えないとの声が出た」（イオン）、「親会社は使用者性がないとして、団交を受けないことを労働界として問題視すべきだ」（クレディセゾン）などの意見が出された。

本部は、関係会社の殆どに傘下組合があり、複合産別の対応に触れつつ、「行動力が足りなかった」と釈明。今後、「持株会社、売却先などに雇用保障を前提にした計画を出させ、組合と連携して交渉を支えていきたい」と述べた。

M&Aなど企業の買収・再編が増加する中で、労働界も投資会社や持株会社など背景資本の使用者性と闘い方を検討すべき課題となっている。

■ヤマト運輸の非正規解雇と労組結成効果

宅配大手ヤマト運輸のパート約4,000人と個人事業主（請負労働者）約３万人の解雇・契約解除に対して建交労軽貨物ユニオン・ヤマト運輸茨城班（パート18人）を結成し、解雇撤回などの成果をあげている。日本郵政への業務移管とされ、解雇・契約解除は来年１月31日とされている。

パート組合は10月16日、ヤマト本社と初回団交を行い、会社は「整理解雇ではなく、退職お願いであり、配転先を精査している」と回答。組合は「『雇用終了』通知書の撤回」を求め、茨城などでは実現され、組合員には再配置提案も行っている。しかし全国的な対応になっておらず、組合は全国的にも約束どおりの対応を求め、ストも検討するとしている。

一方、クロネコメイトの業務委託労働者は軽貨物ユニオンに加盟して、契約終了の撤回を求めて団交を申し入れたが、ヤマトは「業務委託は個人事業主で労働者に当たらない」として、団交を拒

否したため、不当労働行為として都労委に訴えた。

業務委託の就労実態は、制服の着用や荷物の割当がバーコードやGPSで管理されており、時間的・場所的・報酬でも支配従属関係にあり、「労組法の労働者」として団交応諾義務があると主張している。「使用者性」についても、ヤマトとは直接契約であり、親企業や背景資本とは異なり「労組法上の使用者に当たる」としている。

ヤマトと日本郵政の業務移管契約は「事業組織の再編における労働者保護に関する法律」の事業譲渡として、解雇禁止・労働契約の承継に当たるかどうかも検討課題となろう。

■全労連はスト前提で賃上げ10%以上要求

全労連や中立労組などでつくる国民春闘共闘は10月20日に総会を開き、24春闘構想案を確認した。スト実施を前提に23春闘で掲げた「たたかう労働組合のバージョンアップ」の第2幕とし、「労組主導型の賃上げ」を職場・地域から広げることをめざしている。

要求の柱は3つ。①大幅賃上げ・労働時間短縮・労働法制改悪阻止、②公共を取り戻すたたかい、③軍拡増税阻止・改憲を許さないなどである。

賃上げ要求は23春闘と同額の3万円以上・10%以上を設定。最賃は「いますぐ全国一律1500円、めざせ1700円」を掲げ、1700円の提起は初めてで、各地の最低生計費調査を踏まえて設定している。非正規春闘や地域春闘も重視している。

ヤマ場は来年3月13日（水）を統一回答日、翌14日を全国統一ストに設定している。あいさつした小畑雅子議長は、労働組合の力で要求、憲法擁護、政治の転換を訴えた。

討論では、「スト実施は6割に達しているが、ストをやらない組合に役員が足を運び、スト実施と産別統一闘争の強化を目指したい」（JMITU）、「『スト事例集』を作成し、ストを前提にした統一闘争をめざしたい。『103万円、106円の壁』の是正にも取り組んでいる」（生協労連）、「23春闘では全医労がストに決起した。24春闘では大幅賃上げと大幅増員を掲げ23春闘を上回る行動とストを打ち抜きたい」（医労連）、「23春闘で賃上げ2.51%を獲得したが、物価高に追いついていない。24春闘ではストを強める」（出版労連）、「物価・消費税減税・福祉など国民要求と大幅賃上げの国民春闘強化を」（自治労連）、「全教教育提言7項目で全自治体での教育懇談会に取り組み、地域春闘と連携。分会では校長交渉を強めたい」（全教）、「食と農業を守るため地域春闘にも参加」（全農協労連）、「県下63自治体で最賃意見書の採択に取り組み、自民党賛同の自治体もある」（埼労連）、「地域最賃プラス100円の公契約で地場相場の形成波及」（東京地評）などの発言が目立った。

全労連は23春闘ストで405回、前年の3倍を評価。24春闘でもスト春闘の継続拡大をめざす方針だ。闘争のバージョンアップへ官民労組とも「職場活動・職場闘争」を強化し、「強い産別・地方組織」「強い全労連」をめざしている。

11月10日には「物価高騰から生活守れ！賃金上げろ！」などを掲げて、国民春闘共闘や国民大運動実行委員会などが東京で集会、デモ、国会請願、省庁前行動など終日、多彩な行動を展開した。

■「職場活動と職場闘争」の重要性と関係

全労連が提起している「職場活動・職場闘争」の強化に関しては、総評の「組織綱領草案」（1958年大会決定）が参考になる。

組織綱領草案は三池労組や北陸鉄道労組、国労などの先進的な運動の経験を踏まえて策定された。それによると「職場活動」と「職場闘争」は全く同じではないと指摘。「職場闘争」は職場の共通の要求を掲げてみんなで闘い交渉する方式と規定。職場闘争の外で「職場活動」は個人的属人

的な不平不満や要求に対する職場組織の「世話役活動」も含んでいると指摘し、両者は機械的に区別すべきではないとしている。

職場闘争は「職場要求」に始まり、要求は多種類にわたる。賃金の職場別個人別問題や福利厚生、施設改善、人員増要求などもある。青年、婦人、男女平等、勤続などで要求の違いもあり、職場要求の違いをありのままに知り合い、まず十分に話し合うことが最も大切としている。

職場闘争では「職場組織」と「職場活動家」の層を厚くすることが車の両輪とされ、職場組織の空白地帯を作らないことを提起。職場のエゴに陥ることを未然に防止するため先進的な職場の労働条件の到達闘争の組織化が強調されている。

職場闘争の意義として、職場要求をみんなで闘い部分的にも成果を上げると、組合員の団結と統一が促進され、組合への関心は高まる。経営者との関係でも労働者の連帯と労働者階級としての自覚と連帯意識が芽生え、日本の企業別組合の組織的弱点と問題打開につながり、職場の民主化に関連するとしている。

職場は経済、政治、地域課題が重なり合い、職場組織と組合本部、産別統一闘争発展の要因と指摘。単組、産別、地方、ナショナルセンター強化をめざす運動展開として注目されている。

運動ではアメリカの「コミュニティ・オーガナイジング」(CO)も参考にしている。9月29日には、レイバー・ノーツの活動にも関わる元港湾労組組織局長・オルガナイザーのピーター・オルニー氏の公開学習会を開催。オルニー氏は組合民主化によるスト、労働協約など労働運動の歴史的な変化に触れつつ、未組織労働者の拡大の重要性を強調した。また職種別最賃がカルフォルニア州のファストフード労働者で時給20ドル（約3,000円）に引き上げられた新たな運動も紹介した。

■軍拡阻止・平和と野党共闘も焦点

岸田政権の大軍拡・改憲阻止と野党共闘構築も焦点となっている。「九条の会」は10月5日、東京で大集会を開き、1,200人が参加し、「総がかり行動」「市民連合」も協賛した。憲法施行77年の11月3日、国会正門前で「憲法を生かし大軍拡阻止」などを掲げた集会が開かれ、約4,000人が参加。総がかり行動などが主催し、全労連、全労協、平和フォーラム、市民団体や立憲、共産、社民、れいわ、沖縄の風などの決起集会となった。

イスラエルによるパレスチナ・ゴザ侵攻・ジェノサイド（集団殺害）反対と停戦を訴える行動も10月から総がかり行動などでつくる「パレスチナに平和を！緊急行動」が展開している。

野党共闘の構築では、市民連合と5党会派の意見交換会が9月14日に行われ、共産、立憲、れいわ、社民、沖縄の風などが参加した。10月23日には立憲の泉代表が次の総選挙に関して「連携と力合わせ」を共産にも要請し、両党で確認した。

これに対して連合の芳野会長が11月9日、立憲の泉代表と会談し、「政策などの考えが異なる共産党から支援を受ける候補者は推薦できないと伝えた」と報じられている。

連合の産別からは「野党共闘は各政党間の関係だ。連合は関与してないか」（全国ユニオン）、「岸田政権の国会運営と政策決定に対して強い野党と政治勢力の結集が必要だ」（自治労）などの意見も表明されている。

全労連と各産別は改憲・大軍拡・大増税政策の岸田首相退陣を提起している。中立の全国港湾は「港湾を戦争に使わせないことで産別労使合意」をしている。「新たな戦前」に対して、官民の産別とも職場からの闘いを強め、統一戦線的な護憲平和運動の拡大が重要となっている。

（あおやま・ゆう　ジャーナリスト）

Editor's note 編集後記

■今号の特集は、軍事大国化や「資本の論理」を制御することにより、一部の“国益”ではなく個人の尊厳が擁護される憲法に基づく社会を実現するために、労働組合が果たす使命とは何かを再確認するものである。

軍需産業や財界は経済の軍事化を通じて利益の実現をめざしており、政権もそれを後押しする。これを食い止めるために、労働組合は発信を止めてはならない。戦後 78 年間、日本は全く戦争に関わらなかったわけではないが、少なくとも国土が戦渦に巻き込まれたことはない。この事実が幸せなことであることを噛みしめ、平和の尊さを社会に発信していかねばならない。

■特集以外でも、近年のスターバックスやアマゾンにおける組合結成に象徴されるアメリカ労働運動の高揚、プラットフォーム労働への規制を強めるスペインの労働法・労働行政等の海外情勢の紹介のほか、芳野会長の就任以来、政権に急接近する連合の抱える問題、「スト」がキーワードとなる 24 春闘構築の論議等の解説を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。(S.N.)

次号予告（No.129　2024 年冬季号）

【特集】「働き方改革」を検証する

□総論：「『働き方改革』は労働者に何をもたらしたか」（竹信三恵子）
□各論：・岸田内閣の雇用・労働政策の特徴と問題点
・労働契約法 18 条・無期転換ルールと雇止め
・医師の長時間労働は解消されるか
・「働き方改革」と地方公務員労働者（会計年度任用職員問題）
ほか

2024 年 2 月中旬発行予定

Information

「読者の声」欄への投稿を募集

本誌についての率直な感想、ご意見などを、編集部までお寄せください。掲載分には図書カードを進呈します。
E-mail：rodo-soken@nifty.com

季刊　労働総研クォータリー　No.128（2023 年秋季号）
2023 年 12 月 15 日発行　　定価：1320 円（税込）　　年間：5280 円（税込）

編　集●一般社団法人労働運動総合研究所（いっぱんしゃだんほうじんろうどううんどうそうごうけんきゅうじょ）
発　行　〒 102-0093 東京都千代田区平河町 1-9-1 メゾン平河町 501
TEL.03-3230-0441　FAX.03-3230-0442
http://www.yuiyuidori.net/soken/　　E-mail：rodo-soken@nifty.com
発　売●株式会社 本の泉社
〒 112-0005 東京都文京区水道 2-10-9　板倉ビル 2 階
TEL.03-5810-1581　FAX.03-5810-1582
http://www.honnoizumi.co.jp/　　E-mail：mail@honnoizumi.co.jp
印刷・製本●株式会社 ティーケー出版印刷 ／ DTP ●木椋 隆夫

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。
本書の内容を無断で複写複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。
©The Japan Resech Institute of Labour Movement (Rodo Soken) / HONNOIZUMISHA INC.
Printed in Japan

たたかう労働組合のバージョンアップ　低賃金と物価高騰から
生活まもる大幅賃上げ・底上げを　軍拡・増税でなく社会保障の拡充を

最新刊

2024年 国民春闘白書

全労連・労働総研 編　［A４判 80頁］

定価 1100 円（税込）
（ISBN 978-4-7617-0917-4）

〈おもな内容〉

総論 2024 国民春闘の焦点
賃金が上がる国を「労働組合主導」でつくる 24 国民春闘

1 私たちをとりまく経済情勢
2 物価上昇を上回る大幅賃上げで生活改善を
3 安心して働き続けられる職場の確立をめざす
4 公共を取り戻し、安心・安全な社会を
5 憲法を生かし持続可能な社会の構築を
6 主要企業の内部留保分析
7 春闘基本統計（時系列、地域別）

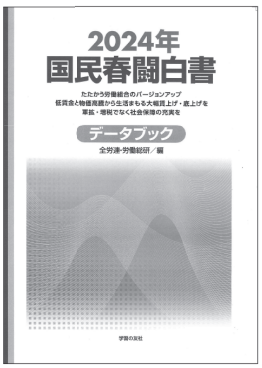

【発売】**学習の友社**　〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館内　TEL 03-5842-5641　FAX 03-5842-5645

コロナ禍で問い直される日本の社会保障
その全体像と運動の焦点を分野別にコンパクトに解説

社会保障運動入門

労働総研社会保障研究部会／原冨 悟 編　［A５判 135頁］

定価 1320 円（税込）
（ISBN 978-4-7617-0731-6）

【執筆】
相澤與一　福島大学名誉教授
小澤 薫　新潟県立大学准教授
唐鎌直義　佐久大学特任教授
公文昭夫　元中央社保協副会長
浜岡政好　佛教大学名誉教授
原冨 悟　労働総研理事
堀 幾雄　元中央社保協事務局長
宮崎牧子　大正大学教授
山口一秀　中央社保協事務局長

〈もくじ〉
はじめに
第1章 社会保障運動への接近
　～私たちの暮らしと社会保障
第2章 制度の成り立ちと現状
　～日本の社会保障制度
第3章 社会保障の必然性を考える
　～理念と運動
第4章 現代の暮らしと社会保障の
　争点～各分野の制度と運動
第5章 社会保障をよくする運動の場
　～職場・地域からの運動
コラム 10 項目／年表 社会保障形成史

【発売】**学習の友社**　〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館内　TEL 03-5842-5641　FAX 03-5842-5645

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

https://rodosoken.com/

Rodo-Soken Quarterly

No.128
2023 Autumn

Featured Theme 1
Japan Rushing Headlong on the Path towards Pushing Toward "War-fighting" Nation, How the Labor Movement Stands against the Attempt

Reject Massive Military Buildup and Making of Japan a "Merchant of Death" – Focusing on the Demands of the Financial Community and the Military Industry ..... Yasuhiro ISHIKAWA

To Block the Path towards War Lessons from the Joint Struggle to Abrogate the "War Laws" ..... Yoshikazu ODAGAWA

"Struggle to Defend the Constitution" by the National Federation of Consumers' Cooperatives
Workers' Unions (Seikyororen) ..... Yoshiko SAKURAI

Activities of the Labor Ministry Workers' Union (Zenrodo) to Defend the Constitution, Peace and Democracy ..... Tsuyoshi TSUGAWA

Fieldwork at the Yokota Air Base and the Struggle for Its Removal – History and Present ..... Masahiro TSUGAWA

YOTSUYA Sisters' Proposal for Alternative Japan's National Three Key Security Documents (National Security Policy) Making the Best Use of Article 9 of the Constitution ..... YOTSUYA Sisters

Featured Theme 2
Labor Movement and Labor Situtaion Abroad

Thoughts on the Recent Upsurge of the Labor Movement in the U.S. ..... Keisuke FUSE

Looking into the Context of the "Riders' Law" Enactment in Spain – Positive Labor Law and Labor Administration Countering "Disguise" ..... Shigeru WAKITA

<Labor Front Now>

Rengo Convention Re-elected Chair Tomoko YOSHINO for a Second Term, Its Distance from the LDP and Its Ability to Fight Questioned – Rengo-affiliated industrial unions Eyeing on Staging "Strike" in the 2024 Spring Wage Offensive, Zenroren Focusing on Strengthening of "Workplace Struggle," Stopping of Military Buildup and Promoting Opposition Parties' Unity ..... Yu AOYAMA

9784780718973
1920336012005

ISBN978-4-7807-1897-3
C0336 ¥1200E
本の泉社
定価：1320円（税込）

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Maison-Hirakawacho 501 1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093
Phone：03-3230-0441 Fax：03-3230-0442